

## 第 88 回 労働政策審議会障害者雇用分科会 議事次第

### 1 日時

令和元年 8 月 22 日（木） 13：00～15：00

### 2 場所

中央労働委員会 講堂  
（東京都港区芝公園 1－5－32 労働委員会会館 7 階）

### 3 議題

- （1）障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）
- （2）障害者雇用対策の政策目標について
- （3）その他

### 4 資料

- 資料 1 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱
- 資料 2－1 障害者雇用分科会における 2018 年度目標の評価について（案）
- 資料 2－2 2018 年度評価シート
- 資料 2－3 障害者雇用分科会で検証すべき 2019 年度目標（案）
  
- 参考資料 1 労働政策審議会障害者雇用分科会委員名簿
- 参考資料 2 平成 30 年障害者雇用状況の集計結果
- 参考資料 3 平成 30 年度障害者の職業紹介状況等
- 参考資料 4 平成 30 年度障害者雇用実態調査結果

厚生労働省発職 0822 第 2 号

令和元年 8 月 22 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 根本 匠

別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

## 第一 対象障害者の確認

一 対象障害者の確認は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める書類又はその写しにより行うものとする。

1 身体障害者 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師、産業医若しくは健康管理医その他これに準ずる者が作成した診断書若しくは意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、都道府県知事の定める医師が作成した診断書又は意見書に限る。）

2 知的障害者 知的障害者判定機関が交付した判定書その他これに準ずる書類

3 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳

二 国及び地方公共団体の任命権者による特定身体障害者の確認は、一（1に係る部分に限る。）により行うものとする。

三 市町村及び特別地方公共団体の任命権者に対する対象障害者及び特定身体障害者の確認方法に係る厚

生労働大臣の適正実施勧告の権限は、都道府県労働局長に委任することとする。

## 第二 国及び地方公共団体の任命権者による任免状況の公表

一 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者任免状況通報における全ての事項に係る内容を公表することとする。ただし、やむを得ない場合には、その内容に代えて、内容を公表しない旨及びその理由を公表することとする。

二 国及び地方公共団体の任命権者は、任免状況の公表に当たっては、公表した日を明らかにして、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととする。

## 第三 国及び地方公共団体の任命権者による障害者雇用推進者の選任

国及び地方公共団体の任命権者による障害者雇用推進者の選任は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十六号。以下「改正法」という。）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十八条第一項各号に掲げる業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を障害者雇用推進者として選任するものとする。

#### 第四 国及び地方公共団体の任命権者による障害者職業生活相談員の選任

一 国及び地方公共団体の任命権者が、障害者職業生活相談員を選任する基準となる障害者の数は、五人とすること。

二 国及び地方公共団体の任命権者による障害者職業生活相談員の選任に係る精神障害者の範囲は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は適応訓練を修了し、当該適応訓練を委託された事業主に雇用されている者とする事。

三 国及び地方公共団体の任命権者が選任する障害者職業生活相談員に係る厚生労働省令で定める資格を有する職員は、次のいずれかに該当する者とする事。

1 職業能力開発総合大学の指導員訓練を修了した者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が定める者

2 大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は職業能力開発総合大学の指導員訓練（長期養成課程の指導員養成訓練に限る。）、特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練若しくは職業能力開発大学校の応用

課程の高度職業訓練を修了した者若しくはこれらに準ずる者として厚生労働大臣が定める者で、その後一年以上、障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの

3 高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後二年以上、障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの

4 1から3までに掲げる者以外の者で、三年以上、障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの

5 1から4までに掲げる者に準ずる者

四 一般事業主が選任する障害者職業生活相談員に係る厚生労働省令で定める資格を有する労働者について、三の5に掲げる者について新たに規定することとする。

五 国及び地方公共団体の任命権者による職業生活相談員の選任は、選任すべき事由が発生した日から三月以内に行わなければならないこととする。

六 国及び地方公共団体の任命権者が職業生活相談員を選任したときは、遅滞なく、職業生活相談員の氏

名、職業生活相談員として選任するために必要な資格を有することを明らかにする事実並びに当該事業所の労働者の総数及び当該労働者のうち法第七十九条第一項に規定する障害者の数を、国及び都道府県の任命権者にあつては厚生労働大臣に、市町村及び特別地方公共団体にあつては都道府県労働局長に、それぞれ提出するものとする。

#### 第五 国及び地方公共団体の任命権者による免職の届出

国及び地方公共団体の任命権者が障害者である職員を免職する場合には、速やかに、免職する障害者である職員の氏名、性別、年齢及び住所、免職する障害者である職員が従事していた職種並びに解雇の年月日及び理由を記載した届書を、当該障害者である職員の雇用に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならないこととする。

#### 第六 書類の保存

- 一 法第八十一条の二の規定による書類の保存は、事業所ごとに行わなければならないこととする。
- 二 書類の保存期間は、対象障害者である労働者の死亡、退職又は解雇の日から三年間とすること。
- 三 同条の厚生労働省令で定めるものは、各事業所ごとに、当該事業所において雇用する対象障害者であ

る労働者に係る確認の書類の写しとすること。

## 第七 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第八 施行期日等

### 一 施行期日

この省令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとする。

### 二 準備行為

国及び地方公共団体の任命権者による障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員の選任は、この省令の施行前においても行うことができることとする。

### 三 経過措置

国及び地方公共団体の任命権者が選任する障害者職業生活相談員は、令和三年三月三十一日までの間は、第四の三に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する者とする。

1 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後二年以上、雇用管理その他の労務に関する事項（以



下「労務に関する事項」という。）についての実務に従事した経験を有するもの

2 高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後三年以上、労務に関する事項についての実務に従事した経験を有するもの

3 1及び2に掲げる者以外の者で、四年以上、労務に関する事項についての実務に従事した経験を有するもの

## 障害者雇用分科会における 2018 年度目標の評価について（案）

2018 年度の目標として障害者雇用分科会において設定した年度目標について、当該分科会が実施した評価の結果は、概ね以下のとおりである。

### （障害者雇用分科会において設定された年度目標の動向）

#### ○ ハローワークにおける障害者の就職件数について

〔2018 年度目標〕	前年度（97,814 件）以上
〔2018 年度実績〕	102,318 件

2018 年度の実績は 102,318 件で、前年度から 4,504 件増加となり、目標を達成した。これは、2018 年 4 月 1 日から法定雇用率引上げ（民間事業主について 2.0%→2.2%）が行われた中で、企業における障害者雇用への理解が進んでいること、就職を希望している障害者が増加していること、関係機関との連携をはじめとした各種の障害者支援等が一定の効果を上げていることなどが要因と考えられる。

#### ○ 障害者の雇用率達成企業割合について

〔2018 年度目標〕	前年度実績と比較して 1.5pt 以上
〔2018 年度実績〕	集計中（2019 年 6 月 1 日時点）

2019 年の障害者雇用状況報告（2019 年 6 月 1 日時点）の結果を踏まえて分析する予定。

#### ○ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合について

〔2018 年度目標〕	73.4%以上
〔2018 年度実績〕	74.5%

2018 年度に、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合は 74.5%であり、目標である 73.4%を上回った。

精神障害者雇用トータルサポーターに対して、目標及びその進捗を意識した業務実施を指示するとともに、経験交流会の開催により、支援ノウハウの共有を図るなど、支援の質の向上を図るための取組が一定の効果を上げてきていること、また、事業主に対する相談援助にも注力するなど、総合的な支援を実施してきたことなどが要因と考えられる。

障害者就労促進				
関連する 2022 年までの目標				
○障害者の実雇用率 2.3% (平成 30 年 6 月 15 日閣議決定「未来投資戦略 2018-「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革-」により策定)				
項目	2016 年度 実績	2017 年度 実績	2018 年度 目標	2018 年度 実績
①ハローワーク における障害者 の就職件数	93,229 件	97,814 件	前年度 以上	102,318 件
②障害者の雇用 率達成企業割合 ※ 1	50.0% (2017 年 6 月 1 日時点)	45.9% (2018 年 6 月 1 日時点)	前年度実績と比 較して 1.5pt 以 上上昇 (2019 年 6 月 1 日時点)	集計中 (2019 年 6 月 1 日時点)
③精神障害者雇 用トータルサポ ーターの相談支 援を終了した者 のうち、就職に 向けた次の段階 へ移行した者の 割合 ※ 2	74.6%	73.9%	73.4%以上	74.5%
(備考)				
※ 1 2016 年度までは【厚生労働省「障害者雇用状況報告」】50 人以上規模の企業において法定雇用率を達成(注)している企業の割合。2017 年度以降は、45.5 人以上規模の企業において法定雇用率を達成(注)している企業の割合。 (注) 法定雇用障害者数に不足数がないこと。				
※ 2 就職(トライアル雇用含む)、職業紹介、職業訓練・職場適応訓練へのあっせん				
2018 年度目標設定における考え方				
① ハローワークにおける障害者の就職件数 2017 年度の実績を踏まえて設定。				

- ② 障害者の雇用率達成企業割合  
2018年4月1日からの雇用率引き上げ（2.0%→2.2%）に係る影響が正確に推計できないため、直近の実績（2017年6月1日現在）を踏まえつつ、制度改正のあった2011年と2013年を除いた過去10年の平均伸び率を参考に設定。
- ③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合  
直近3か年の実績の平均を目標値として設定

#### 施策実施状況

- ① ハローワークにおける障害者の就職件数  
2018年度の就職件数は、102,318件（前年同期比4.6%増）  
＜障害種別ごとの就職件数＞  
身体障害者：26,841件（前年同期比0.3%増）  
知的障害者：22,234件（前年同期比5.9%増）  
精神障害者：48,040件（前年同期比6.6%増）  
その他障害者：5,203件（前年同期比4.6%増）
- ② 障害者の雇用率達成企業割合  
ハローワークにおいて雇用率達成に向けた厳正な指導を実施。  
2018年度は適正実施勧告が40社、特別指導が26社、企業名公表数が0社。  
  
(参考) 2018年6月1日現在の雇用状況  
・雇用率達成企業割合：45.9%（対前年比4.1pt減）  
  
(参考) 2018年6月1日現在の企業規模別の達成割合  
45.5人～50人未満 34.0%  
50人～100人未満 45.4%（対前年比1.1pt減）  
100人～300人未満 50.1%（対前年比4.0pt減）  
300人～500人未満 40.1%（対前年比5.7pt減）  
500人～1000人未満 40.1%（対前年比8.5pt減）  
1000人以上 47.8%（対前年比14.2pt減）
- ③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者(A)のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者(B)の割合  
2018年度の実績は、74.5%（A：14,161人、B：10,546人）  
  
(参考) 2017年度実績

73.9% (A : 16,059 人、B : 11,860 人)

### 2018 年度施策実施状況に係る分析

#### ① ハローワークにおける障害者の就職件数

2018 年度における就職件数は、102,318 件（前年度比 4.6%増）と過去最高を更新し、目標を達成した。精神障害者の就職件数（48,040 件：対前年度比 6.6%増）は引き続き増加傾向にあり、就職件数全体の約 47%を占める状況となっている。

就職件数の増加については、2018 年 4 月 1 日から法定雇用率引上げ（民間事業主について 2.0%→2.2%）が行われた中で、（ア）企業における障害者雇用への理解が進んでいること、（イ）就職を希望する障害者が増加していること、（ウ）関係機関との連携をはじめとした各種の障害者支援等が一定の効果を上げていることなどが要因と考えられる。

#### ② 障害者の雇用率達成企業割合

2019 年の障害者雇用状況報告（6 月 1 日時点）の結果を踏まえて分析する予定。

#### ③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合

2018 年度の精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者は 14,161 人、うち、就職に向けた次の段階へ移行した者は 10,546 人であり、その割合は 74.5%と目標（73.4%以上）を上回った。

精神障害者雇用トータルサポーターに対して目標及びその進捗を意識した業務実施を指示するとともに、経験交流会の開催により、支援ノウハウの共有を図るなど、支援の質の向上を図るための取組が一定の効果を上げてきていること、また、事業主に対する相談援助にも注力するなど、総合的な支援を実施してきたことなどが要因と考えられる。

### 施策の達成状況を踏まえた評価及び今後の方針

#### ① ハローワークにおける障害者の就職件数

就職件数は、前年度を上回っており、目標を達成した。引き続き、ハローワークが中心となり、福祉、教育、医療等の各分野の関係機関と連携し、求職者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施する。また、今後も精神障害者等の求職者の増加が見込まれることから、就職支援コーデ

イナーターや精神障害者雇用トータルサポーター等による専門的な支援を推進していくこととしている。

(参考) 2019年度の目標・目標設定額の考え方

目標値：前年度以上

目標設定の考え方：2018年度の実績を踏まえて設定

## ② 障害者の雇用率達成企業割合

2019年6月1日現在の障害者雇用状況については、現在、集計中である。

なお、2018年6月1日現在の民間企業における障害者の雇用状況については、雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新している。一方で、2018年4月1日からの法定雇用率引上げ（民間事業主について2.0%→2.2%）の影響もあり、障害者雇用率達成企業割合が減少した（2017年6月1日時点50.0%→2018年6月1日時点45.9%）。また、障害者雇用ゼロ企業が約3割あることから、こうした企業も含めた未達成企業に対して、就職面接会や集団指導、職場実習の実施に向けた面接会等を積極的に実施し、改善を図ることとしている。また、今般の公務部門における障害者採用の影響を受けた企業に対しては、企業向けチーム支援を優先的に実施することとしている。

(参考) 2019年度の目標・目標設定額の考え方

目標値：前年度実績と比較して1.4pt以上上昇

目標設定の考え方：雇用率に関する取扱いの変更がなされた2011年、2013年及び2018年を除いた過去10ヶ年分（2006年～2017年）の平均伸び率を参考にそれ以上の水準として目標を設定

## ③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合

精神障害者雇用トータルサポーターによる支援の質を高めるための取組等により、2018年度の実績は74.5%と目標を上回った。今後も精神障害者等の求職者の増加が見込まれるため、先進的な支援事例を共有し、支援ノウハウを充実させるなど、精神障害者雇用トータルサポーターの更なる質の向上を図ることで、求職者に対するカウンセリングや就職支援プログラムの効果を向上させていくとともに、事業主に対して、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助を積極的に行う等総合的な支援を実施する。

(参考) 2019 年度の目標・目標設定値の考え方

目標値：74.3%以上

目標設定の考え方：直近3か年の実績の平均値を目標として設定

## 障害者雇用分科会で検証すべき2019年度目標(案)

資料 2 - 3

年度目標項目	2019年度の年度目標	2018年度実績	2018年度の年度目標	データの出所
ハローワークにおける 障害者の就職件数	前年度(102,318件)以上	102,318件	前年度(97,814件)以上	職業安定業務統計
障害者の雇用率 達成企業割合	前年度実績と比較して 1.4pt以上上昇	集計中 (2019年6月1日時点)	前年度実績(※1)と比較 して 1.5pt以上上昇	障害者雇用状況報告
精神障害者雇用トータルサポ ーターの相談支援を終了した者のう ち、就職実現に向けた次の段階 (※2)へ移行した者の割合	74.3%以上	74.5% (※3)	73.4%以上	精神障害者雇用トータル サポーター支援状況報告

※1 45.9%(2018年6月1日時点)

※2 就職(トライアル雇用含む)、職業紹介、職業訓練・職場適応訓練へのあっせんを指す。

※3 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者(A)のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者(B)の割合 74.5%(A:14,161人、B:10,546人)



## 労働政策審議会障害者雇用分科会 委員名簿

令和元年 8 月 7 日現在

## (公益代表)

- ◎ 阿部 正浩 中央大学経済学部教授  
あべ まさひろ
- 倉知 延章 九州産業大学人間科学部教授  
くらち のぶあき
- 小原 美紀 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授  
こはら みき
- 武石 恵美子 法政大学キャリアデザイン学部教授  
たけいし えみこ
- 中川 正俊 田園調布学園大学人間福祉学部教授  
なかがわ まさとし
- 長谷川 珠子 福島大学行政政策学類准教授  
はせがわ たまこ

## (労働者代表)

- 内田 文子 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員  
うちだ ふみこ
- 岡本 賢治 サービス・ツーリズム産業労働組合連合会会長代理  
おかもと けんじ
- 佐保 昌一 全日本自治団体労働組合社会福祉局長  
さほ しょういち
- 中川 義明 全日本自動車産業労働組合総連合会副事務局長  
なかがわ よしあき
- 村上 陽子 日本労働組合総連合会総合労働局長  
むらかみ ようこ

## (使用者代表)

- 佐渡 康弘 愛媛県ビル管理協同組合理事  
さど やすひろ
- 塩野 典子 富士通ハーモニー（株）取締役  
しおの のりこ
- 高橋 陽子 ダンウェイ（株）代表取締役社長  
たかはし ようこ
- 正木 義久 （一社）日本経済団体連合会労働政策本部長  
まさき よしひさ
- 三輪 高嶺 （株）日立製作所人財統括本部人事勤労本部長  
みわ たかね

## (障害者代表)

- 阿部 一彦 （社福）日本身体障害者団体連合会会長  
あべ かずひこ
- 小出 隆司 全国手をつなぐ育成会連合会副会長  
こいで たかじ
- 竹下 義樹 （社福）日本盲人会連合会会長  
たけした よしき
- 眞壁 博美 （公社）全国精神保健福祉会連合会理事  
まかべ ひろみ

(分科会長=◎、分科会長代理=○)

(五十音順、敬称略)

## Press Release

平成 31 年 4 月 9 日

**【照会先】**

職業安定局

障害者雇用対策課

課 長 松下 和生

主任障害者雇用専門官 戸ヶ崎 文泰

課 長 補 佐 平 知久

(代表電話) 03-5253-1111 (内線)5829、5789

(直通電話) 03-3502-6775

### 平成 30 年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、このほど、民間企業における、平成 30 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成 30 年 4 月 1 日に改定されています（民間企業の場合は 2.0% → 2.2%、対象企業を従業員数 45.5 人以上に拡大）。

#### 【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率 2.2%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

・雇用障害者数は 53 万 4,769.5 人、対前年 7.9%（3 万 8,974.5 人）増加

・実雇用率 2.05%、対前年比 0.08 ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は 45.9%（対前年比 4.1 ポイント減少）

## 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

### 民間企業における雇用状況

#### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は 534,769.5人で、前年より7.9%（38,974.5人）増加し、15年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 346,208.0人（対前年比3.8%増）、知的障害者は121,166.5人（同7.9%増）、精神障害者は67,395.0人（同34.7%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、7年連続で過去最高の2.05%（前年は1.97%）、法定雇用率達成企業の割合は45.9%（同50.0%）であった。

〔総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)〕

#### ○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～50人未満規模企業で4,252.5人、50～100人未満規模企業で50,674.5人（前年は45,689.5人）、100～300人未満で106,521.5人（同99,028.0人）、300～500人未満で46,877.0人（同44,482.0人）、500～1,000人未満で62,408.0人（同58,912.0人）、1,000人以上で264,036.0人（同247,683.5人）と、全ての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、45.5～50人未満規模企業で1.69%、50～100人未満で1.68%（前年は1.60%）、100～300人未満で1.91%（同1.81%）、300～500人未満で1.90%（同1.82%）、500～1,000人未満で2.05%（同1.97%）、1,000人以上で2.25%（同2.16%）となった。  
なお、民間企業全体の实雇用率2.05%（同1.97%）と比較すると、500～1,000人未満及び1,000人以上規模企業が実雇用率以上となっている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5人～50人未満規模企業で34.0%、50～100人未満で45.4%（前年は46.5%）、100～300人未満で50.1%（同54.1%）、300～500人未満で40.1%（同45.8%）、500～1,000人未満で40.1%（同48.6%）、1,000人以上で47.8%（同62.0%）となり、全ての規模の区分で前年より減少した。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)〕

#### ○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、全ての業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「農、林、漁業」（2.42%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（2.26%）、「医療、福祉」（2.68%）が法定雇用率を上回っている。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成30年の法定雇用率未達成企業は54,369社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、64.0.%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は31,439社であり、未達成企業に占める割合は、57.8%となっている。

〔詳細表 1 (5)〕

○ 特例子会社の状況

- ・ 平成30年6月1日現在で特例子会社（※）の認定を受けている企業は486社（前年より22社増）で、雇用されている障害者の数は、32,518.0人であった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は11,478.5人、知的障害者は16,211.0人、精神障害者は4,828.5人であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

〔詳細表 1 (7)〕

総括表

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	26,104,834.5 人	534,769.5 人 [ 437,532 人 ]	2.05 %	46,217 / 100,586	45.9 %
	( 25,204,720.0 人 )	( 495,795.0 人 )	( 1.97 % )	( 45,553 / 91,024 )	( 50.0 % )

※[ ]内は実人員。以下同じ。

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	320,654.0 人	3,902.5 人 [ 2,959 人 ]	1.22 %	8 / 43	18.6 %
	( 318,467.0 人 )	( 3,711.0 人 )	( 1.17 % )	( 8 / 43 )	( 18.6 % )
行政機関	291,986.0 人	3,620.0 人 [ 2,764 人 ]	1.24 %	6 / 34	17.6 %
	( 289,910.5 人 )	( 3,422.0 人 )	( 1.18 % )	( 6 / 34 )	( 17.6 % )
立法機関	3,655.0 人	37.5 人 [ 30 人 ]	1.03 %	2 / 5	40.0 %
	( 3,634.5 人 )	( 47.0 人 )	( 1.29 % )	( 2 / 5 )	( 40.0 % )
司法機関	25,013.0 人	245.0 人 [ 165 人 ]	0.98 %	0 / 4	0.0 %
	( 24,922.0 人 )	( 242.0 人 )	( 0.97 % )	( 0 / 4 )	( 0.0 % )

※行政機関のうち、未達成であった機関の1機関は、公表日時点で達成済み。

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	337,872.0 人	8,244.5 人 [ 6,163 人 ]	2.44 %	99 / 161	61.5 %
	( 336,880.0 人 )	( 7,951.5 人 )	( 2.36 % )	( 108 / 158 )	( 68.4 % )
都道府県知事部局	263,631.0 人	6,524.5 人 [ 4,771 人 ]	2.47 %	24 / 47	51.1 %
	( 263,256.5 人 )	( 6,358.5 人 )	( 2.42 % )	( 28 / 47 )	( 59.6 % )
その他の都道府県機関	74,241.0 人	1,720.0 人 [ 1,392 人 ]	2.32 %	75 / 114	65.8 %
	( 73,623.5 人 )	( 1,593.0 人 )	( 2.16 % )	( 80 / 111 )	( 72.1 % )

※都道府県知事部局のうち、未達成であった機関の1機関は、公表日時点で達成済み。  
※その他の都道府県機関のうち、未達成であった機関の5機関は、公表日時点で達成済み。

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	1,140,348.5 人	27,145.5 人	2.38 %	1,718 / 2,470	69.6 %
	( 1,130,049.5 人 )	[ 20,452 人 ] ( 25,859.0 人 )	( 2.29 % )	( 1,838 / 2,367 )	( 77.7 % )

※市町村の機関のうち、未達成であった機関の105機関は、公表日時点で達成済み。

(4) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	662,641.5 人	12,607.5 人	1.90 %	39 / 100	39.0 %
	( 668,289.5 人 )	[ 9,335 人 ] ( 12,337.5 人 )	( 1.85 % )	( 66 / 115 )	( 57.4 % )
都道府県教育委員会	577,583.0 人	10,822.5 人	1.87 %	5 / 47	10.6 %
	( 580,328.5 人 )	[ 7,948 人 ] ( 10,564.5 人 )	( 1.82 % )	( 15 / 47 )	( 31.9 % )
市町村教育委員会	85,058.5 人	1,785.0 人	2.10 %	34 / 53	64.2 %
	( 87,961.0 人 )	[ 1,387 人 ] ( 1,773.0 人 )	( 2.02 % )	( 51 / 68 )	( 75.0 % )

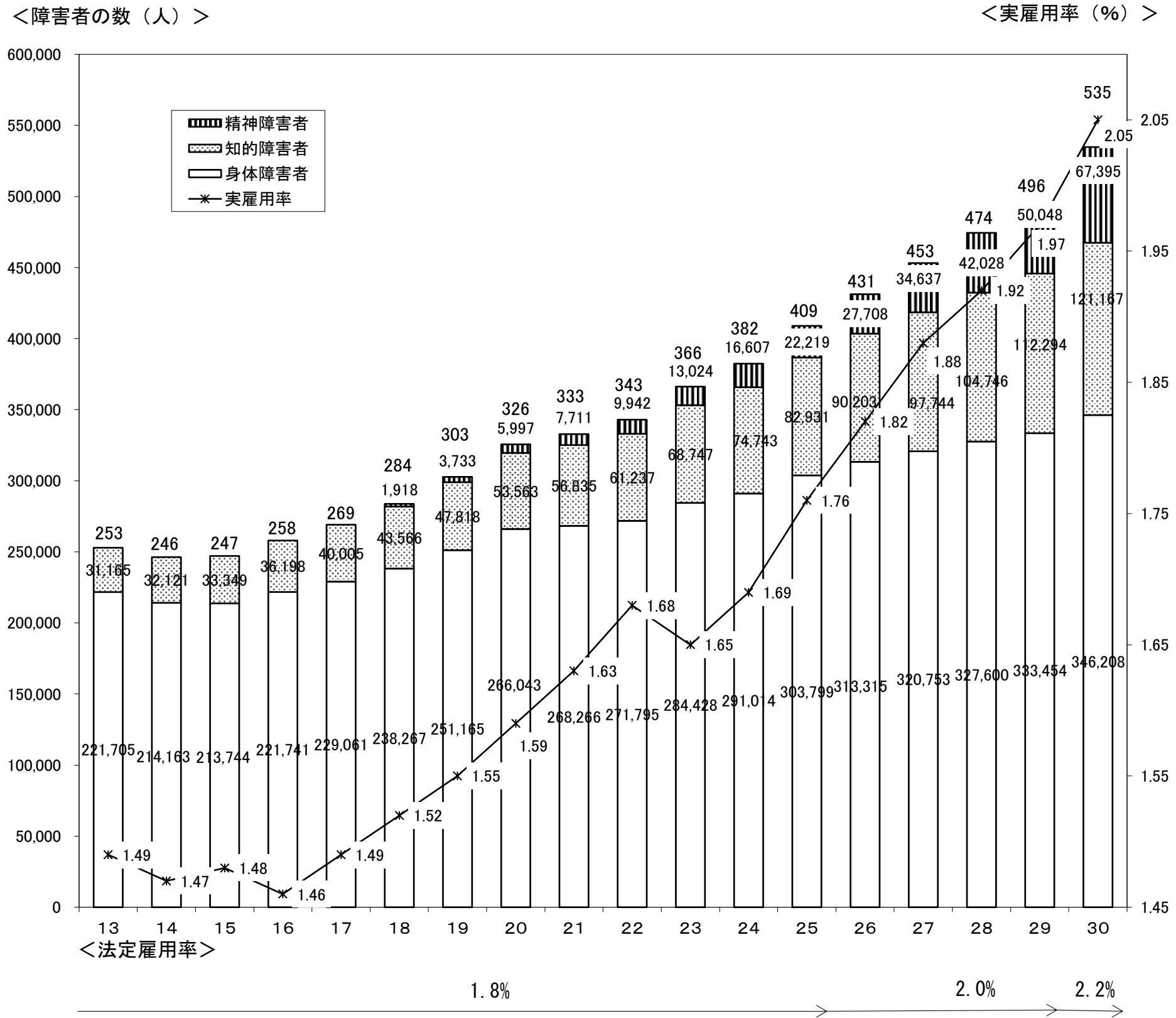
※都道府県教育委員会のうち、未達成であった機関の2機関は、公表日時点で達成済み。

※市町村教育委員会のうち未達成であった機関の2機関は、公表日時点で達成済み。

- 注 1 1の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。  
① 平成27年6月2日以降に採用された者であること  
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ( )内は、平成29年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

# グラフ 民間企業における障害者の雇用状況

## (1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年は45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

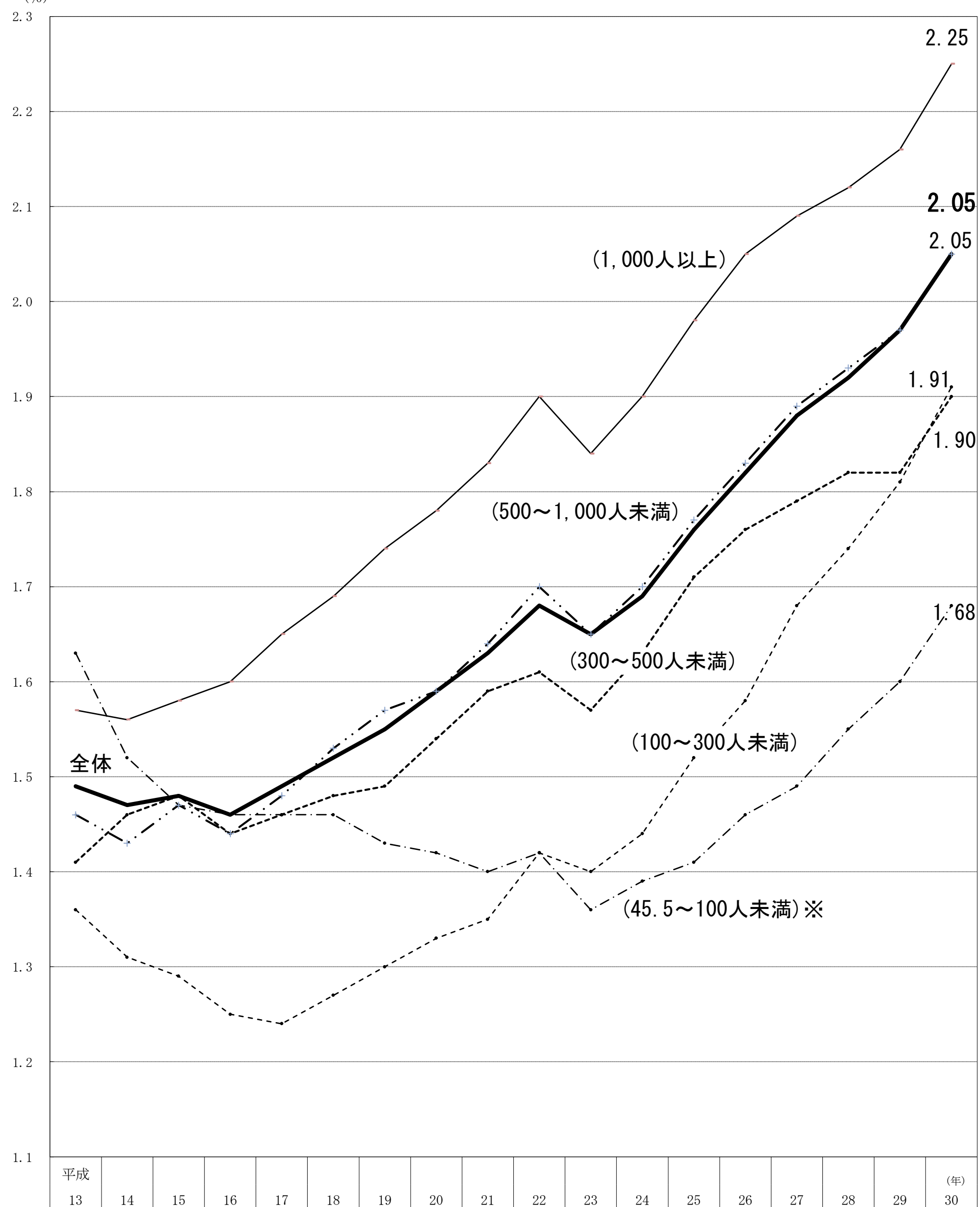
平成17年まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者	平成23年以降	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 精神障害者である短時間労働者（※） （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
平成18年以降 平成22年まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）		

※ 平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

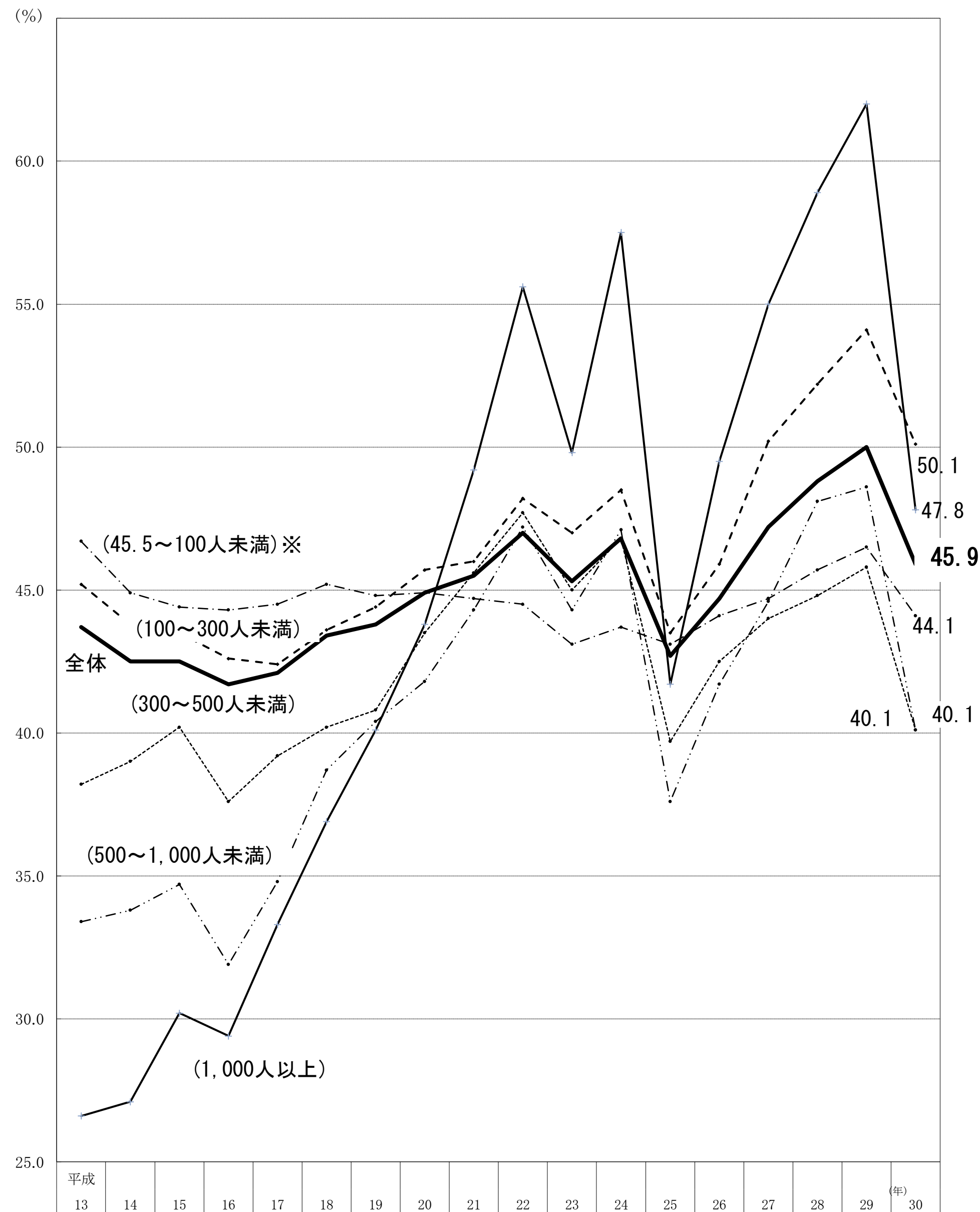
注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

(2) 企業規模別実雇用率 各年6月1日現在



※24年までは56~100人未満  
 ※25年から29年までは50~100人未満

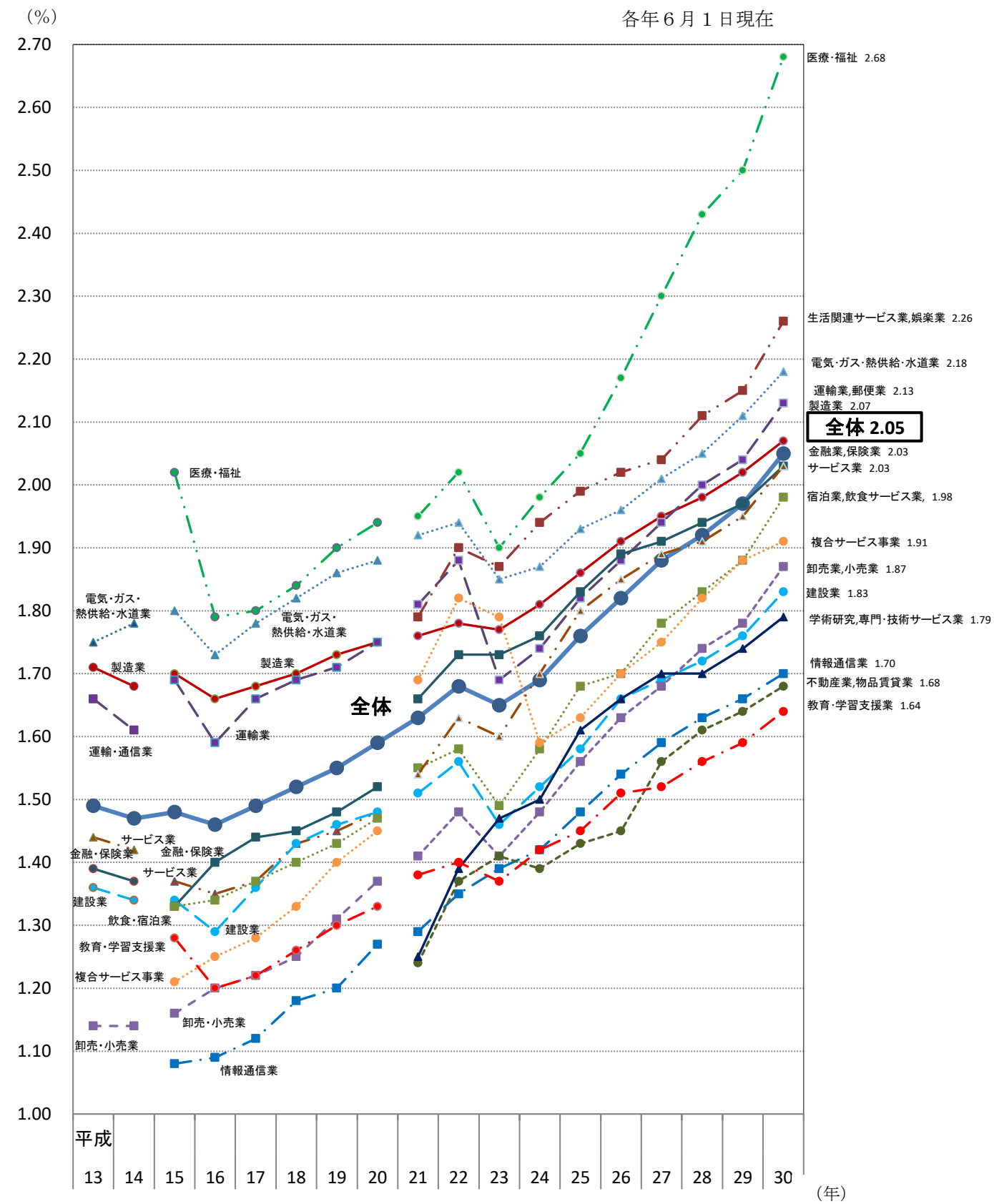
(3) 企業規模別達成企業割合 各年6月1日現在



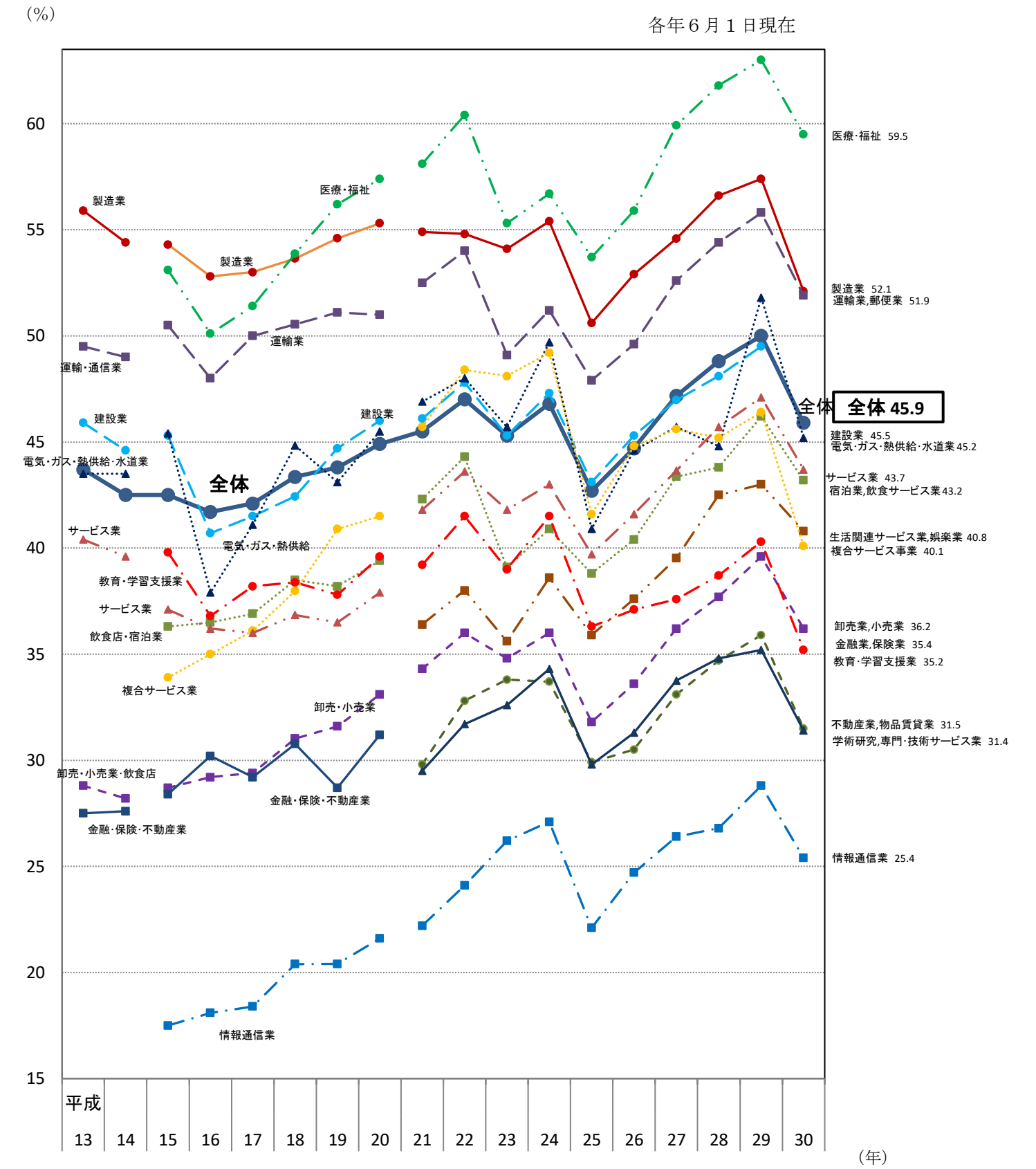
※24年までは56~100人未満  
 ※25年から29年までは50~100人未満



(4)産業別実雇用率



(5)産業別達成企業割合



注1 グラフ作成上、労働者数が10万人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。  
 注2 平成15年及び平成21年より産業分類が変更になっている。

注 (4)の図と同じ。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 

一般の民間企業 ……	2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)	
特殊法人等 ……	2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等	
  
- 国、地方公共団体 …… 2. 5% [2. 3%]  
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
  
- 都道府県等の教育委員会 …… 2. 4% [2. 2%]  
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ ( ) 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [ ] 内は、平成30年3月までの値である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

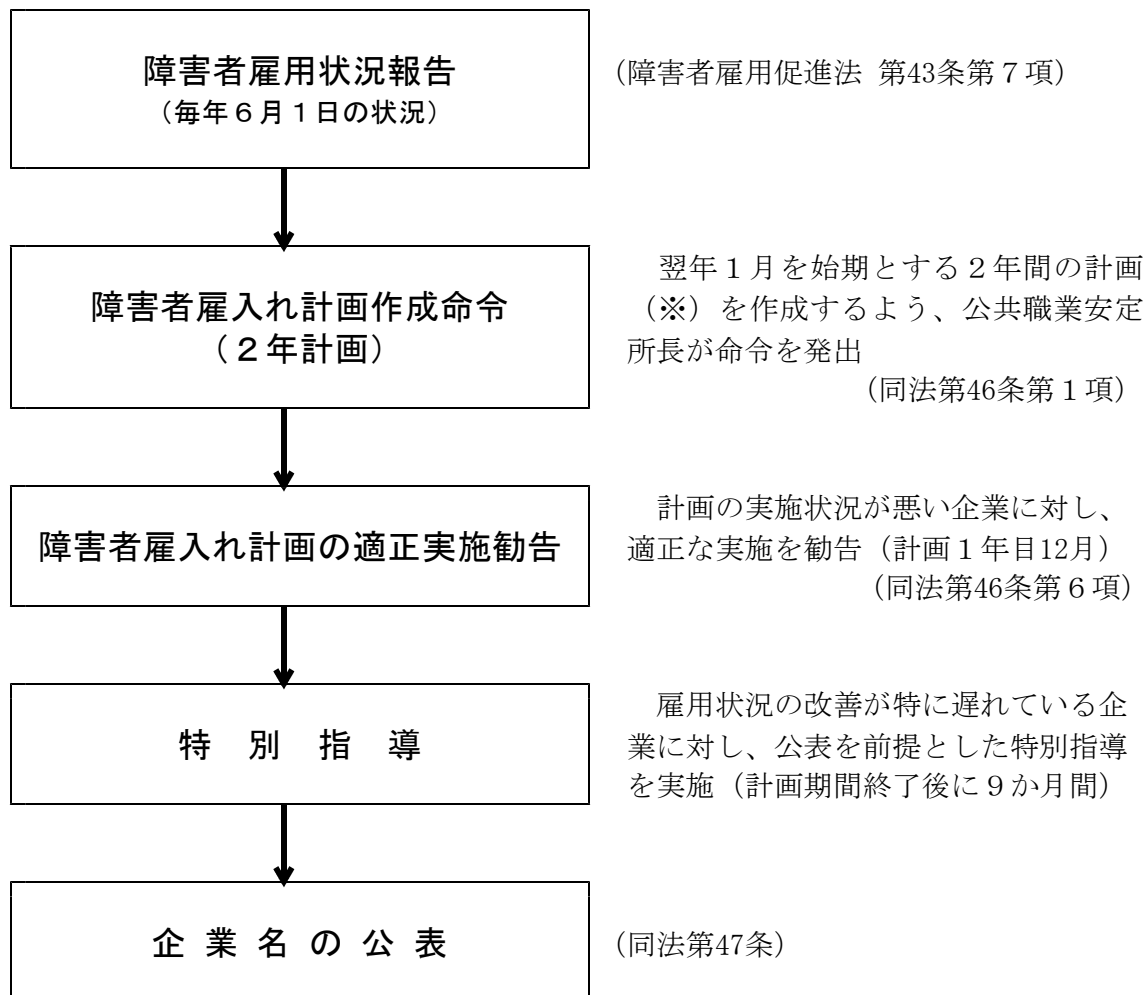
※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

## ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

### [指導実績]

- 平成29年度の実績
  - \* 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 179社
  - \* 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 51社
  - \* 「特別指導」の実施 23社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 294社(29年度)
- 企業名の公表
  - 18年度 2社、19年度 1社(再公表)、20年度 4社、
  - 21年度 7社(うち1社は再公表)、22年度 6社(うち2社は再公表)
  - 23年度 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
  - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、平成29年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

## 詳細表

### 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

#### (1) 概況

##### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
民間企業	企業 100,586 ( 91,024 )	人 26,104,834.5 ( 25,204,720.0 )	人 117,892 ( 112,860 )	人 16,026 ( 14,842 )	人 262,305 ( 231,187 )	人 41,309 ( 48,092 )	人 534,769.5 ( 495,795.0 )	人 60,491.5 ( 50,940.0 )	% 2.05 ( 1.97 )	企業 46,217 ( 45,553 )	% 45.9 ( 50.0 )

##### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
民間企業	人 534,769.5 ( 495,795.0 )	人 98,193 ( 94,234 )	人 11,691 ( 10,821 )	人 129,993 ( 126,584 )	人 16,276 ( 15,162 )	人 346,208.0 ( 333,454.0 )	人 28,506.0 ( 26,413.5 )	人 19,699 ( 18,626 )	人 4,335 ( 4,021 )	人 68,757 ( 63,181 )	人 17,353 ( 15,679 )	人 121,166.5 ( 112,293.5 )	人 14,074.0 ( 12,739.0 )	人 50,708 ( 41,422 )	人 20,527 ( 17,251 )	人 12,847 ( - )	人 67,395.0 ( 50,047.5 )	人 17,911.5 ( 11,787.5 )

##### [1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。  
① 平成27年6月2日以降に採用された者であること。  
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は平成29年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

##### [1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。  
① 平成27年6月2日以降に採用された者であること。  
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は平成29年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

## (2) 企業規模別の雇用状況

### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	100,586 ( 91,024 )	26,104,834.5 ( 25,204,720.0 )	117,892 ( 112,860 )	16,026 ( 14,842 )	262,305 ( 231,187 )	41,309 ( 48,092 )	534,769.5 ( 495,795.0 )	60,491.5 ( 50,940.0 )	2.05 % ( 1.97 )	46,218 ( 45,553 )	45.9 % ( 50.0 )
45.5～ 100人未満	49,370 ( 40,842 )	3,275,003.0 ( 2,850,910.0 )	9,985 ( 8,717 )	2,864 ( 2,466 )	28,006 ( 21,274 )	8,174 ( 9,031 )	54,927.0 ( 45,689.5 )	6,838.0 ( 5,306.5 )	1.68 % ( 1.60 )	21,795 ( 18,983 )	44.1 % ( 46.5 )
100～ 300人未満	36,173 ( 35,359 )	5,582,387.5 ( 5,463,540.5 )	21,207 ( 20,523 )	4,496 ( 4,202 )	54,188 ( 47,247 )	10,847 ( 13,066 )	106,521.5 ( 99,028.0 )	13,696.5 ( 12,183.5 )	1.91 % ( 1.81 )	18,127 ( 19,112 )	50.1 % ( 54.1 )
300～ 500人未満	6,965 ( 6,881 )	2,469,779.5 ( 2,437,935.5 )	10,226 ( 9,867 )	1,538 ( 1,499 )	23,052 ( 21,096 )	3,670 ( 4,306 )	46,877.0 ( 44,482.0 )	5,307.5 ( 4,504.0 )	1.90 % ( 1.82 )	2,795 ( 3,154 )	40.1 % ( 45.8 )
500～ 1000人未満	4,720 ( 4,639 )	3,036,954.5 ( 2,988,052.5 )	13,852 ( 13,615 )	1,792 ( 1,676 )	30,719 ( 27,385 )	4,386 ( 5,242 )	62,408.0 ( 58,912.0 )	7,339.5 ( 6,166.0 )	2.05 % ( 1.97 )	1,895 ( 2,256 )	40.1 % ( 48.6 )
1,000人以上	3,358 ( 3,303 )	11,740,710.0 ( 11,464,281.5 )	62,622 ( 60,138 )	5,336 ( 4,999 )	126,340 ( 114,185 )	14,232 ( 16,447 )	264,036.0 ( 247,683.5 )	27,310.0 ( 22,780.0 )	2.25 % ( 2.16 )	1,606 ( 2,048 )	47.8 % ( 62.0 )

注 1(1)①の表と同じ

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
規模計	534,769.5 ( 495,795.0 )	98,193 ( 94,234 )	11,691 ( 10,821 )	129,993 ( 126,584 )	16,276 ( 15,162 )	346,208.0 ( 333,454.0 )	28,506.0 ( 26,413.5 )	19,699 ( 18,626 )	4,335 ( 4,021 )	68,757 ( 63,181 )	17,353 ( 15,679 )	121,166.5 ( 112,293.5 )	14,074.0 ( 12,739.0 )	50,708 ( 41,422 )	20,527 ( 17,251 )	12,847 ( - )	67,395.0 ( 50,047.5 )	17,911.5 ( 11,787.5 )
45.5～ 100人未満	54,927.0 ( 45,689.5 )	7,864 ( 6,672 )	1,925 ( 1,601 )	13,883 ( 12,112 )	2,797 ( 2,209 )	32,934.5 ( 28,161.5 )	-	2,121 ( 2,045 )	939 ( 865 )	7,085 ( 6,118 )	3,578 ( 2,943 )	14,055.0 ( 12,544.5 )	-	4,105 ( 3,044 )	4,732 ( 3,879 )	2933 ( - )	7,937.5 ( 4,983.5 )	-
100～ 300人未満	106,521.5 ( 99,028.0 )	17,618 ( 17,045 )	3,269 ( 3,024 )	27,696 ( 26,974 )	4,474 ( 4,200 )	68,438.0 ( 66,188.0 )	-	3,589 ( 3,478 )	1,227 ( 1,178 )	13,554 ( 12,579 )	4,485 ( 4,308 )	24,201.5 ( 22,867.0 )	-	9,321 ( 7,694 )	5,505 ( 4,558 )	3617 ( - )	13,882.0 ( 9,973.0 )	-
300～ 500人未満	46,877.0 ( 44,482.0 )	8,737 ( 8,430 )	1,104 ( 1,074 )	11,939 ( 11,991 )	1,560 ( 1,521 )	31,297.0 ( 30,685.5 )	-	1,489 ( 1,437 )	434 ( 425 )	5,789 ( 5,379 )	1,481 ( 1,412 )	9,941.5 ( 9,384.0 )	-	4,377 ( 3,726 )	1,576 ( 1,373 )	947 ( - )	5,638.5 ( 4,412.5 )	-
500～ 1000人未満	62,408.0 ( 58,912.0 )	11,987 ( 11,822 )	1,373 ( 1,297 )	15,293 ( 15,150 )	1,780 ( 1,785 )	41,530.0 ( 40,983.5 )	-	1,865 ( 1,793 )	419 ( 379 )	7,431 ( 6,986 )	1,787 ( 1,558 )	12,473.5 ( 11,730.0 )	-	6,528 ( 5,249 )	2,286 ( 1,899 )	1467 ( - )	8,404.5 ( 6,198.5 )	-
1,000以上	264,036.0 ( 247,683.5 )	51,987 ( 50,265 )	4,020 ( 3,825 )	61,182 ( 60,357 )	5,665 ( 5,447 )	172,008.5 ( 167,435.5 )	-	10,635 ( 9,873 )	1,316 ( 1,174 )	34,898 ( 32,119 )	6,022 ( 5,458 )	60,495.0 ( 55,768.0 )	-	26,377 ( 21,709 )	6,428 ( 5,542 )	3883 ( - )	31,532.5 ( 24,480.0 )	-

注 1(1)②表と同じ

### (3) 産業別の雇用状況

#### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
産業計	企業 100,586 ( 91,024 )	人 26,104,834.5 ( 25,204,720.0 )	人 117,892 ( 112,860 )	人 16,026 ( 14,842 )	人 262,305 ( 231,187 )	人 41,309 ( 48,092 )	人 534,769.5 ( 495,795.0 )	人 60,491.5 ( 50,940.0 )	% 2.05 ( 1.97 )	企業 46,217 ( 45,553 )	% 45.9 ( 50.0 )
農、林、漁業	企業 359 ( 293 )	人 40,690.5 ( 36,156.5 )	人 172 ( 121 )	人 25 ( 16 )	人 548 ( 404 )	人 132 ( 151 )	人 983.0 ( 737.5 )	人 93.0 ( 70.0 )	% 2.42 ( 2.04 )	企業 212 ( 176 )	% 59.1 ( 60.1 )
鉱業、採石業、砂利採取業	73 ( 59 )	10,463.5 ( 9,884.0 )	52 ( 49 )	3 ( 1 )	99 ( 88 )	5 ( 4 )	208.5 ( 189.0 )	13.0 ( 26.5 )	1.99 ( 1.91 )	44 ( 39 )	60.3 ( 66.1 )
建設業	4,157 ( 3,530 )	785,272.0 ( 741,289.0 )	3,855 ( 3,586 )	197 ( 144 )	6,349 ( 5,622 )	246 ( 255 )	14,379.0 ( 13,065.5 )	1,469.5 ( 1,066.5 )	1.83 ( 1.76 )	1,890 ( 1,746 )	45.5 ( 49.5 )
製造業	24,979 ( 22,807 )	6,990,815.0 ( 6,799,796.5 )	36,147 ( 35,148 )	1,572 ( 1,543 )	68,944 ( 63,758 )	3,231 ( 3,559 )	144,425.5 ( 137,376.5 )	11,113.5 ( 9,676.0 )	2.07 ( 2.02 )	13,025 ( 13,083 )	52.1 ( 57.4 )
電気・ガス・熱供給・水道業	248 ( 218 )	215,413.0 ( 212,013.0 )	1,231 ( 1,195 )	37 ( 30 )	2,182 ( 2,037 )	41 ( 43 )	4,701.5 ( 4,478.5 )	296.0 ( 220.0 )	2.18 ( 2.11 )	112 ( 113 )	45.2 ( 51.8 )
情報通信業	5,263 ( 4,702 )	1,514,800.5 ( 1,442,252.5 )	6,890 ( 6,563 )	272 ( 255 )	11,574 ( 10,265 )	337 ( 454 )	25,794.5 ( 23,873.0 )	3,188.5 ( 2,656.0 )	1.70 ( 1.66 )	1,335 ( 1,356 )	25.4 ( 28.8 )
運輸業、郵便業	7,188 ( 6,530 )	1,586,010.5 ( 1,530,255.5 )	7,269 ( 6,799 )	810 ( 788 )	17,505 ( 15,883 )	1,841 ( 1,967 )	33,773.5 ( 31,252.5 )	3,377.5 ( 2,831.5 )	2.13 ( 2.04 )	3,732 ( 3,646 )	51.9 ( 55.8 )
卸売業、小売業	15,955 ( 14,611 )	4,300,319.0 ( 4,215,206.0 )	15,330 ( 14,803 )	3,026 ( 2,875 )	42,312 ( 37,007 )	9,085 ( 10,683 )	80,540.5 ( 74,829.5 )	9,695.0 ( 8,093.0 )	1.87 ( 1.78 )	5,771 ( 5,779 )	36.2 ( 39.6 )
金融業、保険業	1,405 ( 1,346 )	1,201,221.0 ( 1,197,632.5 )	6,464 ( 6,281 )	256 ( 253 )	11,050 ( 10,534 )	394 ( 435 )	24,431.0 ( 23,566.5 )	2,452.0 ( 2,253.5 )	2.03 ( 1.97 )	498 ( 576 )	35.4 ( 42.8 )
不動産業、物品賃貸業	1,897 ( 1,658 )	447,970.5 ( 428,728.5 )	1,647 ( 1,550 )	209 ( 210 )	3,853 ( 3,466 )	375 ( 484 )	7,543.5 ( 7,018.0 )	1,151.0 ( 967.0 )	1.68 ( 1.64 )	598 ( 595 )	31.5 ( 35.9 )
学術研究、専門・技術サービス業	3,065 ( 2,632 )	914,498.0 ( 852,547.0 )	3,685 ( 3,459 )	475 ( 421 )	7,863 ( 6,741 )	1,401 ( 1,523 )	16,408.5 ( 14,841.5 )	1,832.0 ( 1,561.0 )	1.79 ( 1.74 )	961 ( 927 )	31.4 ( 35.2 )
宿泊業、飲食サービス業	3,143 ( 2,818 )	870,400.0 ( 848,219.5 )	2,813 ( 2,716 )	1,176 ( 1,042 )	8,763 ( 7,745 )	3,311 ( 3,490 )	17,220.5 ( 15,964.0 )	2,362.0 ( 1,979.5 )	1.98 ( 1.88 )	1,359 ( 1,301 )	43.2 ( 46.2 )
生活関連サービス業、娯楽業	3,010 ( 2,724 )	530,465.0 ( 507,780.5 )	2,322 ( 2,157 )	530 ( 478 )	6,180 ( 5,333 )	1,288 ( 1,554 )	11,998.0 ( 10,902.0 )	1,419.5 ( 1,272.5 )	2.26 ( 2.15 )	1,228 ( 1,171 )	40.8 ( 43.0 )
教育、学習支援業	2,116 ( 1,922 )	478,716.0 ( 461,957.0 )	1,954 ( 1,871 )	201 ( 193 )	3,590 ( 3,216 )	333 ( 422 )	7,865.5 ( 7,362.0 )	928.5 ( 827.5 )	1.64 ( 1.59 )	744 ( 775 )	35.2 ( 40.3 )
医療、福祉	16,601 ( 15,209 )	2,858,196.5 ( 2,731,592.5 )	13,430 ( 12,962 )	4,946 ( 4,489 )	37,737 ( 29,265 )	14,189 ( 17,434 )	76,637.5 ( 68,395.0 )	11,883.5 ( 9,553.5 )	2.68 ( 2.50 )	9,876 ( 9,586 )	59.5 ( 63.0 )
複合サービス事業	956 ( 922 )	306,252.0 ( 307,747.5 )	1,393 ( 1,380 )	152 ( 137 )	2,768 ( 2,704 )	316 ( 343 )	5,864.0 ( 5,772.5 )	456.5 ( 434.0 )	1.91 ( 1.88 )	383 ( 428 )	40.1 ( 46.4 )
サービス業	10,171 ( 9,043 )	3,053,331.5 ( 2,881,662.0 )	13,238 ( 12,220 )	2,139 ( 1,967 )	30,988 ( 27,119 )	4,784 ( 5,291 )	61,995.0 ( 56,171.5 )	8,760.5 ( 7,452.0 )	2.03 ( 1.95 )	4,449 ( 4,256 )	43.7 ( 47.1 )

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
産業計	534,769.5 (495,795.0)	98,193 (94,234)	11,691 (10,821)	129,993 (126,584)	16,276 (15,162)	346,208.0 (333,454.0)	26,413.5 (26,735.5)	19,699 (18,626)	4,335 (4,021)	68,757 (63,181)	17,353 (15,679)	121,166.5 (112,293.5)	12,739.0 (12,236.0)	50,708 (41,422)	20,527 (17,251)	12,847 (-)	67,395.0 (50,047.5)	11,787.5 (10,359.0)
農、林、漁業	983.0 (737.5)	105 (91)	10 (11)	242 (212)	28 (34)	476.0 (422.0)		67 (30)	15 (5)	210 (144)	76 (85)	397.0 (251.5)		85 (48)	39 (32)	11 (-)	110.0 (64.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	208.5 (189.0)	51 (48)	3 (1)	93 (84)	5 (4)	200.5 (183.0)		1 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	4.0 (2.0)		4 (4)	0 (0)	0 (-)	4.0 (4.0)	
建設業	14,379.0 (13,065.5)	3,728 (3,467)	182 (133)	4,547 (4,270)	179 (142)	12,274.5 (11,408.0)		127 (119)	15 (11)	472 (383)	36 (30)	759.0 (647.0)		1,227 (969)	134 (83)	103	1,345.5 (1,010.5)	
製造業	144,425.5 (137,376.5)	30,398 (29,702)	1,112 (1,158)	37,305 (36,630)	1,557 (1,508)	99,991.5 (97,946.0)		5,749 (5,446)	460 (385)	20,037 (18,360)	1,138 (1,099)	32,564.0 (30,186.5)		10,900 (8,768)	1,238 (952)	702 (-)	11,870.0 (9,244.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	4,701.5 (4,478.5)	1,166 (1,140)	35 (29)	1,701 (1,674)	35 (28)	4,085.5 (3,997.0)		65 (55)	2 (1)	194 (175)	0 (3)	326.0 (287.5)		269 (188)	24 (12)	18	290.0 (194.0)	
情報通信業	25,794.5 (23,873.0)	6,518 (6,229)	250 (244)	6,544 (6,330)	193 (179)	19,926.5 (19,121.5)		372 (334)	22 (11)	747 (651)	37 (32)	1,531.5 (1,346.0)		4,126 (3,284)	264 (243)	157 (-)	4,336.5 (3,405.5)	
運輸業、郵便業	33,773.5 (31,252.5)	6,259 (5,860)	643 (616)	10,546 (10,177)	1,038 (959)	24,226.0 (22,992.5)		1,010 (939)	167 (172)	3,910 (3,539)	537 (486)	6,365.5 (5,832.0)		2,671 (2,167)	644 (522)	378	3,182.0 (2,428.0)	
卸売業、小売業	80,540.5 (74,829.5)	12,177 (11,847)	2,276 (2,117)	16,371 (16,044)	3,327 (3,144)	44,664.5 (43,427.0)		3,153 (2,956)	750 (758)	14,854 (13,781)	4,004 (3,670)	23,912.0 (22,286.0)		8,403 (7,182)	4,438 (3,869)	2684 (-)	11,964.0 (9,116.5)	
金融業、保険業	24,431.0 (23,566.5)	6,219 (6,059)	248 (244)	8,163 (8,266)	343 (332)	21,020.5 (20,794.0)		245 (222)	8 (9)	749 (644)	14 (17)	1,254.0 (1,105.5)		2,064 (1,624)	111 (86)	74	2,156.5 (1,667.0)	
不動産業、物品賃貸業	7,543.5 (7,018.0)	1,481 (1,401)	180 (179)	2,004 (1,961)	192 (185)	5,242.0 (5,034.5)		166 (149)	29 (31)	830 (771)	108 (105)	1,245.0 (1,152.5)		905 (734)	189 (194)	114 (-)	1,056.5 (831.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	16,408.5 (14,841.5)	3,215 (3,055)	391 (333)	3,968 (3,753)	545 (471)	11,061.5 (10,431.5)		470 (404)	84 (88)	1,824 (1,600)	663 (645)	3,179.5 (2,818.5)		1,797 (1,388)	467 (407)	274	2,167.5 (1,591.5)	
宿泊業、飲食サービス業	17,220.5 (15,964.0)	1,789 (1,719)	636 (608)	2,636 (2,696)	1,011 (962)	7,355.5 (7,223.0)		1,024 (997)	540 (434)	4,127 (3,843)	1,915 (1,639)	7,672.5 (7,090.5)		1,403 (1,206)	982 (889)	597 (-)	2,192.5 (1,650.5)	
生活関連サービス業、娯楽業	11,998.0 (10,902.0)	1,329 (1,265)	354 (323)	1,992 (1,957)	545 (514)	5,276.5 (5,067.0)		993 (892)	176 (155)	2,809 (2,567)	506 (481)	5,224.0 (4,746.5)		1,006 (809)	610 (559)	373	1,497.5 (1,088.5)	
教育・学習支援業	7,865.5 (7,362.0)	1,754 (1,688)	179 (171)	2,097 (2,052)	206 (182)	5,887.0 (5,690.0)		200 (183)	22 (22)	496 (453)	50 (73)	943.0 (877.5)		871 (711)	203 (167)	126 (-)	1,035.5 (794.5)	
医療、福祉	76,637.5 (68,395.0)	10,455 (9,951)	3,308 (2,913)	15,144 (14,531)	4,058 (3,649)	41,391.0 (39,170.5)		2,975 (3,011)	1,638 (1,576)	9,945 (9,338)	6,940 (6,119)	21,003.0 (19,995.5)		6,547 (5,396)	9,292 (7,666)	6101	14,243.5 (9,229.0)	
複合サービス事業	5,864.0 (5,772.5)	1,146 (1,148)	96 (89)	1,682 (1,740)	120 (111)	4,130.0 (4,180.5)		247 (232)	56 (48)	579 (541)	138 (134)	1,198.0 (1,120.0)		448 (423)	117 (98)	59 (-)	536.0 (472.0)	
サービス業	61,995.0 (56,171.5)	10,403 (9,564)	1,788 (1,652)	14,958 (14,207)	2,894 (2,758)	38,999.0 (36,366.0)		2,835 (2,656)	351 (315)	6,972 (6,391)	1,191 (1,061)	13,588.5 (12,548.5)		7,982 (6,521)	1,775 (1,472)	1076 (-)	9,407.5 (7,257.0)	

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（注4）	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（注5）	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
製造業計	企業 24,979 ( 22,807 )	人 6,990,815.0 ( 6,799,796.5 )	人 36,147 ( 35,148 )	人 1,572 ( 1,543 )	人 68,944 ( 63,758 )	人 3,231 ( 3,559 )	人 144,425.5 ( 137,376.5 )	人 11,113.5 ( 9,676.0 )	% 2.07 ( 2.02 )	企業 13,025 ( 13,083 )	% 52.1 ( 57.4 )
食料品・たばこ	企業 3,989 ( 3,696 )	人 898,084.5 ( 888,532.0 )	人 3,771 ( 3,718 )	人 460 ( 483 )	人 12,097 ( 11,268 )	人 1,232 ( 1,356 )	人 20,715.0 ( 19,865.0 )	人 1,973.0 ( 1,856.5 )	% 2.31 ( 2.24 )	企業 2,477 ( 2,431 )	% 62.1 ( 65.8 )
繊維・衣服	企業 985 ( 923 )	人 145,299.0 ( 143,680.0 )	人 712 ( 691 )	人 52 ( 51 )	人 1,827 ( 1,668 )	人 134 ( 145 )	人 3,370.0 ( 3,173.5 )	人 259.5 ( 244.0 )	% 2.32 ( 2.21 )	企業 634 ( 605 )	% 64.4 ( 65.5 )
木材・家具	企業 539 ( 470 )	人 78,665.5 ( 75,731.5 )	人 339 ( 338 )	人 19 ( 22 )	人 911 ( 822 )	人 26 ( 23 )	人 1,621.0 ( 1,531.5 )	人 113.0 ( 86.5 )	% 2.06 ( 2.02 )	企業 311 ( 299 )	% 57.7 ( 63.6 )
パルプ・紙・印刷	企業 1,923 ( 1,750 )	人 376,470.5 ( 362,128.0 )	人 1,751 ( 1,664 )	人 85 ( 79 )	人 3,653 ( 3,365 )	人 144 ( 164 )	人 7,312.0 ( 6,854.0 )	人 515.5 ( 434.5 )	% 1.94 ( 1.89 )	企業 950 ( 953 )	% 49.4 ( 54.5 )
化学工業	企業 2,605 ( 2,418 )	人 891,316.0 ( 843,140.5 )	人 4,728 ( 4,420 )	人 166 ( 149 )	人 8,313 ( 7,475 )	人 280 ( 298 )	人 18,075.0 ( 16,613.0 )	人 1,421.0 ( 1,096.0 )	% 2.03 ( 1.97 )	企業 1,205 ( 1,254 )	% 46.3 ( 51.9 )
窯業・土石	企業 686 ( 635 )	人 132,023.5 ( 127,741.5 )	人 589 ( 557 )	人 25 ( 24 )	人 1,281 ( 1,242 )	人 57 ( 50 )	人 2,512.5 ( 2,405.0 )	人 193.5 ( 166.0 )	% 1.90 ( 1.88 )	企業 356 ( 380 )	% 51.9 ( 59.8 )
鉄鋼	企業 555 ( 492 )	人 149,278.5 ( 144,472.0 )	人 704 ( 683 )	人 17 ( 19 )	人 1,515 ( 1,411 )	人 36 ( 44 )	人 2,958.0 ( 2,818.0 )	人 192.0 ( 176.0 )	% 1.98 ( 1.95 )	企業 289 ( 278 )	% 52.1 ( 56.5 )
非鉄金属	企業 466 ( 427 )	人 133,866.0 ( 127,539.0 )	人 711 ( 685 )	人 21 ( 21 )	人 1,225 ( 1,124 )	人 43 ( 44 )	人 2,689.5 ( 2,537.0 )	人 222.0 ( 161.5 )	% 2.01 ( 1.99 )	企業 243 ( 251 )	% 52.1 ( 58.8 )
金属製品	企業 2,497 ( 2,108 )	人 357,067.0 ( 329,642.5 )	人 1,573 ( 1,510 )	人 69 ( 58 )	人 3,689 ( 3,226 )	人 140 ( 144 )	人 6,974.0 ( 6,376.0 )	人 563.0 ( 415.0 )	% 1.95 ( 1.93 )	企業 1,280 ( 1,180 )	% 51.3 ( 56.0 )
電気機械	企業 2,495 ( 2,329 )	人 1,188,010.5 ( 1,160,590.5 )	人 7,466 ( 7,291 )	人 180 ( 170 )	人 10,086 ( 9,392 )	人 324 ( 322 )	人 25,360.0 ( 24,305.0 )	人 1,582.5 ( 1,613.5 )	% 2.13 ( 2.09 )	企業 1,337 ( 1,375 )	% 53.6 ( 59.0 )
その他機械	企業 5,642 ( 5,180 )	人 1,956,962.0 ( 1,939,804.0 )	人 10,543 ( 10,457 )	人 265 ( 264 )	人 17,836 ( 16,797 )	人 425 ( 518 )	人 39,399.5 ( 38,234.0 )	人 3,004.0 ( 2,496.0 )	% 2.01 ( 1.97 )	企業 2,743 ( 2,835 )	% 48.6 ( 54.7 )
その他	企業 2,597 ( 2,379 )	人 683,772.0 ( 656,795.0 )	人 3,260 ( 3,134 )	人 213 ( 203 )	人 6,511 ( 5,968 )	人 390 ( 451 )	人 13,439.0 ( 12,664.5 )	人 1,074.5 ( 930.5 )	% 1.97 ( 1.93 )	企業 1,200 ( 1,242 )	% 46.2 ( 52.2 )

注 1 (1)①の表と同じ



④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e, dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e
製造業計	人 144,425.5 (137,376.5)	人 30,398 (29,702)	人 1,112 (1,158)	人 37,305 (36,630)	人 1,557 (1,508)	人 99,991.5 (97,946.0)	人 5,749 (5,446)	人 460 (385)	人 20,037 (18,360)	人 1,138 (1,099)	人 32,564.0 (30,186.5)	人 10,900 (8,768)	人 1,238 (952)	人 702 (-)	人 11,870.0 (9,244.0)
食料品・たばこ	人 20,715.0 (19,865.0)	人 2,472 (2,507)	人 297 (323)	人 4,439 (4,382)	人 487 (498)	人 9,923.5 (9,968.0)	人 1,299 (1,211)	人 163 (160)	人 6,010 (5,684)	人 592 (556)	人 9,067.0 (8,544.0)	人 1,415 (1,202)	人 386 (302)	人 233 (-)	人 1,724.5 (1,353.0)
繊維工業	人 3,370.0 (3,173.5)	人 582 (552)	人 35 (38)	人 993 (960)	人 92 (80)	人 2,238.0 (2,142.0)	人 130 (139)	人 17 (13)	人 560 (501)	人 25 (36)	人 849.5 (810.0)	人 245 (207)	人 46 (29)	人 29 (-)	人 282.5 (221.5)
木材・家具	人 1,621.0 (1,531.5)	人 303 (304)	人 18 (18)	人 510 (484)	人 13 (11)	人 1,140.5 (1,115.5)	人 36 (34)	人 1 (4)	人 272 (249)	人 10 (4)	人 350.0 (323.0)	人 123 (89)	人 9 (8)	人 6 (-)	人 130.5 (93.0)
パルプ・紙・印刷	人 7,312.0 (6,854.0)	人 1,532 (1,461)	人 53 (62)	人 2,089 (2,065)	人 76 (79)	人 5,244.0 (5,088.5)	人 219 (203)	人 32 (17)	人 920 (821)	人 42 (38)	人 1,411.0 (1,263.0)	人 597 (479)	人 73 (47)	人 47 (-)	人 657.0 (502.5)
化学工業	人 18,075.0 (16,613.0)	人 3,796 (3,525)	人 124 (119)	人 4,988 (4,711)	人 162 (155)	人 12,785.0 (11,957.5)	人 932 (895)	人 42 (30)	人 1,850 (1,673)	人 80 (68)	人 3,796.0 (3,527.0)	人 1,408 (1,091)	人 105 (75)	人 67 (-)	人 1,494.0 (1,128.5)
窯業・土石	人 2,512.5 (2,405.0)	人 507 (481)	人 18 (20)	人 777 (770)	人 26 (19)	人 1,822.0 (1,761.5)	人 82 (76)	人 7 (4)	人 349 (348)	人 26 (19)	人 533.0 (513.5)	人 141 (124)	人 19 (12)	人 14 (-)	人 157.5 (130.0)
鉄鋼	人 2,958.0 (2,818.0)	人 634 (616)	人 16 (18)	人 1,048 (1,019)	人 28 (32)	人 2,346.0 (2,285.0)	人 70 (67)	人 1 (1)	人 219 (193)	人 3 (3)	人 361.5 (329.5)	人 241 (199)	人 12 (9)	人 7 (-)	人 250.5 (203.5)
非鉄金属	人 2,689.5 (2,537.0)	人 563 (543)	人 17 (16)	人 701 (684)	人 26 (18)	人 1,857.0 (1,795.0)	人 148 (142)	人 4 (5)	人 333 (284)	人 10 (11)	人 638.0 (578.5)	人 185 (156)	人 13 (15)	人 6 (-)	人 194.5 (163.5)
金属製品	人 6,974.0 (6,376.0)	人 1,251 (1,205)	人 54 (48)	人 1,918 (1,784)	人 74 (61)	人 4,511.0 (4,272.5)	人 322 (305)	人 15 (10)	人 1,161 (998)	人 44 (40)	人 1,842.0 (1,638.0)	人 572 (444)	人 60 (43)	人 38 (-)	人 621.0 (465.5)
電気機械	人 25,360.0 (24,305.0)	人 6,709 (6,578)	人 146 (131)	人 6,167 (6,120)	人 159 (144)	人 19,810.5 (19,479.0)	人 757 (713)	人 34 (39)	人 2,166 (1,969)	人 104 (106)	人 3,766.0 (3,487.0)	人 1,702 (1,303)	人 112 (72)	人 51 (-)	人 1,783.5 (1,339.0)
その他機械	人 39,399.5 (38,234.0)	人 9,276 (9,252)	人 212 (221)	人 10,102 (10,188)	人 259 (266)	人 28,995.5 (29,046.0)	人 1,267 (1,205)	人 53 (43)	人 4,492 (4,057)	人 93 (89)	人 7,125.5 (6,554.5)	人 3,106 (2,552)	人 209 (163)	人 136 (-)	人 3,278.5 (2,633.5)
その他	人 13,439.0 (12,664.5)	人 2,773 (2,678)	人 122 (144)	人 3,573 (3,463)	人 155 (145)	人 9,318.5 (9,035.5)	人 487 (456)	人 91 (59)	人 1,705 (1,583)	人 109 (129)	人 2,824.5 (2,618.5)	人 1,165 (922)	人 194 (177)	人 68 (-)	人 1,296.0 (1,010.5)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 52 年	128,429		1.09		52.8	
53	126,493	△ 1,936	1.11	0.02	52.1	△ 0.7
54	128,493	2,000	1.12	0.01	52.0	△ 0.1
55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
62	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
	( 177,708 )	( 5,828 )	( 1.25 )	( 0.00 )		
平成 元年	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
2	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
3	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
4	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
5	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
	( 237,621 )	( 7,994 )	( 1.39 )	( 0.03 )		
6	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
7	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
8	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
9	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
10	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
11	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
	( 249,920 )	( △ 1,523 )	( 1.48 )	( 0.00 )		
12	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
13	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
14	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
15	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
16	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
17	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4
18	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
	( 281,833 )	( 12,767 )	( 1.51 )	( 0.02 )		
19	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4
20	325,603	22,887	1.59	0.04	44.9	1.1
21	332,811.5	7,208.5	1.63	0.04	45.5	0.6
22	342,973.5	10,162.0	1.68	0.05	47.0	1.5
23	366,199.0	23,225.5	1.65	△ 0.03	45.3	△ 1.7
	( 359,492.0 )	( 16,518.5 )	( 1.75 )	( 0.07 )		
24	382,363.5	16,164.5	1.69	0.04	46.8	1.5
25	408,947.5	26,584.0	1.76	0.07	42.7	△ 4.1
	( 404,459.0 )	( 22,095.5 )	( 1.76 )	( 0.07 )		
26	431,225.5	22,278.0	1.82	0.06	44.7	2.0
27	453,133.5	21,908.0	1.88	0.06	47.2	2.5
28	474,374.0	21,240.5	1.92	0.04	48.8	1.6
29	495,795.0	21,421.0	1.97	0.05	50.0	1.2
30	534,769.5	38,974.5	2.05	0.08	45.9	△ 4.1
	( 523,062.5 )	( 27,267.5 )	( 2.03 )	( 0.06 )		

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）（※）

※ 平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注2

( ) 内は、それぞれ前年度の改正前の制度に基づいて計算した場合の数値である。

### (5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	<b>54,369</b> (100.0%)	<b>34,823</b> (64.0%)	<b>10,522</b> (19.4%)	<b>4,209</b> (7.7%)	<b>2,269</b> (4.2%)	<b>2,194</b> (4.0%)	<b>291</b> (0.5%)	<b>53</b> (0.1%)	<b>8</b> (0.0%)	<b>31,439</b> (57.8%)
45.5-100人未満	<b>27,576</b> (100.0%)	<b>25,948</b> (94.1%)	<b>1,628</b> (5.9%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	<b>25,826</b> (93.7%)
100-300人未満	<b>18,046</b> (100.0%)	<b>7,296</b> (40.4%)	<b>7,244</b> (40.1%)	<b>2,552</b> (14.1%)	<b>762</b> (4.2%)	<b>192</b> (1.1%)	— —	— —	— —	<b>5,553</b> (30.8%)
300-500人未満	<b>4,170</b> (100.0%)	<b>914</b> (21.9%)	<b>905</b> (21.7%)	<b>883</b> (21.2%)	<b>781</b> (18.7%)	<b>684</b> (16.4%)	<b>3</b> (0.1%)	— —	— —	<b>55</b> (1.3%)
500-1000人未満	<b>2,825</b> (100.0%)	<b>484</b> (17.1%)	<b>519</b> (18.4%)	<b>557</b> (19.7%)	<b>464</b> (16.4%)	<b>754</b> (26.7%)	<b>47</b> (1.7%)	— —	— —	<b>4</b> (0.1%)
1,000人以上	<b>1,752</b> (100.0%)	<b>181</b> (10.3%)	<b>226</b> (12.9%)	<b>217</b> (12.4%)	<b>262</b> (15.0%)	<b>564</b> (32.2%)	<b>241</b> (13.8%)	<b>53</b> (3.0%)	<b>8</b> (0.5%)	<b>1</b> (0.1%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

## (6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.05	0.08	45.9	△4.1	46,217	100,586
北海道	2.20	0.07	48.3	△5.8	1,795	3,713
青森	2.23	0.17	52.9	△4.2	530	1,001
岩手	2.22	0.06	55.0	△2.5	561	1,020
宮城	2.05	0.11	49.2	△4.0	750	1,525
秋田	2.07	0.09	58.0	△3.0	448	773
山形	2.06	0.03	50.8	△7.2	485	954
福島	2.04	0.09	53.1	△2.6	757	1,425
茨城	2.07	0.10	49.7	△6.2	799	1,607
栃木	2.00	0.02	54.9	△5.2	679	1,237
群馬	2.06	0.10	53.4	△4.1	824	1,544
埼玉	2.15	0.14	46.1	△3.3	1,549	3,362
千葉	2.02	0.11	49.4	△5.1	1,252	2,535
東京	1.94	0.06	29.6	△4.5	6,177	20,843
神奈川	2.01	0.09	43.9	△3.9	2,095	4,767
新潟	2.06	0.10	55.4	△4.6	1,087	1,963
富山	2.04	0.07	54.9	△3.6	593	1,080
石川	2.18	0.20	55.8	△0.9	609	1,091
福井	2.40	0.00	56.6	△2.0	417	737
山梨	1.99	0.04	53.5	△4.2	333	623
長野	2.14	0.08	56.5	△4.4	958	1,696
岐阜	2.14	0.12	54.8	△3.6	868	1,584
静岡	2.05	0.08	49.1	△3.8	1,460	2,972
愛知	1.97	0.08	43.9	△4.7	2,788	6,348
三重	2.20	0.12	58.1	△3.2	698	1,201
滋賀	2.23	0.10	54.8	△5.9	487	888
京都	2.13	0.06	49.5	△3.6	929	1,877
大阪	2.01	0.09	41.0	△4.5	3,342	8,152
兵庫	2.11	0.08	48.2	△4.5	1,667	3,458
奈良	2.67	0.05	57.4	△5.8	370	645
和歌山	2.36	0.11	58.7	△3.4	361	615
鳥取	2.22	0.06	56.5	△3.2	266	471
島根	2.40	0.15	65.9	△2.2	385	584
岡山	2.52	0.00	51.5	△4.2	735	1,426
広島	2.16	0.11	47.1	△3.1	1,073	2,279
山口	2.58	0.02	55.9	△3.4	533	954
徳島	2.20	0.03	60.3	△5.7	308	511
香川	1.95	△0.01	53.4	△4.3	461	864
愛媛	2.16	0.19	52.2	△2.0	537	1,028
高知	2.30	0.11	59.7	△1.2	322	539
福岡	2.07	0.10	49.1	△3.0	1,888	3,842
佐賀	2.55	0.01	66.3	△6.3	400	603
長崎	2.37	0.11	56.6	△3.5	580	1,024
熊本	2.25	0.01	55.0	△3.9	711	1,292
大分	2.46	0.02	59.4	△2.0	502	845
宮崎	2.40	0.10	63.6	△2.9	523	822
鹿児島	2.34	0.12	59.1	△2.6	757	1,281
沖縄	2.73	0.30	57.7	△3.9	568	985

## (7) 特例子会社の状況

### ① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者(注4)	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間労働者(注 5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5
特例子会社	社 486 ( 464 )	人 33,093.0 ( 29,615.0 )	人 9,158 ( 8,802 )	人 151 ( 134 )	人 13,923 ( 11,864 )	人 256 ( 334 )	人 32,518.0 ( 29,769.0 )

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分みの集計である。

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外 の身体障害者	d. 重度以外 の身体障害者 である短時間 労働者	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外 の知的障害者	d. 重度以外 の知的障害者 である短時間 労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害 者である短時間 労働者	e. dのうち、 (注5)に該 当する職員	f. 計 c+(d-e)× 0.5+e
特例子会社	人 32,518.0 ( 29,769.0 )	人 4,631 ( 4,276 )	人 75 ( 73 )	人 2,112 ( 2,051 )	人 59 ( 47 )	人 11,478.5 ( 10,699.5 )	人 4,527 ( 4,526 )	人 76 ( 61 )	人 7,034 ( 6,250 )	人 94 ( 78 )	人 16,211.0 ( 15,402.0 )	人 4,652 ( 3,563 )	人 228 ( 209 )	人 125 ( - )	人 4,828.5 ( 3,667.5 )

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分みの集計である。

### ◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率=2.2%）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

## 【参考資料】

◎平成 30 年 6 月 1 日時点の地方公共団体における障害者雇用状況の補正について

本公表資料の総括表 2 に記載した地方公共団体における平成 30 年 6 月 1 日時点の障害者雇用状況の数値は、12 月 25 日から 4 月 3 日までの間に把握された一部の障害者任免状況通報書の訂正等を反映したものに基いております。補正後の再点検結果は、次の URL をご覧ください。

<URL>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_03026.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03026.html)

報道関係者 各位

令和元年6月18日(火)  
**【照会先】**  
 職業安定局障害者雇用対策課  
 課長 松下 和生  
 主任障害者雇用専門官 戸ヶ崎 文泰  
 課長補佐 遠藤 徑至  
 (代表電話) 03(5253)1111(内線 5650、5857)  
 (直通電話) 03(3502)6775

## ハローワークを通じた障害者の就職件数が10年連続で増加

### 平成30年度 障害者の職業紹介状況等

平成30年度の障害者の職業紹介状況を取りまとめましたので、公表します。

ハローワークを通じた障害者の就職件数は 102,318 件で、対前年度比 4.6%の増となりました。また、就職率については 48.4%で、前年度と同じ水準となりました。

#### ポイント

- 新規求職申込件数は 211,271 件で、対前年度比 4.5%の増となり、また、就職件数は 102,318 件で、対前年度比 4.6%の増となった。  
 このうち、精神障害者の新規求職申込件数は 101,333 件で、対前年度比 8.1%の増となり、また、就職件数は 48,040 件で、対前年度比 6.6%の増となった。
- 就職率（就職件数／新規求職申込件数）は 48.4%で、対前年度差 0.0 ポイントとほぼ前年並みとなった。

	就職件数	(対前年度差、比)	就職率 (対前年度差)
身体障害者	26,841 件	(85 件増、0.3%増)	43.8% (0.4 ポイント減)
知的障害者	22,234 件	(1,247 件増、5.9%増)	62.1% (3.4 ポイント増)
精神障害者	48,040 件	(2,976 件増、6.6%増)	47.4% (0.7 ポイント減)
その他の障害者	5,203 件	(196 件増、3.9%増)	40.4% (0.8 ポイント減)
合計	102,318 件	(4,504 件増、4.6%増)	48.4% (0.0 ポイント増)

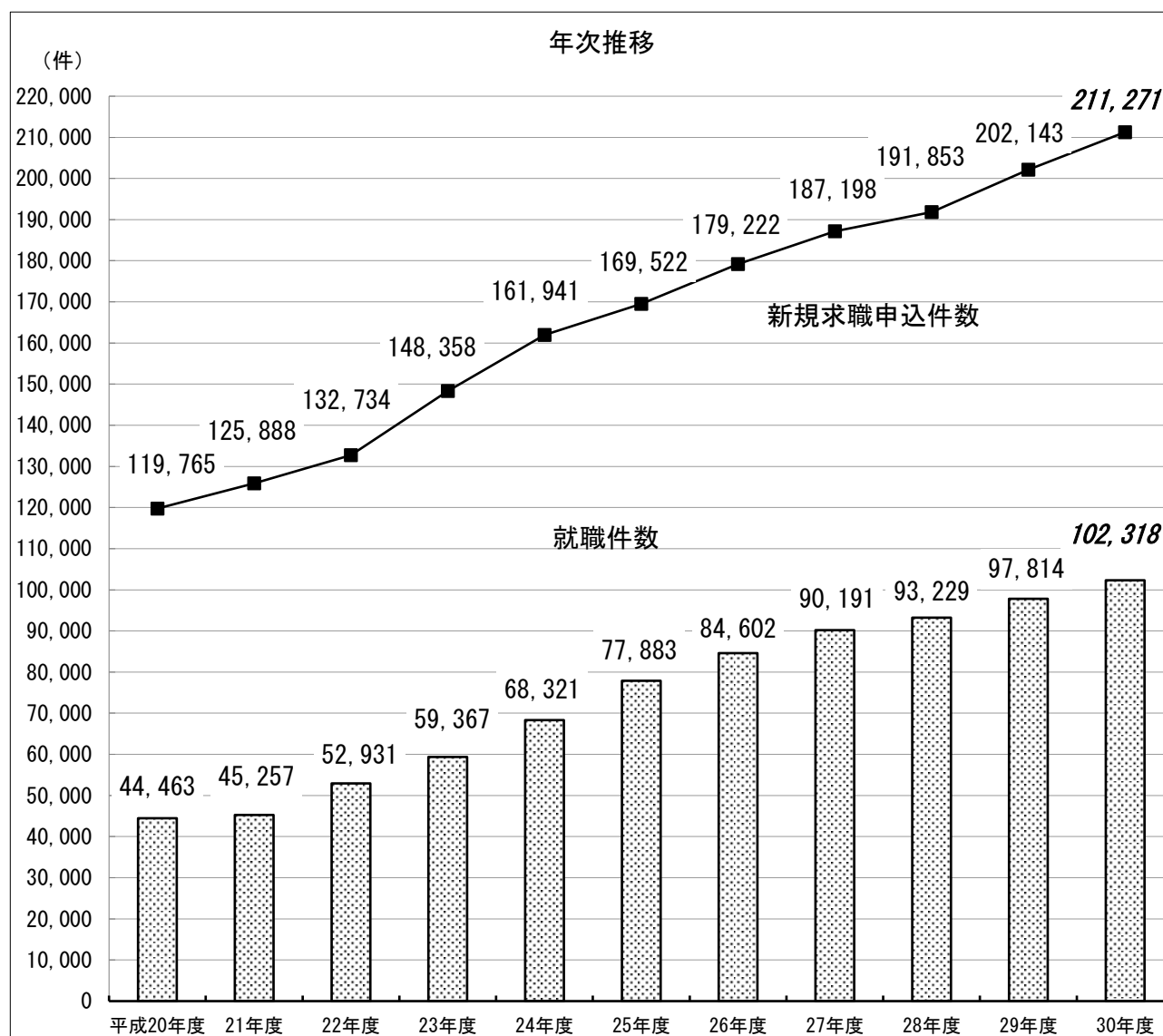
- 産業別の就職件数は、多い順に、「医療、福祉」(35,541 件、構成比 34.7%)、「製造業」(14,510 件、同 14.2%)、「卸売業、小売業」(12,607 件、同 12.3%)、「サービス業」(10,868 件、同 10.6%) などとなった。
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 81 条第 1 項の規定により、ハローワークに届出のあった障害者の解雇者数は、1,980 人であった（平成 29 年度は 2,272 人）。

# ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

## 1. 概況

	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率 (③/①)	
	(件)	前年度比 (%)	(人)	前年度比 (%)	(件)	前年度比 (%)	(%)	前年度差 (%ポイント)
平成20年度	119,765	11.0	143,533	1.9	44,463	△ 2.4	37.1	△ 5.1
21年度	125,888	5.1	157,892	10.0	45,257	1.8	36.0	△ 1.1
22年度	132,734	5.4	169,116	7.1	52,931	17.0	39.9	3.9
23年度	148,358	11.8	182,535	7.9	59,367	12.2	40.0	0.1
24年度	161,941	9.2	198,755	8.9	68,321	15.1	42.2	2.2
25年度	169,522	4.7	207,956	4.6	77,883	14.0	45.9	3.7
26年度	179,222	5.7	218,913	5.3	84,602	8.6	47.2	1.3
27年度	187,198	4.5	231,066	5.6	90,191	6.6	48.2	1.0
28年度	191,853	2.5	240,744	4.2	93,229	3.4	48.6	0.4
29年度	202,143	5.4	255,612	6.2	97,814	4.9	48.4	△ 0.2
30年度	211,271	4.5	272,481	6.6	102,318	4.6	48.4	0.0

(就職件数及び新規求職申込件数の推移)



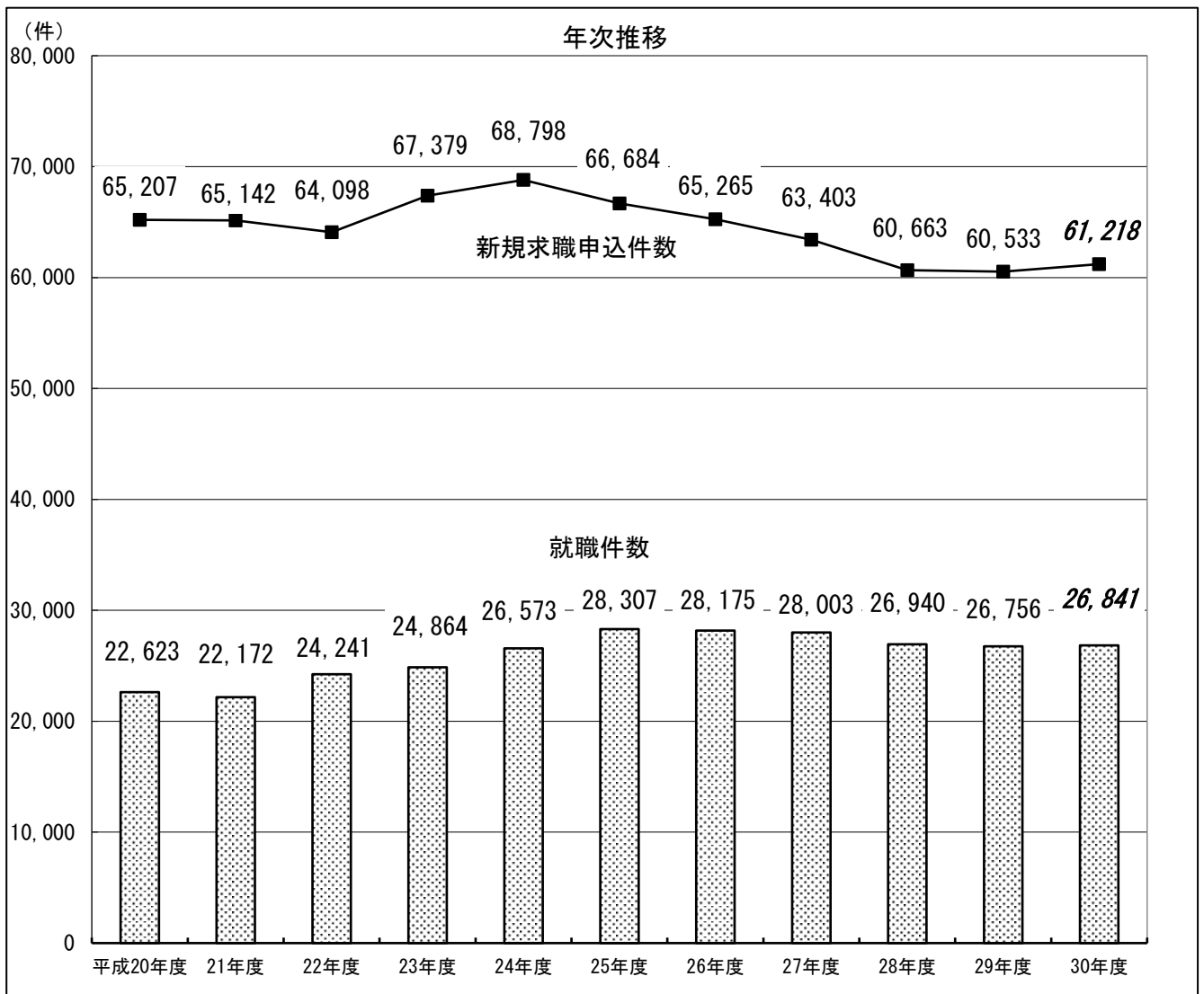


## 2. 障害種別の職業紹介状況

### (1) 身体障害者

	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率 (③/①)	
	(件)	前年度比 (%)	(人)	前年度比 (%)	(件)	前年度比 (%)	(%)	前年度差 (%ポイント)
平成20年度	65,207	6.1	80,313	△ 2.1	22,623	△ 7.8	34.7	△ 5.2
21年度	65,142	△ 0.1	84,953	5.8	22,172	△ 2.0	34.0	△ 0.7
22年度	64,098	△ 1.6	86,694	2.0	24,241	9.3	37.8	3.8
23年度	67,379	5.1	89,018	2.7	24,864	2.6	36.9	△ 0.9
24年度	68,798	2.1	92,096	3.5	26,573	6.9	38.6	1.7
25年度	66,684	△ 3.1	91,677	△ 0.5	28,307	6.5	42.4	3.8
26年度	65,265	△ 2.1	91,537	△ 0.2	28,175	△ 0.5	43.2	0.8
27年度	63,403	△ 2.9	91,939	0.4	28,003	△ 0.6	44.2	1.0
28年度	60,663	△ 4.3	89,797	△ 2.3	26,940	△ 3.8	44.4	0.2
29年度	60,533	△ 0.2	90,649	0.9	26,756	△ 0.7	44.2	△ 0.2
30年度	61,218	1.1	92,824	2.4	26,841	0.3	43.8	△ 0.4

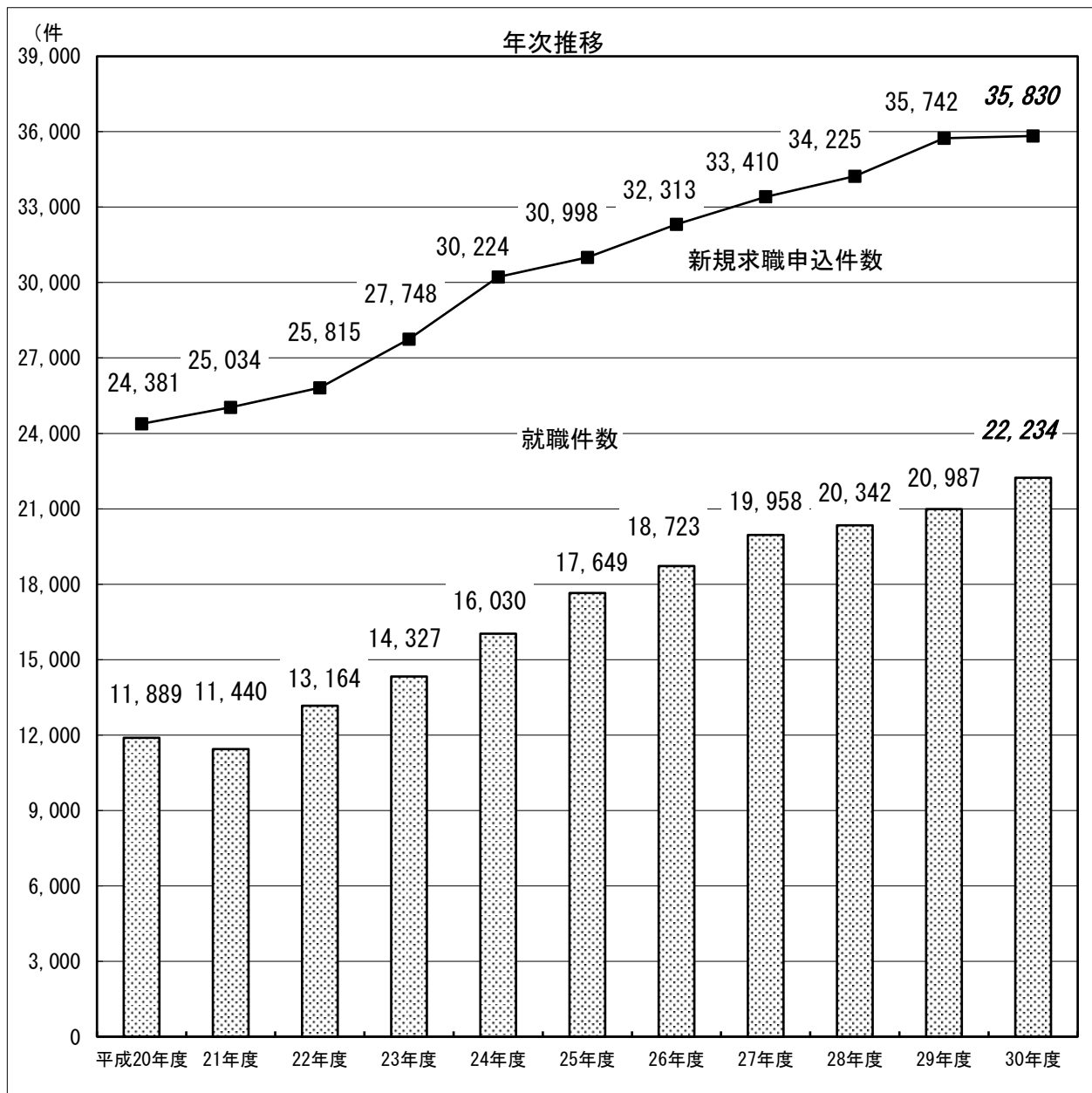
(就職件数及び新規求職申込件数の推移)



## (2) 知的障害者

	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率 (③/①)	
	(件)	前年度比 (%)	(人)	前年度比 (%)	(件)	前年度比 (%)	(%)	前年度差 (%ポイント)
平成20年度	24,381	9.5	30,200	△ 1.2	11,889	△ 2.4	48.8	△ 5.9
21年度	25,034	2.7	32,526	7.7	11,440	△ 3.8	45.7	△ 3.1
22年度	25,815	3.1	34,078	4.8	13,164	15.1	51.0	5.3
23年度	27,748	7.5	36,061	5.8	14,327	8.8	51.6	0.6
24年度	30,224	8.9	38,739	7.4	16,030	11.9	53.0	1.4
25年度	30,998	2.6	39,321	1.5	17,649	10.1	56.9	3.9
26年度	32,313	4.2	40,544	3.1	18,723	6.1	57.9	1.0
27年度	33,410	3.4	41,803	3.1	19,958	6.6	59.7	1.8
28年度	34,225	2.4	43,343	3.7	20,342	1.9	59.4	△ 0.3
29年度	35,742	4.4	45,770	5.6	20,987	3.2	58.7	△ 0.7
30年度	35,830	0.2	46,928	2.5	22,234	5.9	62.1	3.4

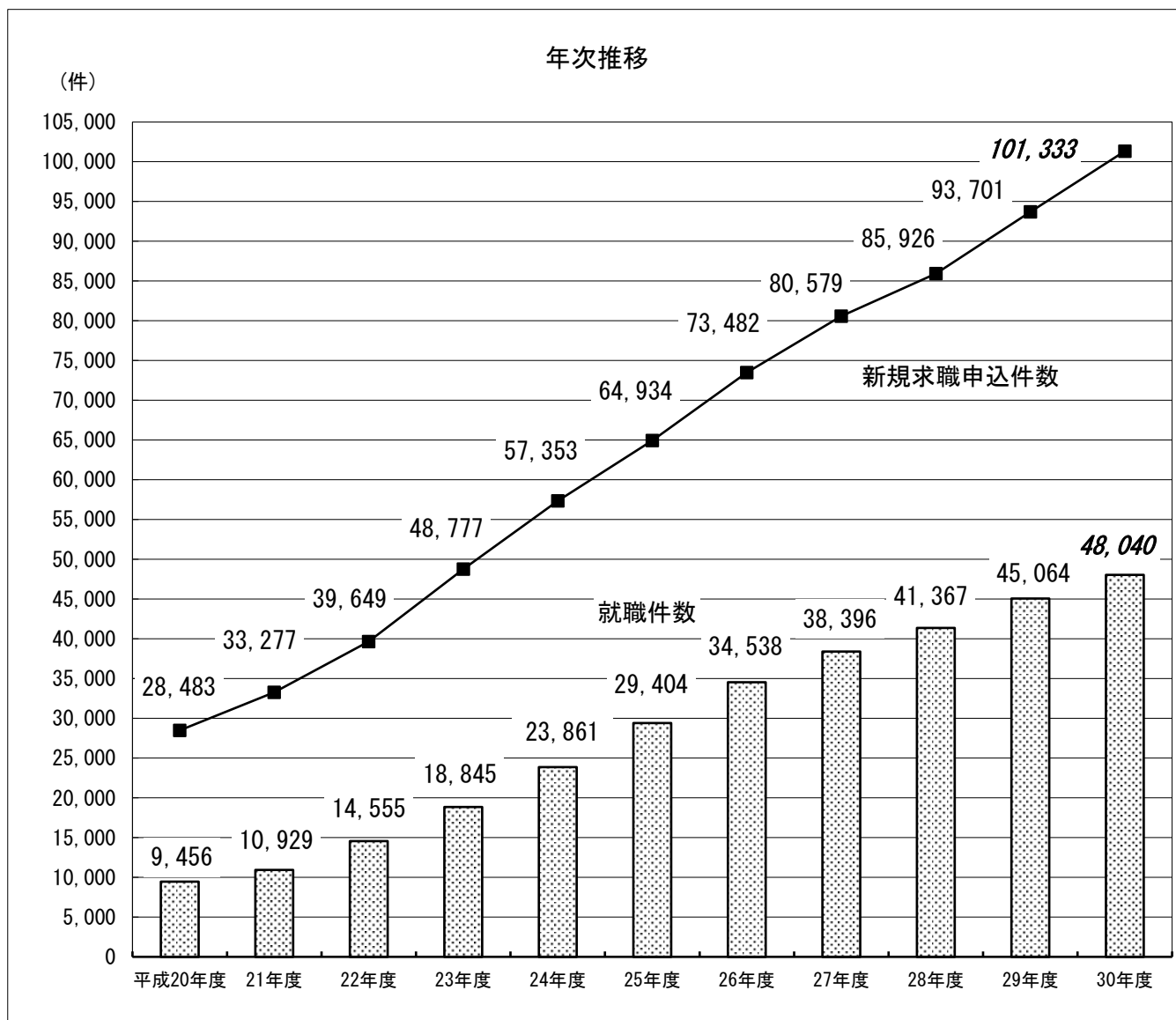
(就職件数及び新規求職申込件数の推移)



### (3) 精神障害者

	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率 (③/①)	
	(件)	前年度比 (%)	(人)	前年度比 (%)	(件)	前年度比 (%)	(%)	前年度差 (%ポイント)
平成20年度	28,483	24.9	31,655	16.8	9,456	11.5	33.2	△ 4.0
21年度	33,277	16.8	38,488	21.6	10,929	15.6	32.8	△ 0.4
22年度	39,649	19.1	45,756	18.9	14,555	33.2	36.7	3.9
23年度	48,777	23.0	53,994	18.0	18,845	29.5	38.6	1.9
24年度	57,353	17.6	63,392	17.4	23,861	26.6	41.6	3.0
25年度	64,934	13.2	71,184	12.3	29,404	23.2	45.3	3.7
26年度	73,482	13.2	79,796	12.1	34,538	17.5	47.0	1.7
27年度	80,579	9.7	88,857	11.4	38,396	11.2	47.7	0.7
28年度	85,926	6.6	97,913	10.2	41,367	7.7	48.1	0.4
29年度	93,701	9.0	107,991	10.3	45,064	8.9	48.1	0.0
30年度	101,333	8.1	119,983	11.1	48,040	6.6	47.4	△ 0.7

(就職件数及び新規求職申込件数の推移)



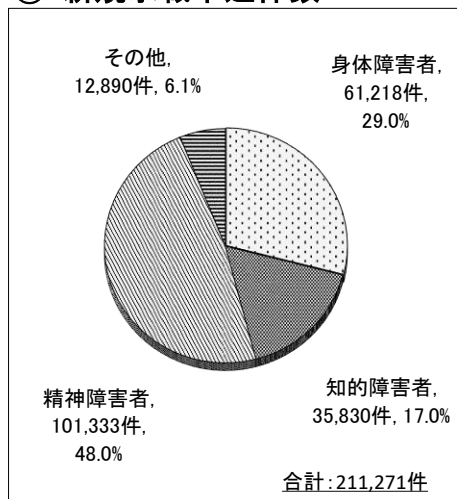
#### (4) その他の障害者

	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率 (③/①)	
	(件)	前年度比 (%)	(人)	前年度比 (%)	(件)	前年度比 (%)	(%)	前年度差 (%ポイント)
平成20年度	1,694	22.4	1,365	22.8	495	35.6	29.2	2.8
21年度	2,435	43.7	1,925	41.0	716	44.6	29.4	0.2
22年度	3,172	30.3	2,588	34.4	971	35.6	30.6	1.2
23年度	4,454	40.4	3,462	33.8	1,331	37.1	29.9	△ 0.7
24年度	5,566	25.0	4,528	30.8	1,857	39.5	33.4	3.5
25年度	6,906	24.1	5,774	27.5	2,523	35.9	36.5	3.1
26年度	8,162	18.2	7,036	21.9	3,166	25.5	38.8	2.3
27年度	9,806	20.1	8,467	20.3	3,834	21.1	39.1	0.3
28年度	11,039	12.6	9,691	14.5	4,580	19.5	41.5	2.4
29年度	12,167	10.2	11,202	15.6	5,007	9.3	41.2	△ 0.3
30年度	12,890	5.9	12,746	13.8	5,203	3.9	40.4	△ 0.8

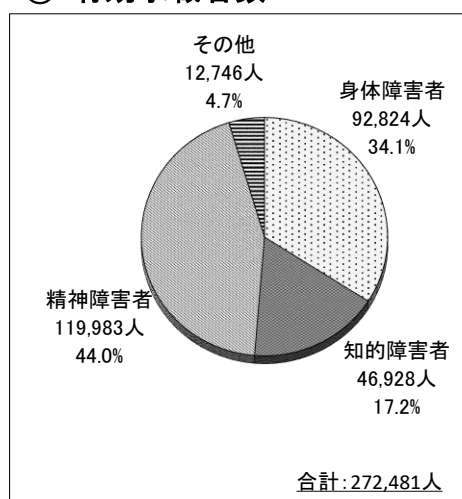
(注)「その他の障害者」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を保有しない者であって、発達障害、高次脳機能障害、難治性疾患等により、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者である。

#### (5) 就職件数等における障害種別の割合（平成30年度）

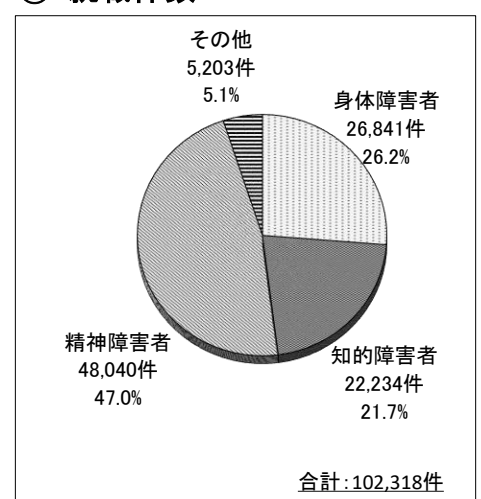
##### ① 新規求職申込件数



##### ② 有効求職者数



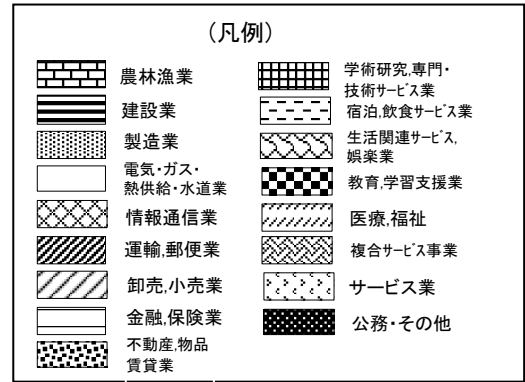
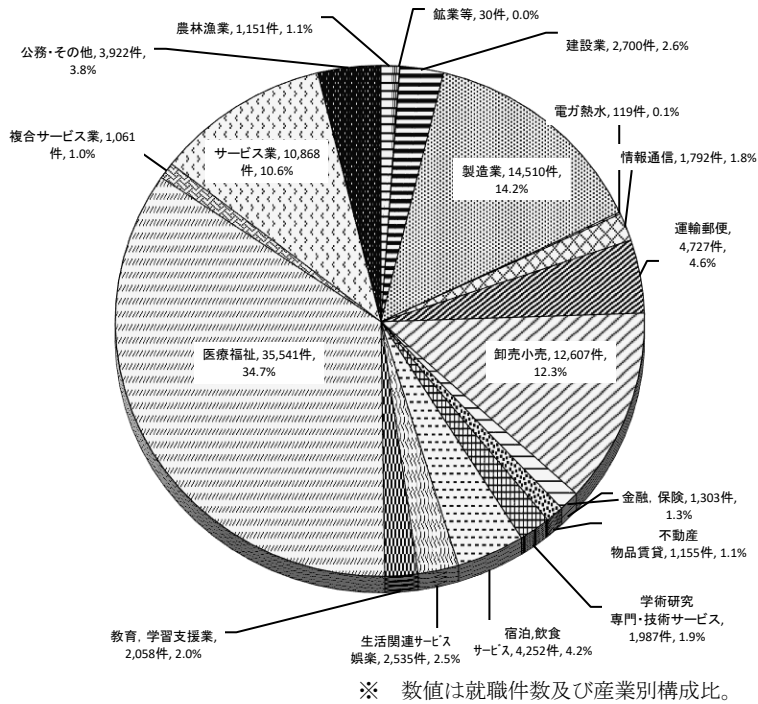
##### ③ 就職件数



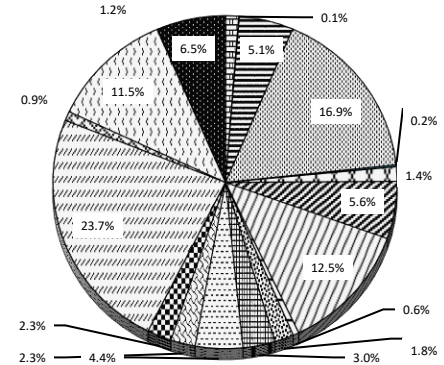
### 3. 産業別の就職状況 (平成30年度)

#### (1) 概況

##### 障害者計



(参考) ハローワークにおける産業別の就職状況 (障害者を含む全体) (平成30年度)

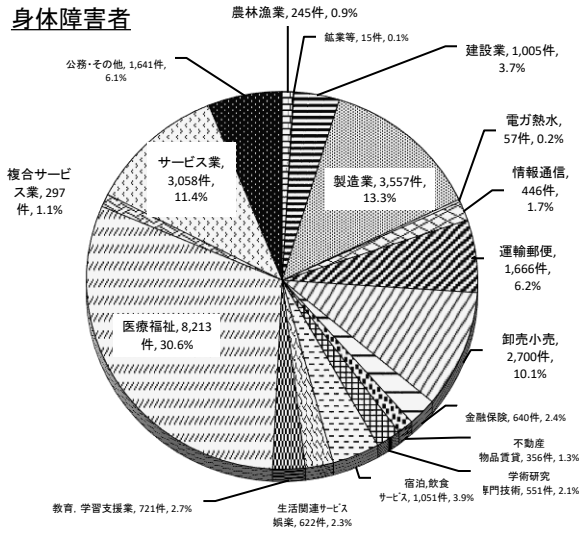


※ 数値は就職件数及び産業別構成比。

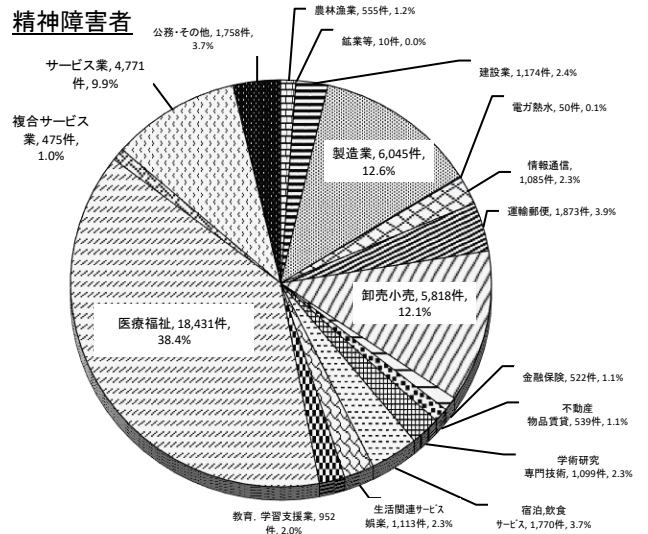
※ 数値は産業別構成比(%)。

#### (2) 障害種別の状況

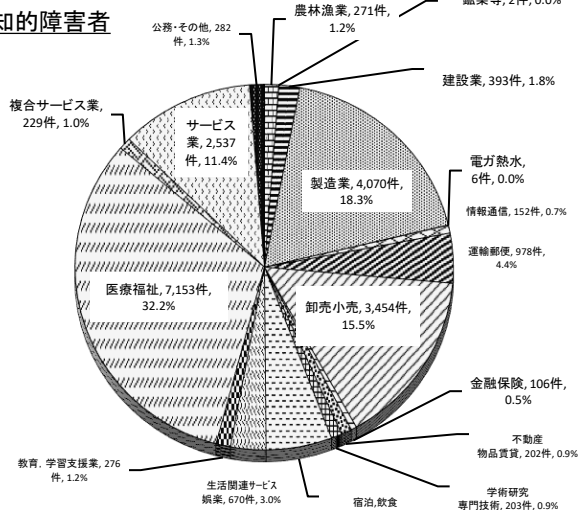
##### 身体障害者



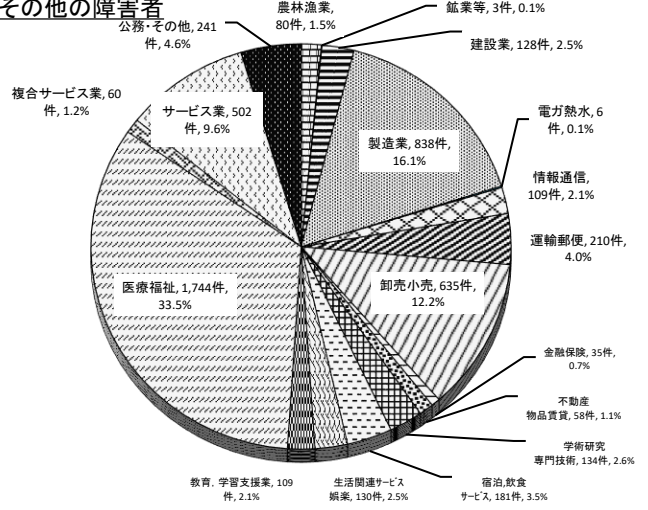
##### 精神障害者



##### 知的障害者



##### その他の障害者

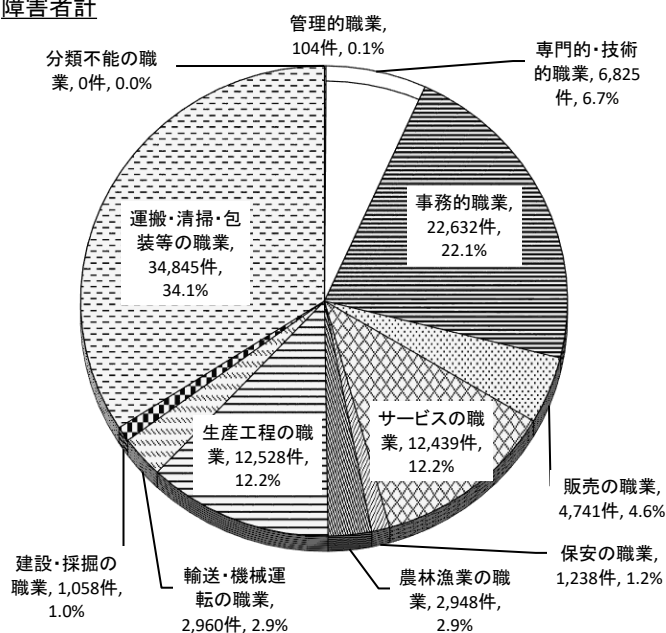


※ 数値は就職件数及び産業別構成比(%)。詳細は参考3参照。

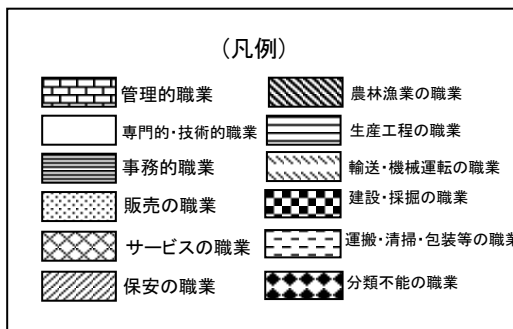
## 4. 職業別の就職状況 (平成30年度)

### (1) 概況

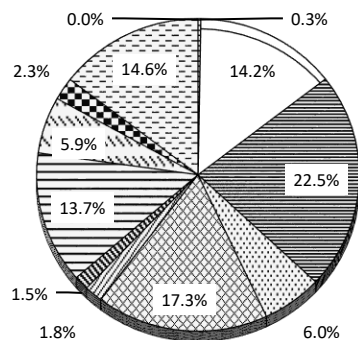
障害者計



※ 数値は就職件数及び職業別構成比。



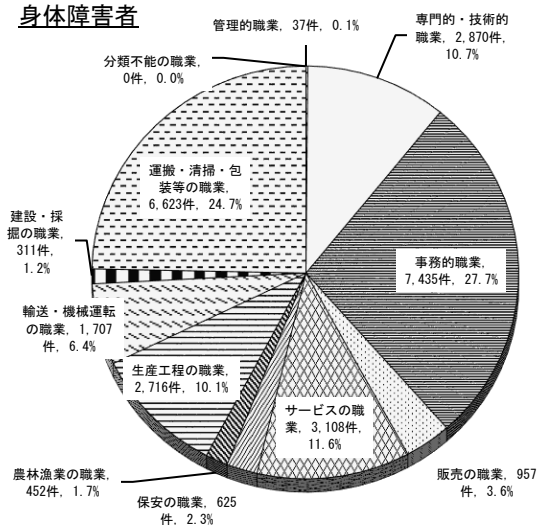
(参考) ハローワーク全体における職業別の就職状況(障害者を含む) (平成30年度)



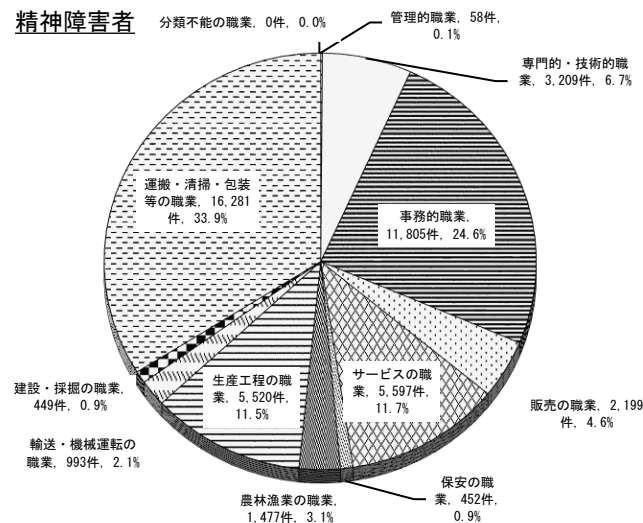
※ 数値は職業別構成比(%)。

### (2) 障害種別の状況

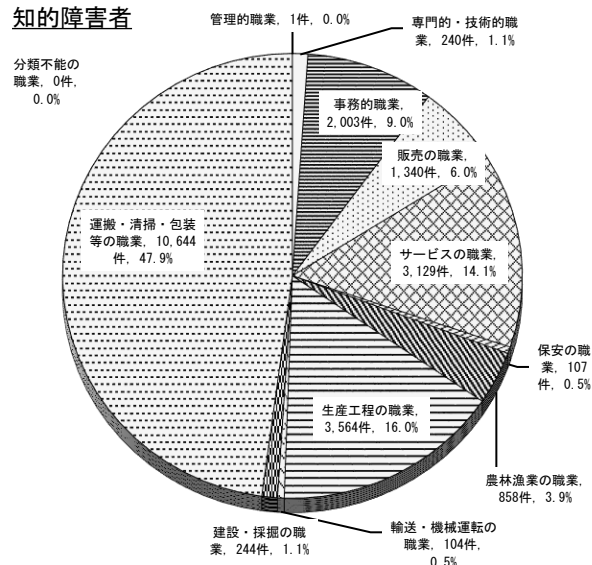
身体障害者



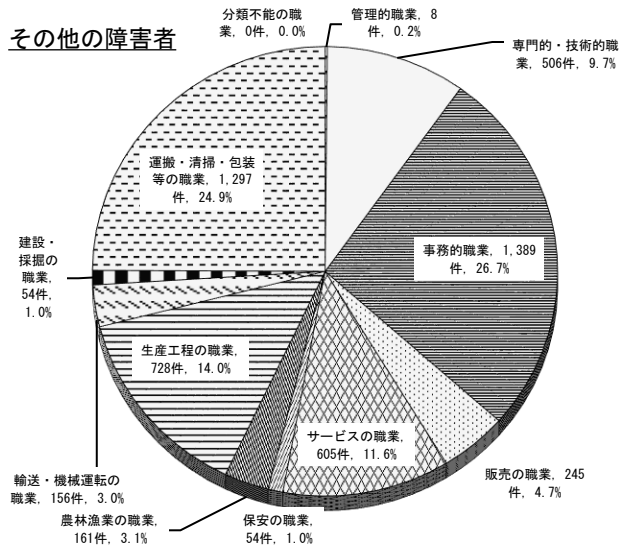
精神障害者



知的障害者

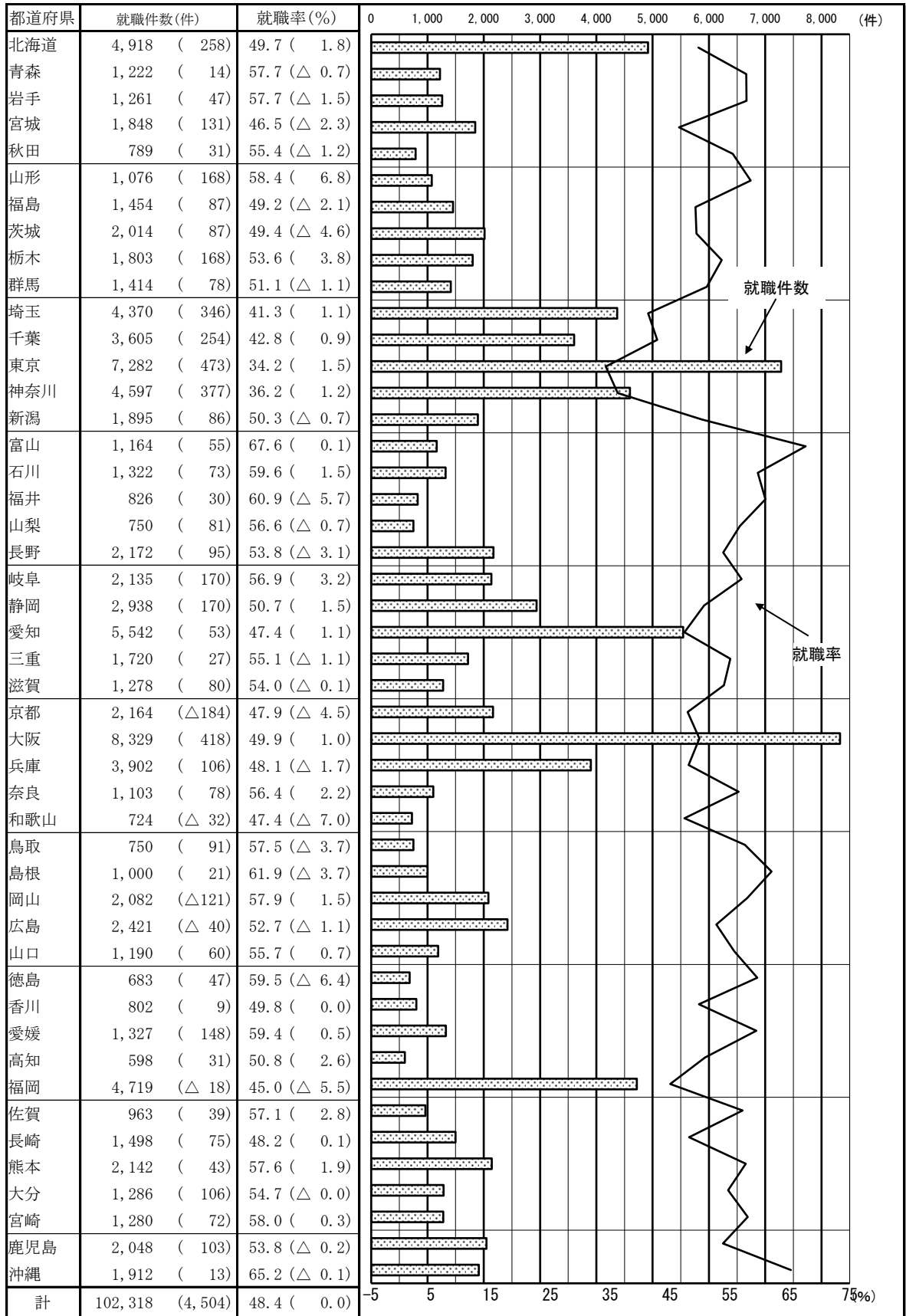


その他の障害者



※ 数値は就職件数及び職業別構成比(%)。詳細は参考4参照。

## 5. 都道府県別の就職状況(平成30年度)



※ 「就職率」は(就職件数) / (新規求職申込件数)  
( )は、対前年度差

(参考1) 障害種別職業紹介状況(構成比入り)

	新規求職申込件数							
	障害者計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他	
		うち重度	うち重度					
20年度	119,765 [100]	65,207 [54.4]	26,836 <41.2>	24,381 [20.4]	4,299 <17.6>	28,483 [23.8]	1,694 [1.4]	
21年度	125,888 [100]	65,142 [51.7]	26,507 <40.7>	25,034 [19.9]	4,244 <17.0>	33,277 [26.4]	2,435 [1.9]	
22年度	132,734 [100]	64,098 [48.3]	26,237 <40.9>	25,815 [19.4]	4,411 <17.1>	39,649 [29.9]	3,172 [2.4]	
23年度	148,358 [100]	67,379 [45.4]	27,478 <40.8>	27,748 [18.7]	4,856 <17.5>	48,777 [32.9]	4,454 [3.0]	
24年度	161,941 [100]	68,798 [42.5]	27,986 <40.7>	30,224 [18.7]	5,017 <16.6>	57,353 [35.4]	5,566 [3.4]	
25年度	169,522 [100]	66,684 [39.3]	27,262 <40.9>	30,998 [18.3]	4,960 <16.0>	64,934 [38.3]	6,906 [4.1]	
26年度	179,222 [100]	65,265 [36.4]	27,322 <41.9>	32,313 [18.0]	4,966 <15.4>	73,482 [41.0]	8,162 [4.6]	
27年度	187,198 [100]	63,403 [33.9]	27,057 <42.7>	33,410 [17.8]	4,946 <14.8>	80,579 [43.0]	9,806 [5.2]	
28年度	191,853 [100]	60,663 [31.6]	25,773 <42.5>	34,225 [17.8]	4,963 <14.5>	85,926 [44.8]	11,039 [5.8]	
29年度	202,143 [100]	60,533 [29.9]	26,190 <43.3>	35,742 [17.7]	5,027 <14.1>	93,701 [46.4]	12,167 [6.0]	
30年度	211,271 [100]	61,218 [29.0]	26,434 <43.2>	35,830 [17.0]	4,826 <13.5>	101,333 [48.0]	12,890 [6.1]	

	有効求職者数							
	障害者計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他	
		うち重度	うち重度					
20年度	143,533 [100]	80,313 [56.0]	34,505 <43.0>	30,200 [21.0]	7,692 <25.5>	31,655 [22.1]	1,365 [1.0]	
21年度	157,892 [100]	84,953 [53.8]	35,982 <42.4>	32,526 [20.6]	8,161 <25.1>	38,488 [24.4]	1,925 [1.2]	
22年度	169,116 [100]	86,694 [51.3]	36,543 <42.2>	34,078 [20.2]	8,684 <25.5>	45,756 [27.1]	2,588 [1.5]	
23年度	182,535 [100]	89,018 [48.8]	37,673 <42.3>	36,061 [19.8]	9,225 <25.6>	53,994 [29.6]	3,462 [1.9]	
24年度	198,755 [100]	92,096 [46.3]	39,146 <42.5>	38,739 [19.5]	9,713 <25.1>	63,392 [31.9]	4,528 [2.3]	
25年度	207,956 [100]	91,677 [44.1]	39,076 <42.6>	39,321 [18.9]	9,712 <24.7>	71,184 [34.2]	5,774 [2.8]	
26年度	218,913 [100]	91,537 [41.8]	39,523 <43.2>	40,544 [18.5]	9,707 <23.9>	79,796 [36.5]	7,036 [3.2]	
27年度	231,066 [100]	91,939 [39.8]	40,166 <43.7>	41,803 [18.1]	9,834 <23.5>	88,857 [38.5]	8,467 [3.7]	
28年度	240,744 [100]	89,797 [37.3]	39,660 <44.2>	43,343 [18.0]	10,056 <23.2>	97,913 [40.7]	9,691 [4.0]	
29年度	255,612 [100]	90,649 [35.5]	40,476 <44.7>	45,770 [17.9]	10,331 <22.6>	107,991 [42.2]	11,202 [4.4]	
30年度	272,481 [100]	92,824 [34.1]	41,787 <45.0>	46,928 [17.2]	10,236 <21.8>	119,983 [44.0]	12,746 [4.7]	

	就職件数							
	障害者計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他	
		うち重度	うち重度					
20年度	44,463 [100]	22,623 [50.9]	8,884 <39.3>	11,889 [26.7]	3,010 <25.3>	9,456 [21.3]	495 [1.1]	
21年度	45,257 [100]	22,172 [49.0]	8,460 <38.2>	11,440 [25.3]	2,869 <25.1>	10,929 [24.1]	716 [1.6]	
22年度	52,931 [100]	24,241 [45.8]	9,289 <38.3>	13,164 [24.9]	3,211 <24.4>	14,555 [27.5]	971 [1.8]	
23年度	59,367 [100]	24,864 [41.9]	9,678 <38.9>	14,327 [24.1]	3,547 <24.8>	18,845 [31.7]	1,331 [2.2]	
24年度	68,321 [100]	26,573 [38.9]	10,296 <38.7>	16,030 [23.5]	3,940 <24.6>	23,861 [34.9]	1,857 [2.7]	
25年度	77,883 [100]	28,307 [36.3]	11,069 <39.1>	17,649 [22.7]	4,207 <23.8>	29,404 [37.8]	2,523 [3.2]	
26年度	84,602 [100]	28,175 [33.3]	11,181 <39.7>	18,723 [22.1]	4,248 <22.7>	34,538 [40.8]	3,166 [3.7]	
27年度	90,191 [100]	28,003 [31.0]	11,321 <40.4>	19,958 [22.1]	4,339 <21.7>	38,396 [42.6]	3,834 [4.3]	
28年度	93,229 [100]	26,940 [28.9]	11,017 <40.9>	20,342 [21.8]	4,442 <21.8>	41,367 [44.4]	4,580 [4.9]	
29年度	97,814 [100]	26,756 [27.4]	11,051 <41.3>	20,987 [21.5]	4,330 <20.6>	45,064 [46.1]	5,007 [5.1]	
30年度	102,318 [100]	26,841 [26.2]	11,096 <41.3>	22,234 [21.7]	4,471 <20.1>	48,040 [47.0]	5,203 [5.1]	

	就職率							
	障害者計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他	
		うち重度	うち重度					
20年度	37.1	34.7	33.1	48.8	70.0	33.2	29.2	
21年度	36.0	34.0	31.9	45.7	67.6	32.8	29.4	
22年度	39.9	37.8	35.4	51.0	72.8	36.7	30.6	
23年度	40.0	36.9	35.2	51.6	73.0	38.6	29.9	
24年度	42.2	38.6	36.8	53.0	78.5	41.6	33.4	
25年度	45.9	42.4	40.6	56.9	84.8	45.3	36.5	
26年度	47.2	43.2	40.9	57.9	85.5	47.0	38.8	
27年度	48.2	44.2	41.8	59.7	87.7	47.7	39.1	
28年度	48.6	44.4	42.7	59.4	89.5	48.1	41.5	
29年度	48.4	44.2	42.2	58.7	86.1	48.1	41.2	
30年度	48.4	43.8	42.0	62.1	92.6	47.4	40.4	

※ [ ]内は構成比  
「うち重度」欄の構成比(<>書き)は、当該障害のうちの重度の割合  
新規求職申込件数及び就職件数は年度(期間)内の累計、有効求職者数は年度(期間)末時点の数値



(参考2) 障害種別職業紹介状況(前年同期比入り)

	新規求職申込件数						
	障害者計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他
		うち重度	うち重度				
20年度	119,765 (11.0)	65,207 (6.1)	26,836 (2.7)	24,381 (9.5)	4,299 (7.9)	28,483 (24.9)	1,694 (22.4)
21年度	125,888 (5.1)	65,142 (△0.1)	26,507 (△1.2)	25,034 (2.7)	4,244 (△1.3)	33,277 (16.8)	2,435 (43.7)
22年度	132,734 (5.4)	64,098 (△1.6)	26,237 (△1.0)	25,815 (3.1)	4,411 (3.9)	39,649 (19.1)	3,172 (30.3)
23年度	148,358 (11.8)	67,379 (5.1)	27,478 (4.7)	27,748 (7.5)	4,856 (10.1)	48,777 (23.0)	4,454 (40.4)
24年度	161,941 (9.2)	68,798 (2.1)	27,986 (1.8)	30,224 (8.9)	5,017 (3.3)	57,353 (17.6)	5,566 (25.0)
25年度	169,522 (4.7)	66,684 (△3.1)	27,262 (△2.6)	30,998 (2.6)	4,960 (△1.1)	64,934 (13.2)	6,906 (24.1)
26年度	179,222 (5.7)	65,265 (△2.1)	27,322 (0.2)	32,313 (4.2)	4,966 (0.1)	73,482 (13.2)	8,162 (18.2)
27年度	187,198 (4.5)	63,403 (△2.9)	27,057 (△1.0)	33,410 (3.4)	4,946 (△0.4)	80,579 (9.7)	9,806 (20.1)
28年度	191,853 (2.5)	60,663 (△4.3)	25,773 (△4.7)	34,225 (2.4)	4,963 (0.3)	85,926 (6.6)	11,039 (12.6)
29年度	202,143 (5.4)	60,533 (△0.2)	26,190 (1.6)	35,742 (4.4)	5,027 (1.3)	93,701 (9.0)	12,167 (10.2)
30年度	211,271 (4.5)	61,218 (1.1)	26,434 (0.9)	35,830 (0.2)	4,826 (△4.0)	101,333 (8.1)	12,890 (5.9)

	有効求職者数						
	障害者計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他
		うち重度	うち重度				
20年度	143,533 (1.9)	80,313 (△2.1)	34,505 (△4.0)	30,200 (△1.2)	7,692 (△1.6)	31,655 (16.8)	1,365 (22.8)
21年度	157,892 (10.0)	84,953 (5.8)	35,982 (4.3)	32,526 (7.7)	8,161 (6.1)	38,488 (21.6)	1,925 (41.0)
22年度	169,116 (7.1)	86,694 (2.0)	36,543 (1.6)	34,078 (4.8)	8,684 (6.4)	45,756 (18.9)	2,588 (34.4)
23年度	182,535 (7.9)	89,018 (2.7)	37,673 (3.1)	36,061 (5.8)	9,225 (6.2)	53,994 (18.0)	3,462 (33.8)
24年度	198,755 (8.9)	92,096 (3.5)	39,146 (3.9)	38,739 (7.4)	9,713 (5.3)	63,392 (17.4)	4,528 (30.8)
25年度	207,956 (4.6)	91,677 (△0.5)	39,076 (△0.2)	39,321 (1.5)	9,712 (0.0)	71,184 (12.3)	5,774 (27.5)
26年度	218,913 (5.3)	91,537 (△0.2)	39,523 (1.1)	40,544 (3.1)	9,707 (△0.1)	79,796 (12.1)	7,036 (21.9)
27年度	231,066 (5.6)	91,939 (0.4)	40,166 (1.6)	41,803 (3.1)	9,834 (1.3)	88,857 (11.4)	8,467 (20.3)
28年度	240,744 (4.2)	89,797 (△2.3)	39,660 (△1.3)	43,343 (3.7)	10,056 (2.3)	97,913 (10.2)	9,691 (14.5)
29年度	255,612 (6.2)	90,649 (0.9)	40,476 (2.1)	45,770 (5.6)	10,331 (2.7)	107,991 (10.3)	11,202 (15.6)
30年度	272,481 (6.6)	92,824 (2.4)	41,787 (3.2)	46,928 (2.5)	10,236 (△0.9)	119,983 (11.1)	12,746 (13.8)

	就職件数						
	障害者計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他
		うち重度	うち重度				
20年度	44,463 (△2.4)	22,623 (△7.8)	8,884 (△9.7)	11,889 (△2.4)	3,010 (△2.6)	9,456 (11.5)	495 (35.6)
21年度	45,257 (1.8)	22,172 (△2.0)	8,460 (△4.8)	11,440 (△3.8)	2,869 (△4.7)	10,929 (15.6)	716 (44.6)
22年度	52,931 (17.0)	24,241 (9.3)	9,289 (9.8)	13,164 (15.1)	3,211 (11.9)	14,555 (33.2)	971 (35.6)
23年度	59,367 (12.2)	24,864 (2.6)	9,678 (4.2)	14,327 (8.8)	3,547 (10.5)	18,845 (29.5)	1,331 (37.1)
24年度	68,321 (15.1)	26,573 (6.9)	10,296 (6.4)	16,030 (11.9)	3,940 (11.1)	23,861 (26.6)	1,857 (39.5)
25年度	77,883 (14.0)	28,307 (6.5)	11,069 (7.5)	17,649 (10.1)	4,207 (6.8)	29,404 (23.2)	2,523 (35.9)
26年度	84,602 (8.6)	28,175 (△0.5)	11,181 (1.0)	18,723 (6.1)	4,248 (1.0)	34,538 (17.5)	3,166 (25.5)
27年度	90,191 (6.6)	28,003 (△0.6)	11,321 (1.3)	19,958 (6.6)	4,339 (2.1)	38,396 (11.2)	3,834 (21.1)
28年度	93,229 (3.4)	26,940 (△3.8)	11,017 (△2.7)	20,342 (1.9)	4,442 (2.4)	41,367 (7.7)	4,580 (19.5)
29年度	97,814 (4.9)	26,756 (△0.7)	11,051 (0.3)	20,987 (3.2)	4,330 (△2.5)	45,064 (8.9)	5,007 (9.3)
30年度	102,318 (4.6)	26,841 (0.3)	11,096 (0.4)	22,234 (5.9)	4,471 (3.3)	48,040 (6.6)	5,203 (3.9)

	就職率						
	障害者計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他
		うち重度	うち重度				
20年度	37.1 (△5.1)	34.7 (△5.2)	33.1 (△4.6)	48.8 (△5.9)	70.0 (△7.6)	33.2 (△4.0)	29.2 (2.8)
21年度	36.0 (△1.1)	34.0 (△0.7)	31.9 (△1.2)	45.7 (△3.1)	67.6 (△2.4)	32.8 (△0.4)	29.4 (0.2)
22年度	39.9 (3.9)	37.8 (3.8)	35.4 (3.5)	51.0 (5.3)	72.8 (5.2)	36.7 (3.9)	30.6 (1.2)
23年度	40.0 (0.1)	36.9 (△0.9)	35.2 (△0.2)	51.6 (0.6)	73.0 (0.2)	38.6 (1.9)	29.9 (△0.7)
24年度	42.2 (2.2)	38.6 (1.7)	36.8 (1.6)	53.0 (1.4)	78.5 (5.5)	41.6 (3.0)	33.4 (3.5)
25年度	45.9 (3.7)	42.4 (3.8)	40.6 (3.8)	56.9 (3.9)	84.8 (6.3)	45.3 (3.7)	36.5 (3.1)
26年度	47.2 (1.3)	43.2 (0.8)	40.9 (0.3)	57.9 (1.0)	85.5 (0.7)	47.0 (1.7)	38.8 (2.3)
27年度	48.2 (1.0)	44.2 (1.0)	41.8 (0.9)	59.7 (1.8)	87.7 (2.2)	47.7 (0.7)	39.1 (0.3)
28年度	48.6 (0.4)	44.4 (0.2)	42.7 (0.9)	59.4 (△0.3)	89.5 (1.8)	48.1 (0.4)	41.5 (2.4)
29年度	48.4 (△0.2)	44.2 (△0.2)	42.2 (△0.5)	58.7 (△0.7)	86.1 (△3.4)	48.1 (0.0)	41.2 (△0.3)
30年度	48.4 (0.0)	43.8 (△0.4)	42.0 (△0.2)	62.1 (3.4)	92.6 (6.5)	47.4 (△0.7)	40.4 (△0.8)

※ ( )内は前年同期比(差)  
新規求職申込件数及び就職件数は年度(期間)内の累計、有効求職者数は年度(期間)末時点の数値

(参考3) 産業別就職件数(平成30年度)

(件、%)

産業	障害計		身体障害者				知的障害者				精神障害者		その他の障害者	
	件数	構成比	件数	構成比	重度	構成比	件数	構成比	重度	構成比	件数	構成比	件数	構成比
合計	102,318	100	26,841	100	11,096	100	22,234	100	4,471	100	48,040	100	5,203	100
農林漁業	1,151	1.1	245	0.9	80	0.7	271	1.2	43	1.0	555	1.2	80	1.5
鉱業,採石業,砂利採取業	30	0.0	15	0.1	6	0.1	2	0.0	2	0.0	10	0.0	3	0.1
建設業	2,700	2.6	1,005	3.7	376	3.4	393	1.8	42	0.9	1,174	2.4	128	2.5
製造業	14,510	14.2	3,557	13.3	1,430	12.9	4,070	18.3	752	16.8	6,045	12.6	838	16.1
電気・ガス・熱供給・水道業	119	0.1	57	0.2	21	0.2	6	0.0	1	0.0	50	0.1	6	0.1
情報通信業	1,792	1.8	446	1.7	252	2.3	152	0.7	46	1.0	1,085	2.3	109	2.1
運輸業,郵便業	4,727	4.6	1,666	6.2	579	5.2	978	4.4	204	4.6	1,873	3.9	210	4.0
卸売業,小売業	12,607	12.3	2,700	10.1	1,061	9.6	3,454	15.5	615	13.8	5,818	12.1	635	12.2
金融業,保険業	1,303	1.3	640	2.4	271	2.4	106	0.5	20	0.4	522	1.1	35	0.7
不動産業,物品賃貸業	1,155	1.1	356	1.3	133	1.2	202	0.9	44	1.0	539	1.1	58	1.1
学術研究,専門・技術サービス業	1,987	1.9	551	2.1	275	2.5	203	0.9	40	0.9	1,099	2.3	134	2.6
宿泊業,飲食サービス業	4,252	4.2	1,051	3.9	431	3.9	1,250	5.6	253	5.7	1,770	3.7	181	3.5
生活関連サービス業,娯楽業	2,535	2.5	622	2.3	247	2.2	670	3.0	148	3.3	1,113	2.3	130	2.5
教育,学習支援業	2,058	2.0	721	2.7	288	2.6	276	1.2	75	1.7	952	2.0	109	2.1
医療,福祉	35,541	34.7	8,213	30.6	3,700	33.3	7,153	32.2	1,529	34.2	18,431	38.4	1,744	33.5
複合サービス事業	1,061	1.0	297	1.1	113	1.0	229	1.0	42	0.9	475	1.0	60	1.2
サービス業	10,868	10.6	3,058	11.4	1,212	10.9	2,537	11.4	559	12.5	4,771	9.9	502	9.6
公務・その他	3,922	3.8	1,641	6.1	621	5.6	282	1.3	56	1.3	1,758	3.7	241	4.6

対前年度比

(%)

産業	障害計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他の障害者
		前年度	対前年度比	前年度	対前年度比		
合計	4.6	0.3	0.4	5.9	3.3	6.6	3.9
農林漁業	△ 4.4	△ 10.3	△ 5.9	△ 2.2	△ 24.6	△ 6.4	31.1
鉱業,採石業,砂利採取業	30.4	25.0	50.0	△ 60.0	-	100.0	200.0
建設業	0.2	2.1	0.3	△ 0.8	△ 27.6	0.1	△ 9.9
製造業	6.7	△ 0.1	0.8	9.4	4.0	9.1	8.7
電気・ガス・熱供給・水道業	0.8	△ 8.1	△ 8.7	50.0	-	6.4	20.0
情報通信業	17.0	△ 11.2	△ 16.0	33.3	109.1	32.3	14.7
運輸業,郵便業	6.8	3.5	1.6	5.6	13.3	11.6	△ 0.5
卸売業,小売業	1.6	△ 6.1	△ 8.1	4.7	△ 0.6	3.4	4.3
金融業,保険業	3.0	△ 7.8	1.1	2.9	11.1	21.7	△ 10.3
不動産業,物品賃貸業	10.2	2.0	10.8	14.1	33.3	15.4	5.5
学術研究,専門・技術サービス業	4.4	△ 7.2	△ 3.8	△ 1.0	8.1	9.7	30.1
宿泊業,飲食サービス業	2.3	△ 0.9	6.2	1.9	0.8	5.1	△ 2.7
生活関連サービス業,娯楽業	3.4	△ 5.6	△ 9.9	1.1	△ 5.1	9.4	15.0
教育,学習支援業	23.2	13.4	17.1	27.8	63.0	29.5	29.8
医療,福祉	△ 0.1	△ 4.4	△ 4.9	3.6	1.2	0.5	0.6
複合サービス事業	1.5	4.6	2.7	△ 1.7	7.7	△ 0.6	20.0
サービス業	5.6	0.1	1.8	11.9	5.3	8.0	△ 8.4
公務・その他	62.4	72.4	88.8	12.4	16.7	73.7	20.5

(参考4) 職業別就職件数(平成30年度)

(件、%)

職業	障害計		身体障害者				知的障害者				精神障害者		その他の障害者	
	件数	構成比	件数	構成比	重度	構成比	件数	構成比	重度	構成比	件数	構成比	件数	構成比
合計	102,318	100	26,841	100	11,096	100	22,234	100	4,471	100	48,040	100	5,203	100
管理的職業	104	0.1	37	0.1	13	0.1	1	0.0	0	0.0	58	0.1	8	0.2
専門的・技術的職業	6,825	6.7	2,870	10.7	1,509	13.6	240	1.1	39	0.9	3,209	6.7	506	9.7
事務的職業	22,632	22.1	7,435	27.7	3,375	30.4	2,003	9.0	360	8.1	11,805	24.6	1,389	26.7
販売の職業	4,741	4.6	957	3.6	362	3.3	1,340	6.0	194	4.3	2,199	4.6	245	4.7
サービスの職業	12,439	12.2	3,108	11.6	1,080	9.7	3,129	14.1	578	12.9	5,597	11.7	605	11.6
保安の職業	1,238	1.2	625	2.3	203	1.8	107	0.5	7	0.2	452	0.9	54	1.0
農林漁業の職業	2,948	2.9	452	1.7	174	1.6	858	3.9	188	4.2	1,477	3.1	161	3.1
生産工程の職業	12,528	12.2	2,716	10.1	1,095	9.9	3,564	16.0	656	14.7	5,520	11.5	728	14.0
輸送・機械運転の職業	2,960	2.9	1,707	6.4	505	4.6	104	0.5	11	0.2	993	2.1	156	3.0
建設・採掘の職業	1,058	1.0	311	1.2	106	1.0	244	1.1	21	0.5	449	0.9	54	1.0
運搬・清掃・包装等の職業	34,845	34.1	6,623	24.7	2,674	24.1	10,644	47.9	2,417	54.1	16,281	33.9	1,297	24.9
分類不能の職業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

対前年度比

(%)

職業	障害計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他の障害者
		件数	重度	件数	重度		
合計	4.6	0.3	0.4	5.9	3.3	6.6	3.9
管理的職業	15.6	0.0	0.0	-	-	26.1	60.0
専門的・技術的職業	3.0	△0.6	△3.3	△10.8	△18.8	5.4	17.9
事務的職業	11.6	3.5	3.4	13.0	20.8	17.4	9.5
販売の職業	△0.4	△11.1	△9.5	4.6	△14.5	1.1	7.5
サービスの職業	5.4	0.2	△0.1	3.9	2.7	10.8	△4.9
保安の職業	15.4	11.0	23.0	32.1	△41.7	23.5	△14.3
農林漁業の職業	1.4	△9.1	4.2	8.5	10.6	1.0	3.2
生産工程の職業	△1.1	△7.8	△6.1	5.3	1.4	△1.7	1.4
輸送・機械運転の職業	8.6	6.6	2.2	△13.3	△15.4	14.4	15.6
建設・採掘の職業	△4.8	△5.2	△10.9	△3.9	△25.0	△8.2	35.0
運搬・清掃・包装等の職業	3.2	1.4	2.0	6.2	4.0	2.5	△2.4
分類不能の職業	-	-	-	-	-	-	-

(参考5) 身体障害者の部位別職業紹介状況

	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率(③/①)	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度差
視覚障害	4,759	0.1	7,326	3.0	2,040	0.2	42.9	△ 2.2
うち重度	2,781	1.1	4,375	4.6	1,167	△ 4.0	42.0	△ 5.4
聴覚・言語障害	8,600	△ 0.4	11,632	1.6	4,208	5.8	48.9	1.2
うち重度	4,766	△ 1.6	6,433	1.2	2,333	7.9	49.0	1.6
肢体不自由	31,039	0.4	48,481	1.4	13,800	△ 2.6	44.5	△ 0.9
うち重度	8,051	△ 0.0	14,182	2.5	3,224	△ 5.8	40.0	△ 1.6
上肢	11,775	2.0	18,029	3.0	5,208	△ 2.4	44.2	△ 2.5
うち重度	4,331	1.7	7,428	3.9	1,737	△ 2.4	40.1	△ 1.1
下肢	15,854	△ 0.8	24,588	0.0	7,173	△ 2.2	45.2	0.4
うち重度	2,451	△ 3.4	4,353	1.5	998	△ 10.3	40.7	△ 1.1
体幹	2,845	1.9	4,745	2.5	1,183	△ 3.4	41.6	△ 2.4
うち重度	974	3.4	1,760	0.3	367	△ 7.8	37.7	△ 3.9
脳病変(※)	565	△ 2.9	1,119	1.4	236	△ 11.6	41.8	△ 1.6
うち重度	295	△ 6.6	641	0.2	122	△ 7.6	41.4	△ 2.2
内部障害	16,820	3.6	25,385	4.6	6,793	3.2	40.4	0.1
うち重度	10,836	2.8	16,797	4.3	4,372	2.8	40.3	0.2
身体計	61,218	1.1	92,824	2.4	26,841	0.3	43.8	△ 0.6
うち重度	26,434	0.9	41,787	3.2	11,096	0.4	42.0	△ 0.7

※ 「脳病変」とは、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を指す。

(参考6) 就労継続支援A型事業所への就職件数

	就労継続支援A型事業所への就職件数	対前年度比
平成28年度	21,607	—
平成29年度	20,891	△3.3
平成30年度	19,502	△ 6.6

※ 就労継続支援A型事業所への就職件数は平成28年度から集計している。

(参考7) 障害者の解雇数

1. 解雇数の推移

年 度	解雇数			障害種別		
	年 度 計	上半期	下半期	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成20年度	2,774	787	1,987	1,856	795	123
平成21年度	2,354	1,391	963	1,561	711	82
平成22年度	1,333	586	747	773	492	68
平成23年度	1,253	607	646	852	342	59
平成24年度	1,539	647	892	1,002	394	143
平成25年度	1,248	629	619	732	376	140
平成26年度	1,192	491	701	714	379	99
平成27年度	1,448	688	760	723	395	330
平成28年度	1,335	757	578	588	428	319
平成29年度	2,272	1,166	1,106	714	735	823
平成30年度	1,980	815	1,165	782	607	591

2. 理由別解雇数

理由 月	事業廃止	事業縮小	その他	計
平成30年4月	115 (130)	96 (56)	6 (4)	217 (190)
平成30年5月	24 (57)	31 (31)	7 (5)	62 (93)
平成30年6月	45 (139)	17 (45)	7 (5)	69 (189)
平成30年7月	89 (271)	38 (29)	22 (4)	149 (304)
平成30年8月	162 (67)	57 (62)	8 (12)	227 (141)
平成30年9月	37 (182)	47 (64)	7 (3)	91 (249)
平成30年10月	81 (112)	57 (68)	7 (7)	145 (187)
平成30年11月	197 (156)	36 (54)	7 (11)	240 (221)
平成30年12月	69 (78)	49 (20)	29 (7)	147 (105)
平成31年1月	54 (97)	42 (34)	7 (2)	103 (133)
平成31年2月	84 (144)	101 (57)	13 (3)	198 (204)
平成31年3月	137 (150)	174 (78)	21 (28)	332 (256)
年度計	1,094 1,583	745 (598)	141 (91)	1,980 (2,272)

※ ( ) 内は前年同月値。

### 3. 都道府県別 解雇届の受理状況

	平成30年度	平成29年度
合計	1,980	2,272
北海道	45	211
青森	36	20
岩手	74	22
宮城	42	47
秋田	19	17
山形	8	34
福島	47	49
茨城	18	33
栃木	24	7
群馬	12	15
埼玉	40	90
千葉	22	40
東京	182	91
神奈川	88	59
新潟	32	22
富山	22	16
石川	30	15
福井	11	37
山梨	5	10
長野	25	7
岐阜	40	94
静岡	53	54
愛知	219	131
三重	8	11
滋賀	10	17
京都	12	9
大阪	66	160
兵庫	73	52
奈良	8	5
和歌山	11	22
鳥取	6	20
島根	31	7
岡山	128	221
広島	93	168
山口	17	24
徳島	6	3
香川	3	68
愛媛	17	6
高知	14	37
福岡	119	55
佐賀	31	13
長崎	56	49
熊本	64	27
大分	45	17
宮崎	18	6
鹿児島	8	69
沖縄	42	85

※ 解雇届については受理した労働局において計上しており、障害者の居住地により計上したものではない。

## Press Release

令和元年 6 月 25 日

【照会先】

職業安定局

障害者雇用対策課地域就労支援室

室長 澤口 浩司

室長補佐 根本 友之

(代表電話) 03(5253)1111 (内線)5837

(直通電話) 03(3502)6780

### 平成 30 年度障害者雇用実態調査の結果を公表します

厚生労働省では、このほど、平成 30 (2018) 年 6 月に実施した「平成 30 年度障害者雇用実態調査」の結果を取りまとめましたので、公表します。

この調査は、民営事業所における障害者の雇用の実態を把握し、今後の障害者の雇用施策の検討や立案に役立てることを目的に、5 年ごとに実施しています。今回初めて、発達障害者についても他の障害と同様の調査を行いました。

調査は、常用労働者 5 人以上を雇用する民営事業所のうち、無作為に抽出した約 9,200 事業所が対象です。

回収数は、6,181 事業所 (回収率 67.2%) でした。

#### 【調査結果の主なポイント】

- 従業員規模 5 人以上の事業所に雇用されている障害者数は 82 万 1,000 人。  
内訳は、身体障害者が 42 万 3,000 人、知的障害者が 18 万 9,000 人、精神障害者が 20 万人、発達障害者が 3 万 9,000 人。
- ※ 以下注) にあるとおり、平成 30 年度調査では、重複障害のある者をそれぞれの障害に重複して計上しているため、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者の合計と調査対象となった事業所に雇用されている全障害者数は一致しない。  
また、平成 30 年度調査は平成 25 年度調査と実施方法が異なるため、調査結果をそのまま比較することはできないが、精神障害者の雇用者数が大幅に増加 (前回 4 万 8,000 人) したことが特徴。
- 雇用されている精神障害者のうち、週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満の割合は 39.7%、20 時間未満の割合は 13.0%であった。また、正社員の割合は 25.5%であった。
- 雇用している障害者への事業主の配慮事項としては、知的障害者、精神障害者及び発達障害者において、「短時間勤務等勤務時間の配慮」が最も多かった (知的障害者では 57.6%、精神障害者では 70.8%、発達障害者では 76.8%)。

注) 平成 30 年度調査は、以下の点において平成 25 年度調査と実施方法が異なるため、平成 25 年度調査結果とそのまま比較することはできません。

- ・ 重複障害の取扱いの変更

平成 25 年度調査では、重複障害のある者については、いずれかの障害に寄せて（知的障害と他の障害の重複障害のある者は知的障害者とする等）計上していましたが、それぞれの障害について把握する方がより詳細なデータとなり、施策に活かせるため、平成 30 年度調査では、それぞれの障害に重複して計上し各項目の分析を行っています（例：身体障害と知的障害の重複障害のある者は、身体障害、知的障害それぞれに、精神障害と発達障害の重複障害のある者（うつ病と広汎性発達障害の重複のある者など）は、精神障害、発達障害それぞれに計上して集計）。従って、平成 30 年度調査では、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者の合計と調査対象となった事業所に雇用されている全障害者数は一致しません。

- ・ 発達障害者

平成 25 年度調査では、発達障害者のうち精神障害者保健福祉手帳を所持している者が精神障害者の障害種別として把握されていましたが、精神障害者保健福祉手帳を所持していない発達障害者（精神科医の診断により発達障害を確認している者）は調査の対象に含まれていませんでした。平成 30 年度調査では、発達障害のみにより精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は発達障害者の障害種別とするとともに、精神障害者保健福祉手帳を所持していない発達障害者（精神科医の診断により発達障害を確認している者）も調査の対象としています。

詳細は、次ページ以降をご参照ください。



## 調査結果の概要（詳細は別添のとおり）

### 1 身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者の雇用状況

障害者の雇用状況については、産業別、事業所規模別の回収結果をもとに復元をした推計値を利用して分析を行った。

#### （1）障害の種類・程度別の雇用状況

##### イ 身体障害者

- ・ 従業員規模5人以上の事業所に雇用されている身体障害者は42万3,000人。
- ・ 障害の種類別にみると、肢体不自由が42.0%、内部障害が28.1%、聴覚言語障害が11.5%、視覚障害が4.5%となっている。

##### ロ 知的障害者

- ・ 従業員規模5人以上の事業所に雇用されている知的障害者は18万9,000人。
- ・ 障害の程度別にみると、重度が17.5%、重度以外が74.3%となっている。

##### ハ 精神障害者

- ・ 従業員規模5人以上の事業所に雇用されている精神障害者は20万人。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳により精神障害者であることを確認している者が91.5%、医師の診断等により確認している者が8.3%となっている。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の等級をみると、2級が46.9%で最も多くなっている。また、最も多い疾病は「統合失調症」で31.2%となっている。

##### ニ 発達障害者

- ・ 従業員規模5人以上の事業所に雇用されている発達障害者は3万9,000人。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳により発達障害者であることを確認している者が68.9%、精神科医の診断により確認している者が4.1%となっている。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の等級をみると、3級が48.7%で最も多くなっている。また、最も多い疾病は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害」で76.0%となっている。

#### （2）雇用形態

雇用形態をみると、身体障害者は52.5%、知的障害者は19.8%、精神障害者は

25.5%、発達障害者は22.7%が正社員となっている。

### (3) 労働時間（週所定労働時間）

#### イ 通常（週30時間以上）

身体障害者は79.8%、知的障害者は65.5%、精神障害者は47.2%、発達障害者は59.8%となっている。

#### ロ 週20時間以上30時間未満

身体障害者は16.4%、知的障害者は31.4%、精神障害者は39.7%、発達障害者は35.1%となっている。

#### ハ 週20時間未満

身体障害者は3.4%、知的障害者は3.0%、精神障害者は13.0%、発達障害者は5.1%となっている。

### (4) 職業

職業別にみると、身体障害者は事務的職業が32.7%と最も多く、知的障害者は生産工程の職業が37.8%と最も多く、精神障害者はサービスの職業が30.6%と最も多く、発達障害者は販売の職業が39.1%と最も多くなっている。

### (5) 賃金

平成30年5月の平均賃金をみると、身体障害者は21万5千円、知的障害者は11万7千円、精神障害者は12万5千円、発達障害者は12万7千円となっている。

### (6) 勤続年数

平均勤続年数をみると、身体障害者は10年2月、知的障害者は7年5月、精神障害者は3年2月、発達障害者は3年4月となっている。

(注1) 平均勤続年数は、勤続年数の短い新規の雇用者の構成割合が増えると、短くなる。

(注2) 採用後に身体障害者、精神障害者又は発達障害者であることが明らかとなった者の勤続年数は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は精神科医の診断書により企業が把握した年月（ただし、身体障害者、精神障害者又は発達障害者であることを把握した年月が明らかでないときは、手帳等の交付日（診断日）を起点として計算した。

## 2 障害者雇用にあたっての課題・配慮事項

障害者を雇用する際の課題としては、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者ともに、「会社内に適当な仕事があるか」が最も多くなっている（身体障害者では71.3%、知的障害者では74.4%、精神障害者では70.2%、発達障害者では75.3%）。

また、雇用している障害者への配慮事項としては、身体障害者については、「通院・服薬管理等雇用管理上の配慮」が最も多くなっており（51.9%）、知的障害者、精神障害者及び発達障害者については、「短時間勤務等勤務時間の配慮」が最も多くなっている（知的障害者では57.6%、精神障害者では70.8%、発達障害者では76.8%）。

## 3 関係機関に期待する取組み

障害者を雇用する上で関係機関に期待する取組みとしては、身体障害者については、「障害者雇用支援設備・施設・機器の設置のための助成・援助」が最も多くなっており（56.0%）、知的障害者、精神障害者及び発達障害者については、「具体的な労働条件、職務内容、環境整備などが相談できる窓口の設置」が最も多くなっている（知的障害者では46.7%、精神障害者では46.6%、発達障害者では48.6%）。

## 4 障害者雇用を促進するために必要な施策

障害者雇用を促進するために必要な施策としては、身体障害者については、「雇入れの際の助成制度の充実」が最も多くなっており（58.3%）、知的障害者、精神障害者及び発達障害者については、「外部の支援機関の助言・援助などの支援」が最も多くなっている（知的障害者では62.3%、精神障害者では64.2%、発達障害者では65.8%）。

(別添)

## 平成 30 年度障害者雇用実態調査結果

厚生労働省職業安定局  
障害者雇用対策課  
地域就労支援室



## 調査の概要

### 1 目的

この調査は、主要産業の民営事業所の事業主に対し、雇用している身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者の雇用者数、賃金、労働時間、職業、雇用管理上の措置等を産業、事業所規模、障害の種類、程度、障害者の年齢、性別に調査し、今後の障害者の雇用施策の検討及び立案に資することを目的として行った。

### 2 調査の対象

全国の日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）の大分類（「農業、林業」「漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業（バー、キャバレー、ナイトクラブを除く）」「生活関連サービス業、娯楽業（生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」）に属する常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所から無作為に抽出した約 9,200 事業所を対象とした。

### 3 調査方法

調査受託業者から調査対象事業所へ郵送で調査票を配布し、郵送又はオンラインシステム又は調査員の訪問により、調査票を回収した。

調査受託業者：株式会社インテージリサーチ

### 4 調査実施時点

平成 30 年 6 月 1 日現在。ただし、賃金及び労働時間については、平成 30 年 5 月中。

### 5 回収及び推計

#### (1) 回収率

回答事業所数は 6,181 事業所で、回収率は 67.2%であった。

#### (2) 推計方法

障害者数については、産業別、規模別に回収事業所数／母集団事業所数の逆数を復元倍率として推計して表示している。

### 6 主な用語の定義

#### (1) 身体障害者

身体障害者とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）に規定される身体障害者をいう。原則として身体障害者手帳の交付を受けている者をいうが、身体障害者手帳の交付を受けていなくても、指定医又は産業医（内部障害者の場合は指定医に限る。）の診断書・意見書により確認されている者も含む。

この調査の障害の種類、程度の集計区分は次のとおりとした。

### イ 障害の種類

視覚障害	視覚障害
聴覚言語障害	聴覚、平行機能、音声又は言語機能
肢体不自由	上肢切断、上肢機能、下肢切断、下肢機能、体幹機能、脳病変上肢機能、脳病変移動機能
内部障害	心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能
重複障害	身体障害の重複

ロ 障害の程度

重度	身体障害者程度等級表の1級、2級
中度	身体障害者程度等級表の3級、4級
軽度	身体障害者程度等級表の5級、6級

(2) 知的障害者

知的障害者とは、法に規定される知的障害者をいう。具体的には児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによって知的障害があると判定された者をいう。

また、重度知的障害者とは次のイからハまでのいずれかの者をいう。

- イ 療育手帳（愛の手帳等他の名称の場合も含む。）で程度が「A」（「愛の手帳」の場合は「1度」及び「2度」とされている者
- ロ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医から療育手帳の「A」に相当する判定書をもっている者
- ハ 障害者職業センターで重度知的障害者と判定された者

(3) 精神障害者

精神障害者とは、法に規定される精神障害者をいう。具体的には次のイ又はロの者であって、症状が安定し、就労可能な状態の者をいう。

- イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（発達障害のみにより交付を受けている者を除く）
- ロ イ以外の者であって、産業医、主治医等から統合失調症、そううつ病又はてんかんの診断を受けている者

(4) 発達障害者

発達障害者とは、精神科医により、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害の診断を受けている者をいう。

(5) 障害者となった時点

身体障害者については、採用時点で企業が身体障害者であることを承知していた場合のみ「採用前」としており、採用後に身体障害者であることを承知した場合は「採用後」としている。

精神障害者については、採用時点で企業が精神障害者であることを承知していた場合のみ「採用前」としており、採用後に精神障害者となった場合や、採用時点では企業が精神障害者であることを承知

していなかったが、採用後に精神障害者であることを承知した場合は「採用後」としている。

発達障害者については、採用時点で企業が発達障害者であることを承知していた場合のみ「採用前」としており、採用後に発達障害者であることを承知した場合は「採用後」としている。

#### (6) 月間総実労働時間

平成 30 年 5 月の所定内実労働時間と超過実労働時間の合計である。

「所定内実労働時間」とは、事業所の規則等で定められた所定労働時間（所定労働日における始業時刻から終業時刻まで）において実際に就業した時間である。

「超過実労働時間」とは、残業、早出、休日出勤等の実労働時間である。

#### (7) 正社員

勤め先で正社員又は正職員などと呼ばれている者。

#### (8) 正社員以外

(7) の正社員以外の者（派遣労働者、パートタイマー、臨時・日雇、契約・登録社員、嘱託、出向中の者）。

#### (9) 賃金

労働契約・労働協約・就業規則等により予め定められている支給条件、算定方法によって支給される給与であって、超過勤務手当も含む。

#### (10) 勤続年数

企業に採用されてから平成 30 年 6 月 1 日までの勤続年数をいう。

ただし、採用後に身体障害者、精神障害者又は発達障害者であることを承知した者については、上記(1)、(3)、(4)の確認方法により企業が身体障害者、精神障害者又は発達障害者であることを承知した年月（ただし、身体障害者、精神障害者又は発達障害者であることを承知した年月が明らかでないときは、手帳等の交付日又は診断日）を、それぞれ起点としている。

### 7 利用上の注意

#### (1) 重複障害の計上

平成 25 年度調査では、重複障害のある者については、いずれかの障害に寄せて（知的障害と他の障害の重複障害のある者は知的障害者とする等）計上していたが、それぞれの障害について把握する方がより詳細なデータとなり、施策に活かせるため、平成 30 年度調査では、それぞれの障害に重複して計上している（例：身体障害と知的障害の重複障害のある者は、身体障害、知的障害それぞれに、精神障害と発達障害の重複障害のある者（うつ病と広汎性発達障害の重複のある者など）は、精神障害、発達障害それぞれに計上して集計）。従って、平成 30 年度調査では、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者の合計と調査対象となった事業所に雇用されている全障害者数は一致しない。

#### (2) 産業分類の表章

集計に当たっては、「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業（家事サー



「製造業を除く）」及び「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」の3分類を合算し、「サービス業」として表章している。

(3) 表章単位

障害者の雇用状況については、復元を行った推計値であり、原則として千人単位で表章しているが、構成比（％）については、1人単位で算出し、少数第2位を四捨五入した数値を表示している。

なお、構成比以外の数値についても、表章単位未満は四捨五入している。

(4) 図に用いた符号は、次のとおりである。

「0.0」・・・単位未満

「－」・・・該当なし

## 調査結果の概要

### 1 身体障害者の雇用について

#### (1) 雇用者数

平成30年6月時点で回答事業所(6,181社)において雇用されている身体障害者は17,903人であり、復元すると推計42万3千人であった。

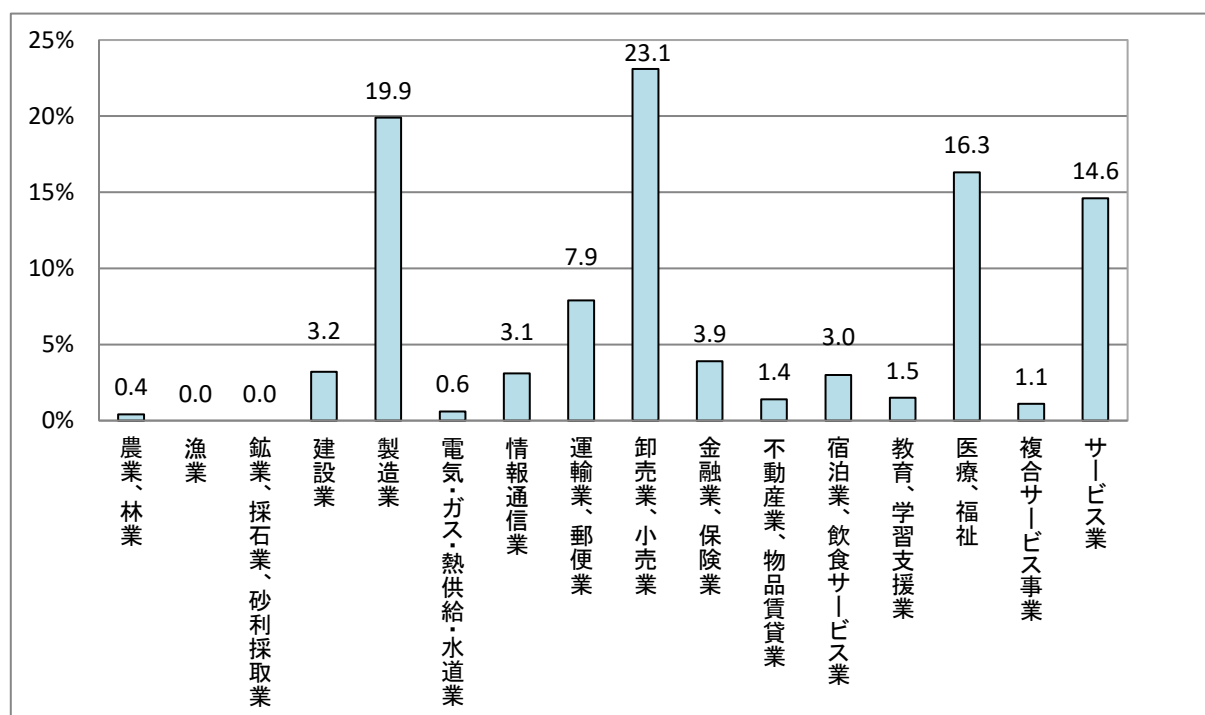
以下の分析においては、全て推計値を用いている。

(参考)平成25年度調査結果では、身体障害者は推計43万3千人であった。平成30年度調査は平成25年度調査と実施方法が異なるため、そのまま比較することはできないが、身体障害者の定義を平成25年度調査に合わせた場合(平成25年度調査結果では身体障害に計上されていない身体障害と知的障害の重複障害のある者を平成30年度調査結果でも同様に除いた場合)、平成30年度調査結果における身体障害者は40万6千人と推計される。

#### (2) 産業別

産業別にみると、卸売業、小売業で23.1%と最も多く雇用されている。次いで、製造業19.9%、医療、福祉16.3%となっている。

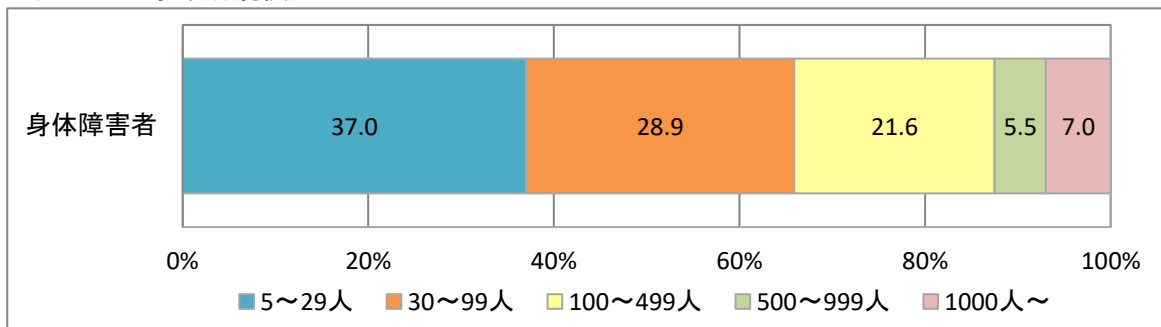
図1-1 産業別



(3) 事業所規模別

事業所規模別にみると、5～29人規模で37.0%と最も多く、次いで30～99人規模28.9%、100～499人規模21.6%、1,000人以上規模、500～999人規模の順になっている。

図1-2 事業所規模別



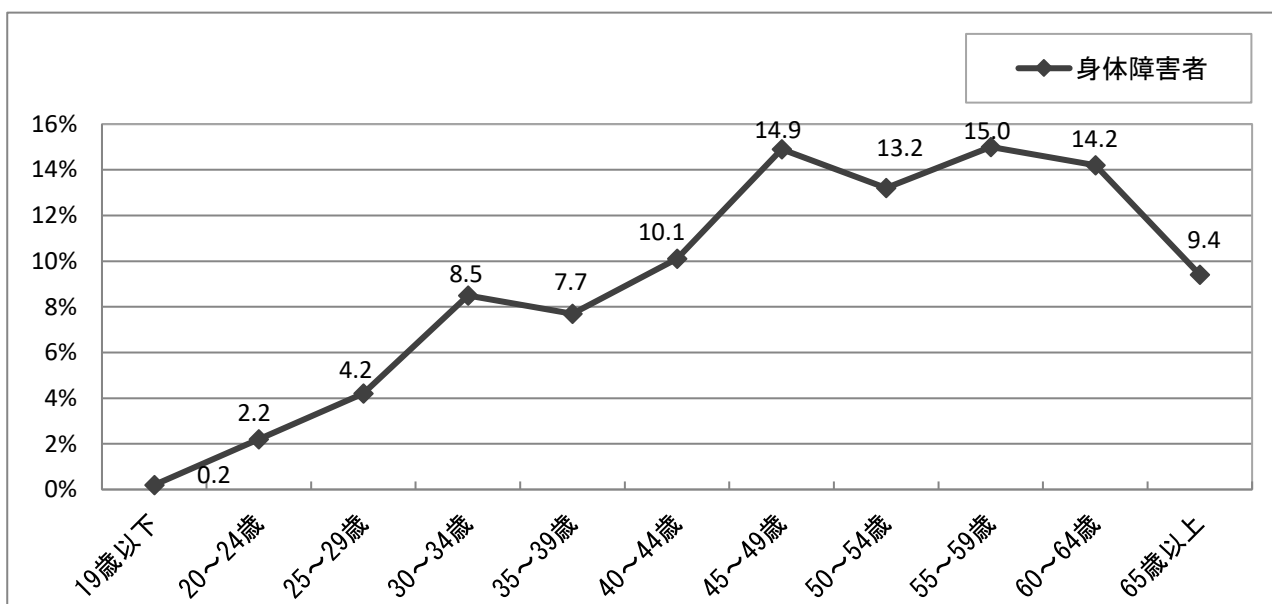
(4) 性別

性別にみると、男性67.7%、女性31.9%、無回答0.3%となっている。

(5) 年齢階級別

年齢階級別にみると、55～59歳層が15.0%と最も割合が高くなっている。

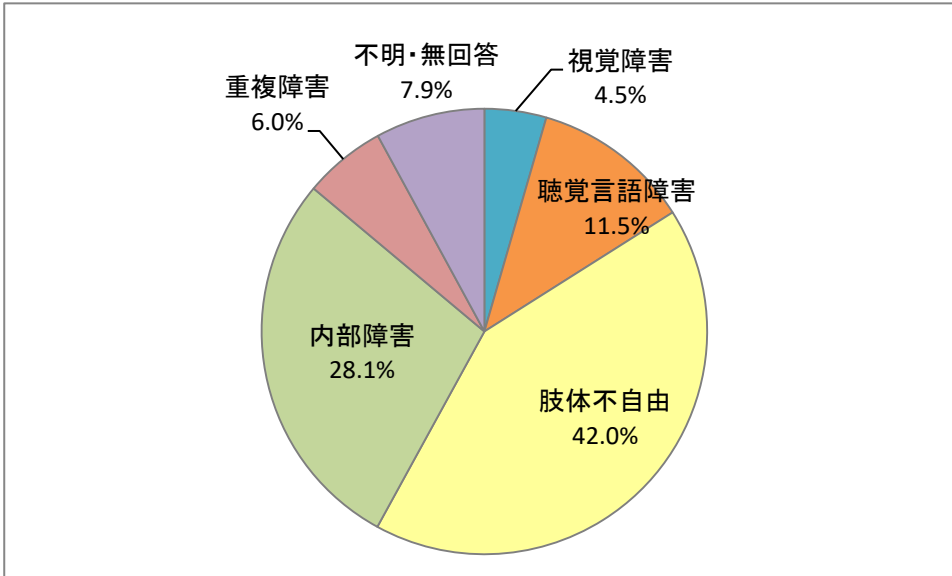
図1-3 年齢階級別



(6) 障害の種類別

障害の種類別にみると、肢体不自由が 42.0%を占め、次いで内部障害が 28.1%、聴覚言語障害が 11.5%となっている。

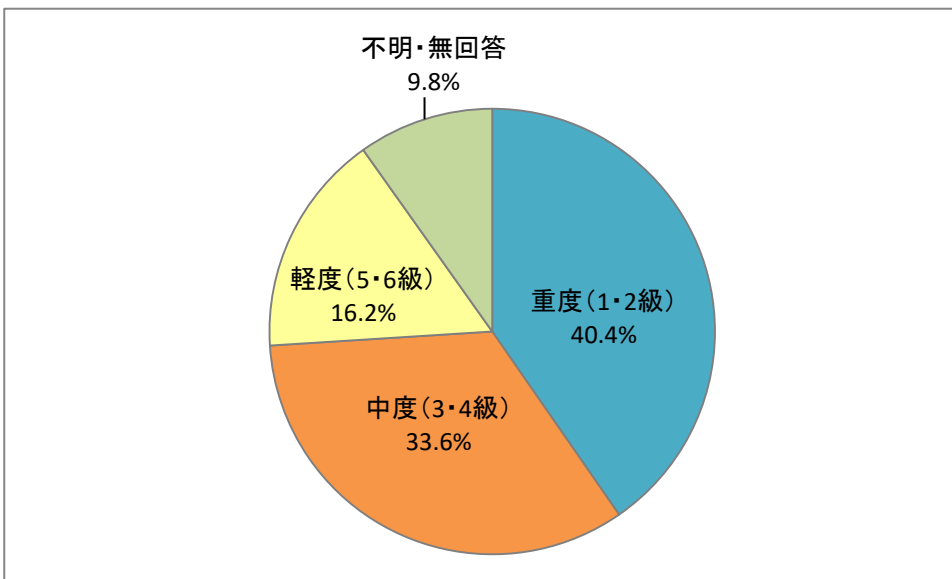
図1-4 障害の種類別



(7) 障害の程度別

障害の程度別にみると、重度（1・2級）が 40.4%を占め、次いで中度（3・4級）が 33.6%、軽度（5・6級）が 16.2%となっている。

図1-5 障害の程度別



(8) 障害者となった時点

障害者となった時点別にみると、事業所の採用前が 70.2%、採用後が 27.0%、無回答が 2.8%となっている。

(9) 雇用形態・労働時間別

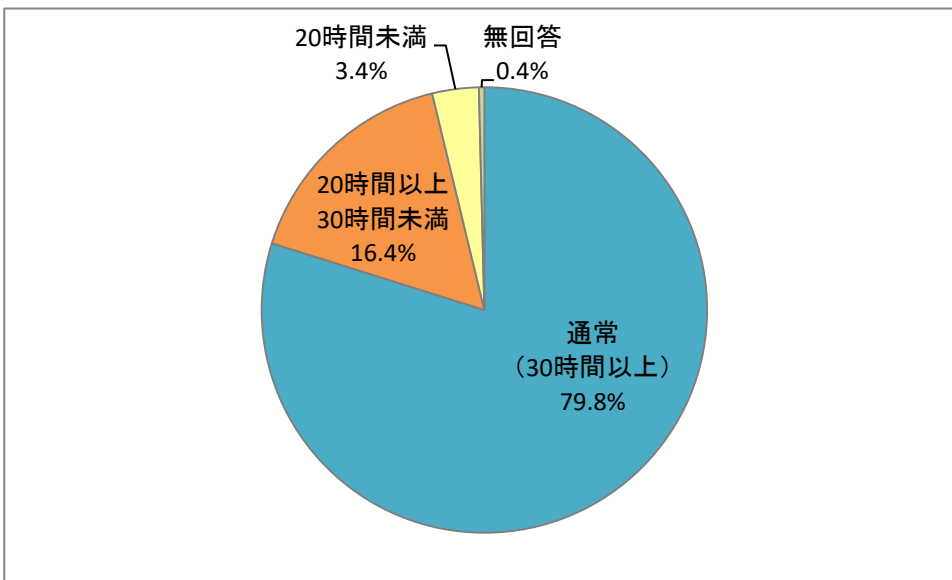
雇用形態別にみると、無期契約の正社員が 49.3%、有期契約の正社員が 3.2%、無期契約の正社員以外が 19.9%、有期契約の正社員以外が 27.2%、無回答が 0.4%となっている。

また、概ね1ヵ月以上にわたり休職している身体障害者の割合は、2.8%となっている。

週所定労働時間別にみると、通常（30 時間以上）が 79.8%と最も多く、次いで 20 時間以上 30 時間未満が 16.4%となっている。

週所定労働時間別の月間総実労働時間の平均は、通常（30 時間以上）の者が 149.7 時間、20 時間以上 30 時間未満の者が 92.0 時間、20 時間未満の者が 57.0 時間となっている。

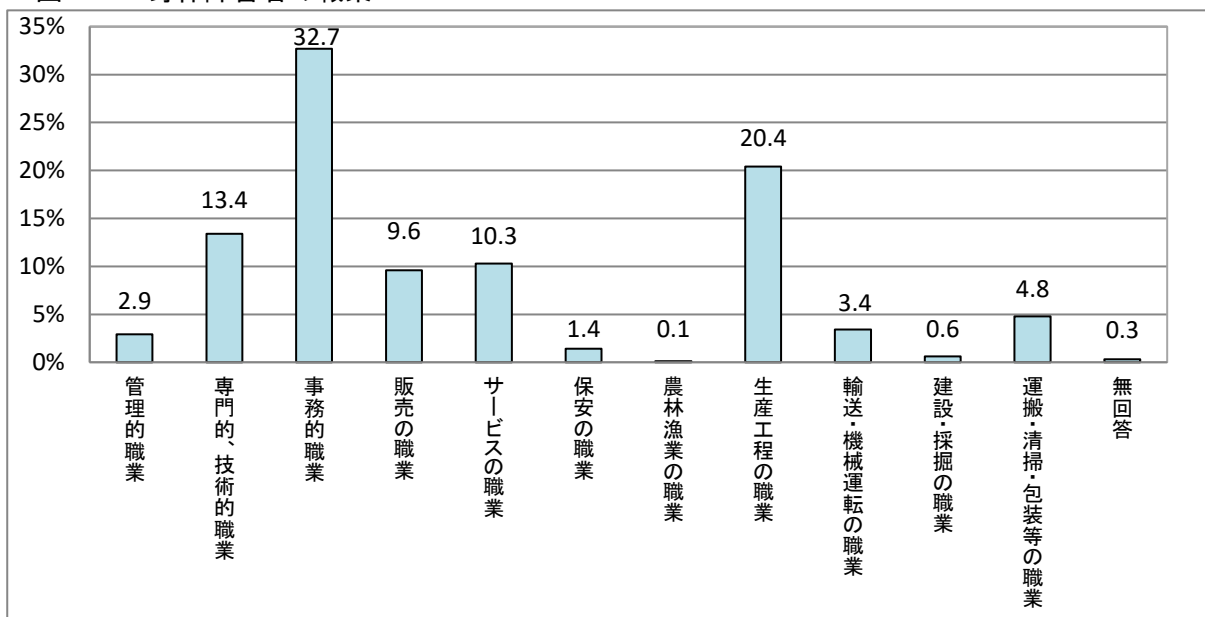
図1-6 週所定労働時間別



### (10) 職業別

職業別にみると、事務的職業が 32.7%と最も多く、次いで生産工程の職業（20.4%）、専門的、技術的職業（13.4%）の順に多くなっている。

図1-7 身体障害者の職業



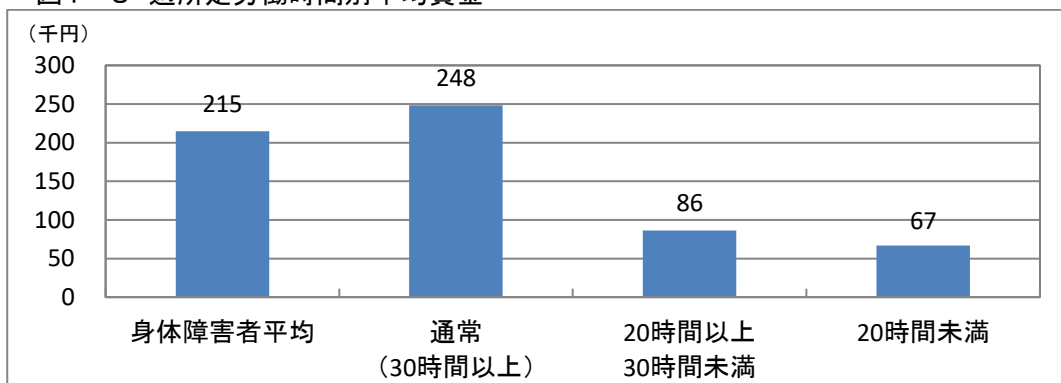
### (11) 賃金の状況

身体障害者の1ヵ月の平均賃金は、21万5千円（超過勤務手当を除く所定内給与額は20万4千円）となっている。

週所定労働時間別にみると、通常（30時間以上）の者が24万8千円、20時間以上30時間未満の者が8万6千円、20時間未満の者が6万7千円となっている。

なお、賃金の支払形態は、月給制が58.6%、日給制が4.6%、時給制が34.0%、その他が1.5%、無回答が1.3%となっている。

図1-8 週所定労働時間別平均賃金



### (12) 勤続年数

身体障害者の平均勤続年数は10年2月となっている。

（参考）身体障害者の定義を平成25年度調査に合わせた場合でも、平成30年度調査結果における身体障害者の平均勤続年数は10年2月と推計される。

## 2 知的障害者の雇用について

### (1) 雇用者数

平成 30 年 6 月時点で回答事業所（6,181 社）において雇用されている知的障害者は 4,106 人であり、復元すると推計 18 万 9 千人であった。

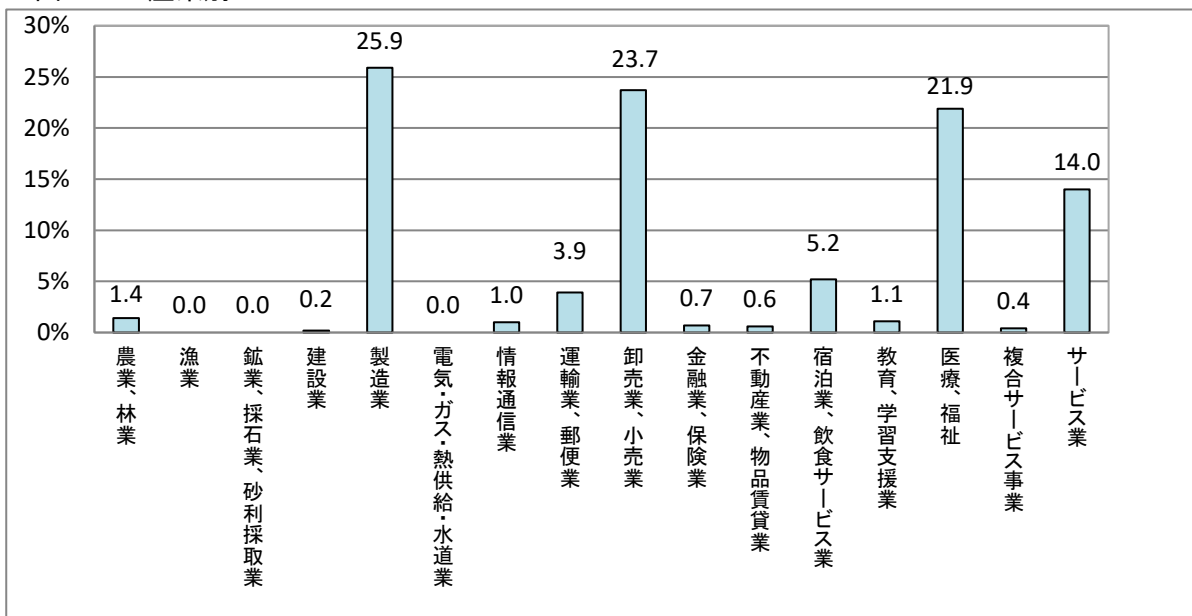
以下の分析においては、全て推計値を用いている。

（参考）平成 25 年度調査結果では、知的障害者は推計 15 万人であった。知的障害者の定義は、平成 30 年度調査と平成 25 年度調査で同一である。

### (2) 産業別

産業別にみると、製造業で 25.9%と最も多く雇用されている。次いで、卸売業、小売業 23.7%、医療、福祉 21.9%となっている。

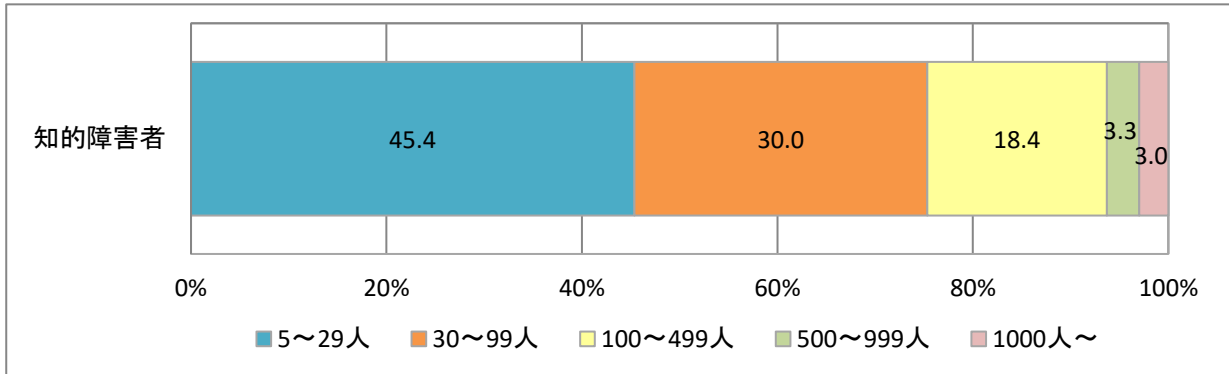
図2-1 産業別



(3) 事業所規模別

事業所規模別にみると、5～29人規模で45.4%と最も多く、次いで30～99人規模30.0%、100～499人規模18.4%、500～999人規模、1,000人以上規模の順になっている。

図2-2 事業所規模別



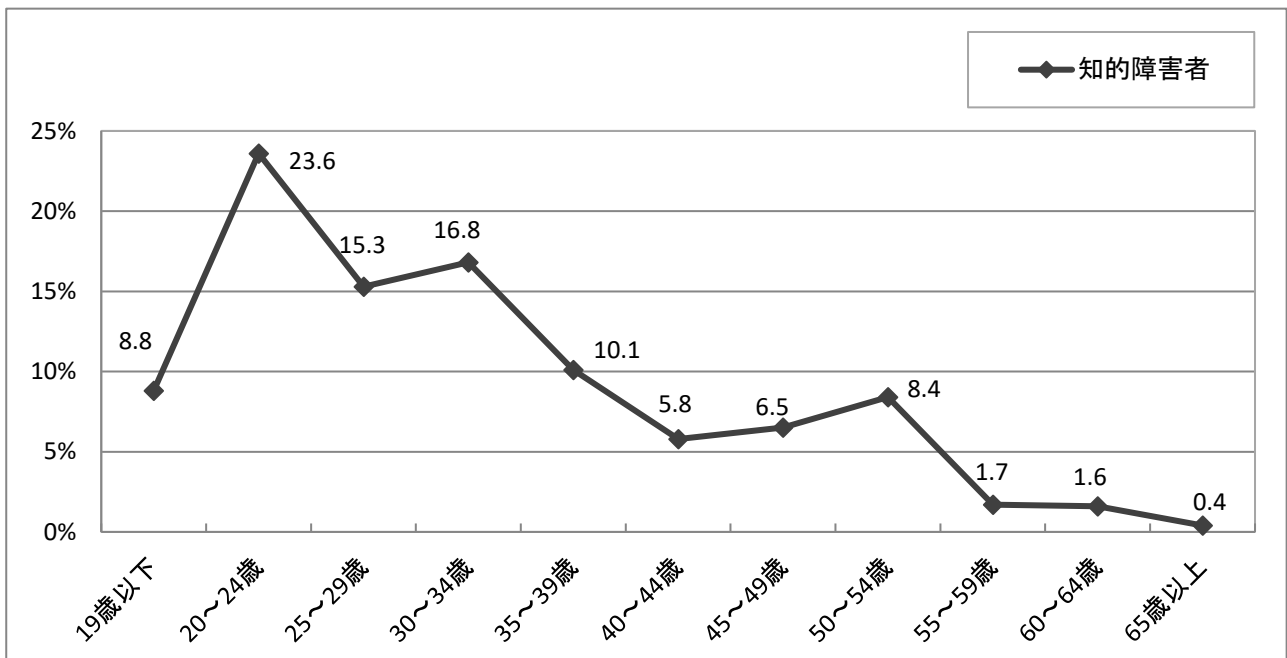
(4) 性別

性別にみると、男性74.0%、女性26.0%、無回答0.0%となっている。

(5) 年齢階級別

年齢階級別にみると、20～24歳層が23.6%と最も割合が高くなっている。

図2-3 年齢階級別

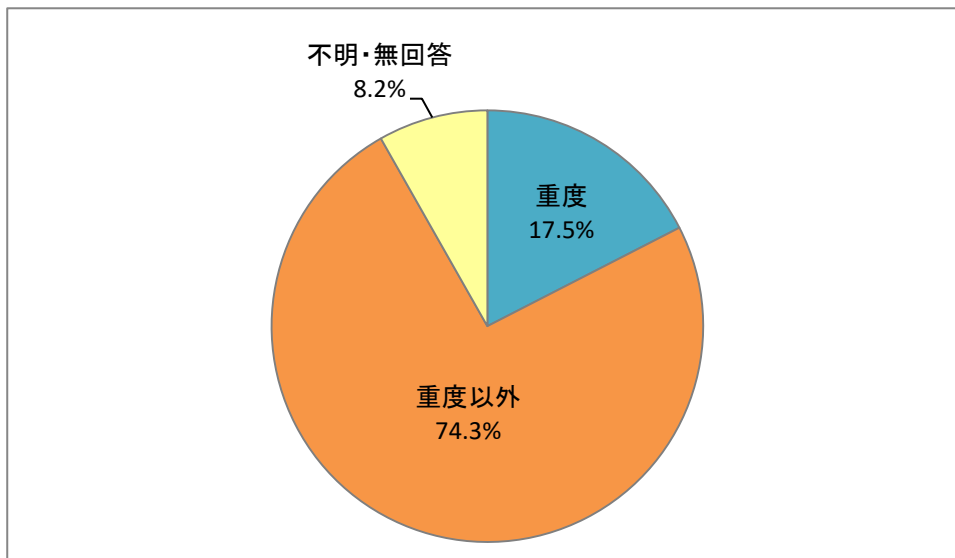


(6) 程度別

障害の程度別にみると、重度が17.5%を占め、重度以外が74.3%を占めている。



図2-4 程度別



(7) 雇用形態・労働時間別

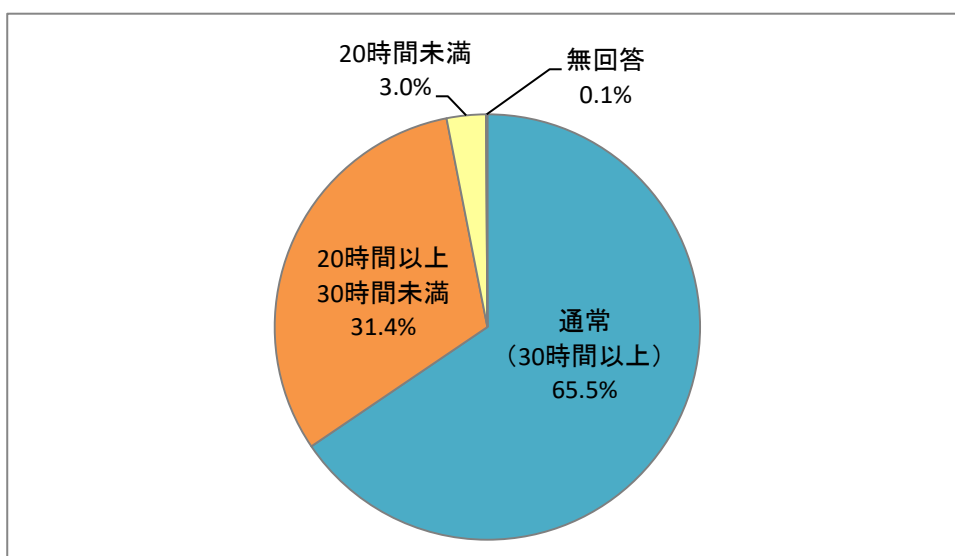
雇用形態別にみると、無期契約の正社員が 18.4%、有期契約の正社員が 1.4%、無期契約の正社員以外が 40.9%、有期契約の正社員以外が 39.1%、無回答が 0.2%となっている。

また、概ね 1 ヶ月以上にわたり休職している知的障害者の割合は、2.7%となっている。

週所定労働時間別にみると、通常（30 時間以上）が 65.5%と最も多く、次いで 20 時間以上 30 時間未満が 31.4%となっている。

週所定労働時間別の月間総実労働時間の平均は、通常（30 時間以上）の者が 139.4 時間、20 時間以上 30 時間未満の者が 92.4 時間、20 時間未満の者が 49.2 時間となっている。

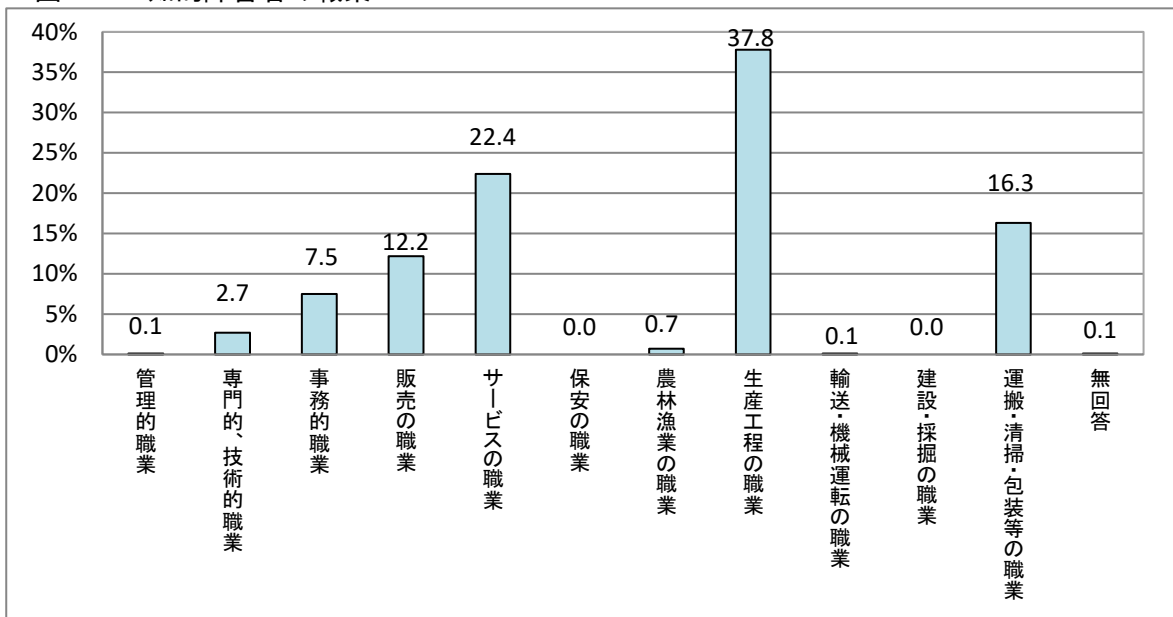
図2-5 週所定労働時間別



(8) 職業別

職業別にみると、生産工程の職業が 37.8%と最も多く、次いでサービスの職業が 22.4%と多くなっている。

図2-6 知的障害者の職業



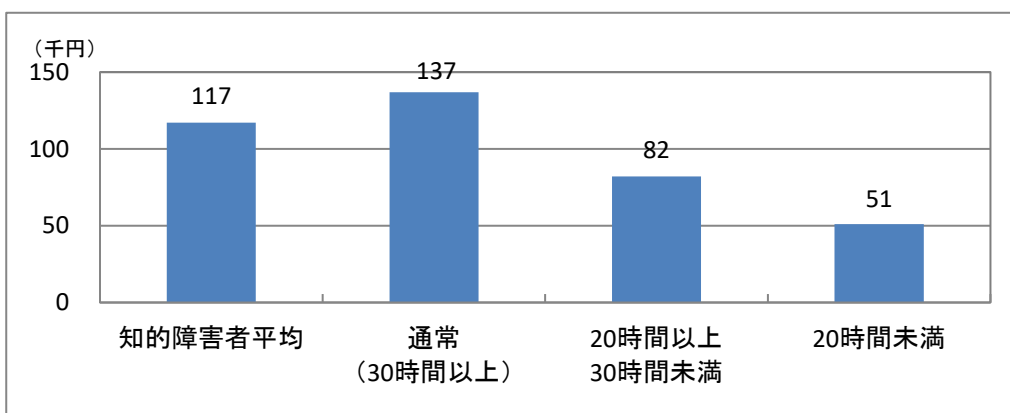
(9) 賃金の状況

知的障害者の1ヵ月の平均賃金は、11万7千円(超過勤務手当を除く所定内給与額は11万4千円)となっている。

週所定労働時間別にみると、通常(30時間以上)の者が13万7千円、20時間以上30時間未満の者が8万2千円、20時間未満の者が5万1千円となっている。

なお、賃金の支払形態は、月給制が19.9%、日給制が6.0%、時給制が73.8%、その他が0.2%、無回答が0.1%となっている。

図2-7 週所定労働時間別平均賃金



(10) 勤続年数

知的障害者の平均勤続年数は7年5月となっている。

### 3 精神障害者の雇用について

#### (1) 雇用者数

平成 30 年 6 月時点で回答事業所 (6,181 社) において雇用されている精神障害者は 3,518 人であり、復元すると推計 20 万人である。

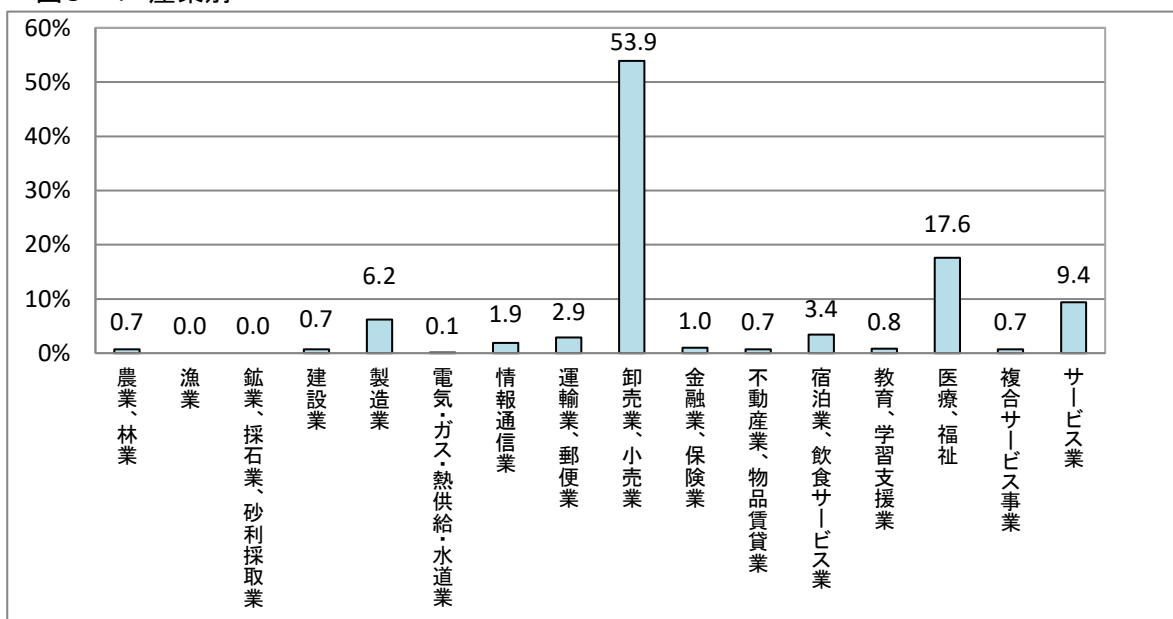
以下の分析においては、全て推計値を用いている。

(参考) 平成 25 年度調査結果では、精神障害者は推計 4 万 8 千人であった。平成 30 年度調査は平成 25 年度調査と実施方法が異なるため、そのまま比較することはできないが、精神障害者の定義を平成 25 年度調査に合わせた場合 (平成 25 年度調査結果では精神障害に計上されていない精神障害と身体障害又は知的障害の重複障害のある者を平成 30 年度調査結果でも同様に除き、平成 25 年度調査結果では精神障害に計上されている精神障害者保健福祉手帳を所持する発達障害者を平成 30 年度調査結果でも同様に精神障害に計上した場合)、平成 30 年度調査結果における精神障害者は 21 万 6 千人と推計される。

#### (2) 産業別

産業別にみると、卸売業、小売業で 53.9% と最も多く雇用されている。次いで、医療、福祉 17.6%、サービス業 9.4% となっている。

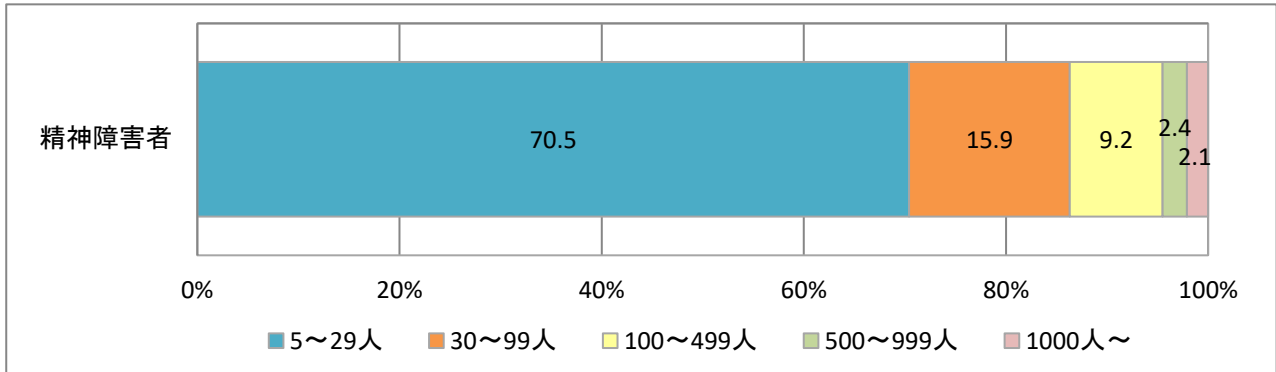
図3-1 産業別



### (3) 事業所規模別

事業所規模別にみると、5～29人規模で70.5%と最も多く、次いで30～99人規模15.9%、100～499人規模9.2%、500～999人規模、1,000人以上規模の順になっている。

図3-2 事業所規模別



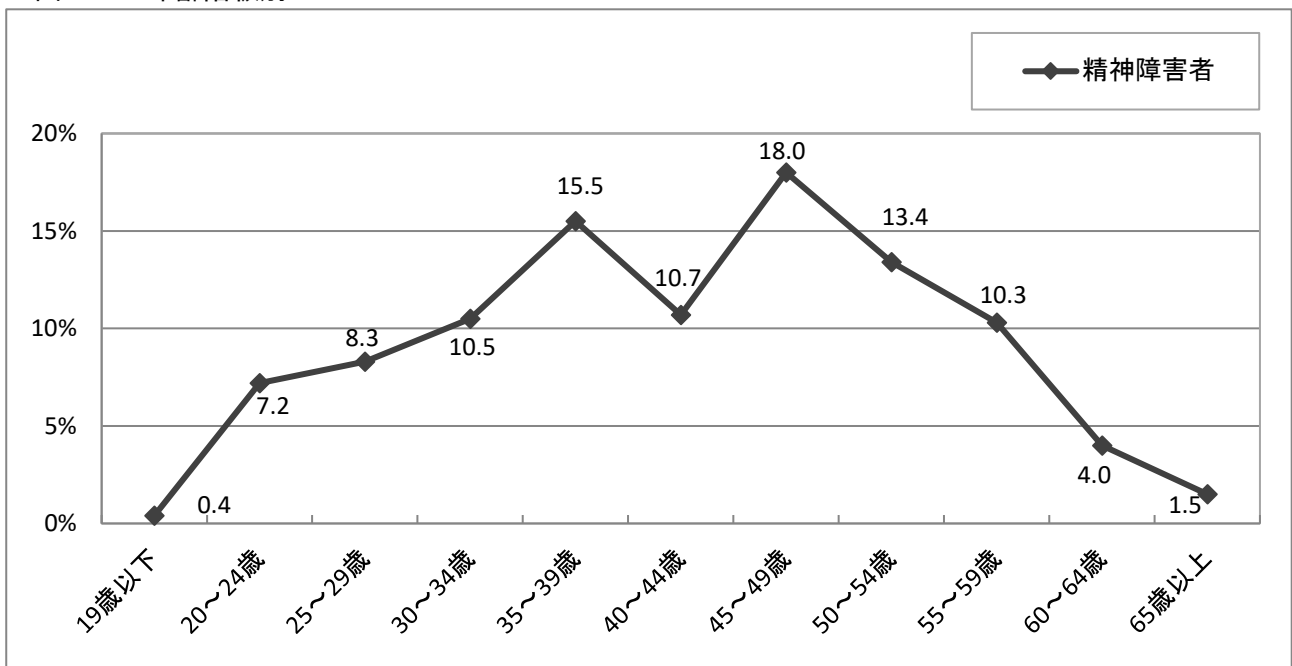
### (4) 性別

性別にみると、男性55.0%、女性44.3%、無回答0.7%となっている。

### (5) 年齢階級別

年齢階級別にみると、45～49歳層において18.0%と最も割合が高くなっている。

図3-3 年齢階級別



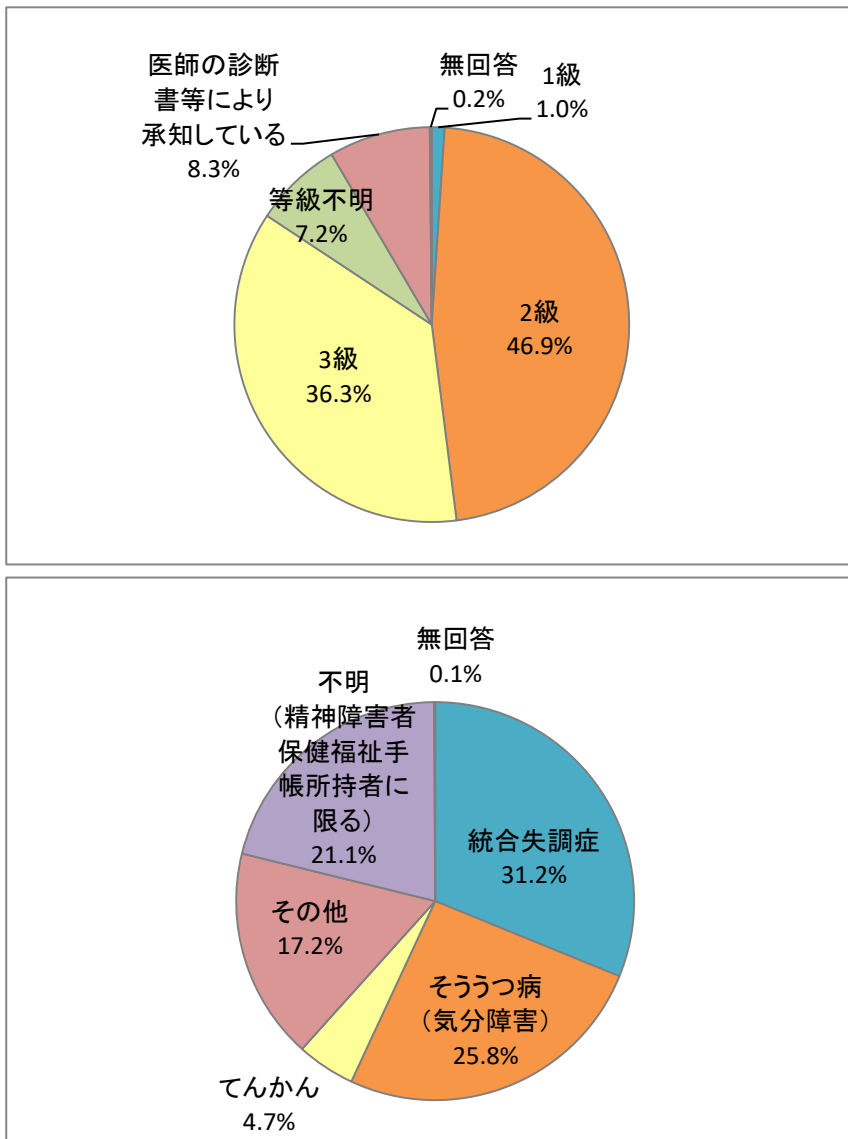
### (6) 程度・疾病別

精神障害者であることの確認方法としては、精神障害者保健福祉手帳により確認する場合と、医師の診断により確認する場合があるが、事業所が精神障害者保健福祉手帳により確認している者は91.4%となっている。また、医師の診断等により確認している者は8.3%となっている。

精神障害者保健福祉手帳の等級で最も多いのは「2級」で46.9%、最も多い疾病は「統合失調症」

で 31.2% となっている。

図3-4 程度・疾病別



(7) 障害者となった時点

障害者となった時点別にみると、事業所の採用前が 87.7%、採用後が 12.2%、無回答が 0.1% となっている。

(8) 雇用形態・労働時間別

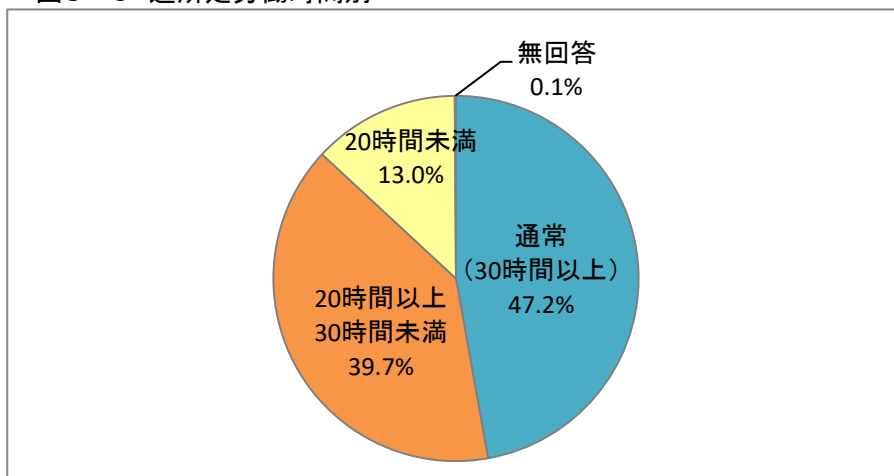
雇用形態別にみると、無期契約の正社員が 25.0%、有期契約の正社員が 0.5%、無期契約の正社員以外が 46.2%、有期契約の正社員以外が 28.2%、無回答が 0.1%となっている。

また、概ね1ヵ月以上にわたり休職している精神障害者の割合は、1.1%となっている。

週所定労働時間別にみると、通常（30 時間以上）が 47.2%と最も多く、次いで 20 時間以上 30 時間未満が 39.7%となっている。

週所定労働時間別の月間総実労働時間の平均は、通常（30 時間以上）の者が 138.6 時間、20 時間以上 30 時間未満の者が 82.9 時間、20 時間未満の者が 32.5 時間となっている。

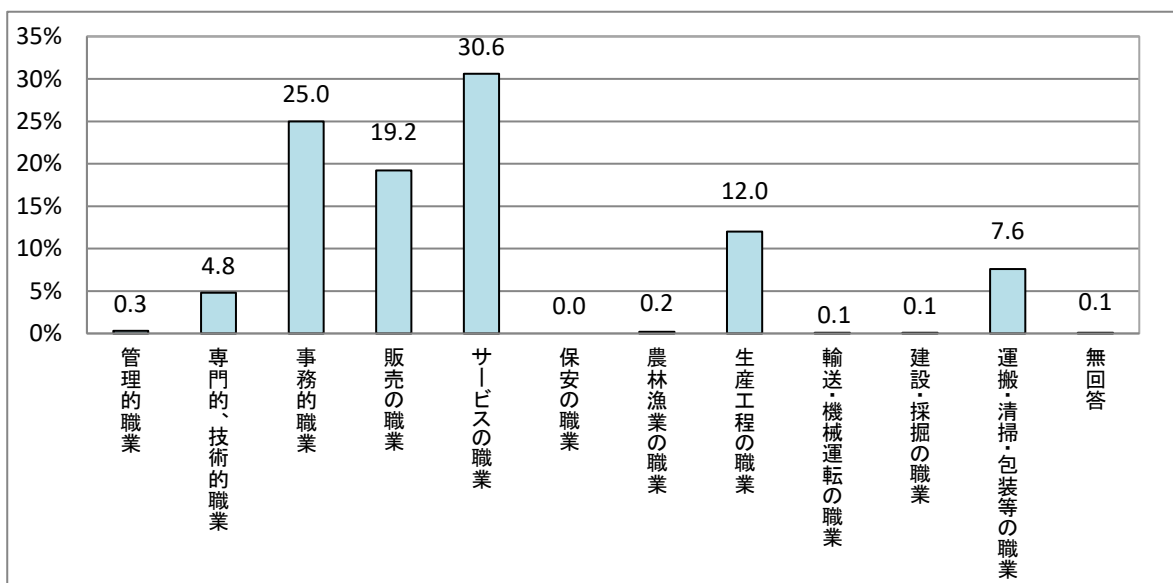
図3-5 週所定労働時間別



(9) 職業別

職業別にみると、サービスの職業が 30.6%と最も多く、次いで事務的職業（25.0%）、販売の職業（19.2%）の順に多くなっている。

図3-6 精神障害者の職業



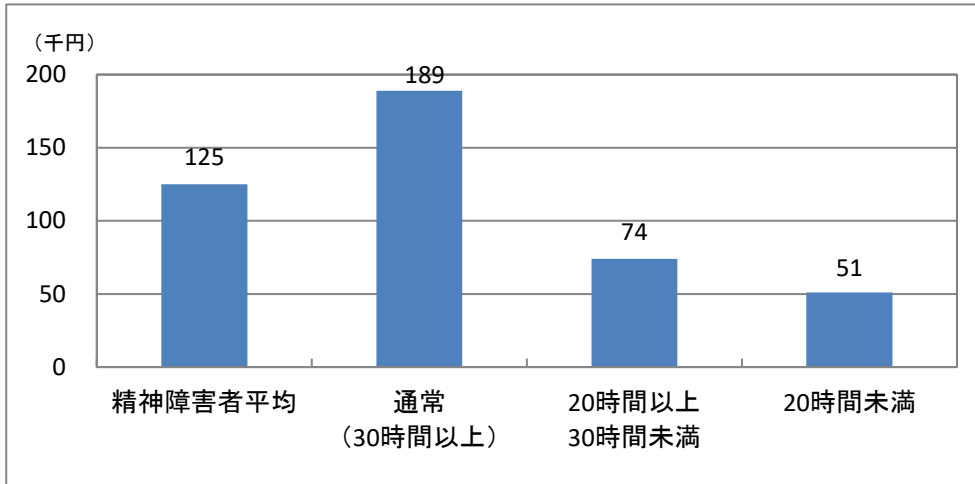
(10) 賃金の状況

精神障害者の1ヵ月の平均賃金は、12万5千円(超過勤務手当を除く所定内給与額は12万2千円)となっている。

週所定労働時間別にみると、通常(30時間以上)の者が18万9千円、20時間以上30時間未満の者が7万4千円、20時間未満の者が5万1千円となっている。

なお、賃金の支払形態は、月給制が28.6%、日給制が2.3%、時給制が68.9%、その他が0.0%、無回答が0.2%となっている。

図3-7 週所定労働時間別平均賃金



(11) 勤続年数

精神障害者の平均勤続年数は3年2月となっている。

(参考) 精神障害者の定義を平成25年度調査に合わせた場合でも、平成30年度調査結果における精神障害者の平均勤続年数は3年2月と推計される。

#### 4 発達障害者の雇用について

##### (1) 雇用者数

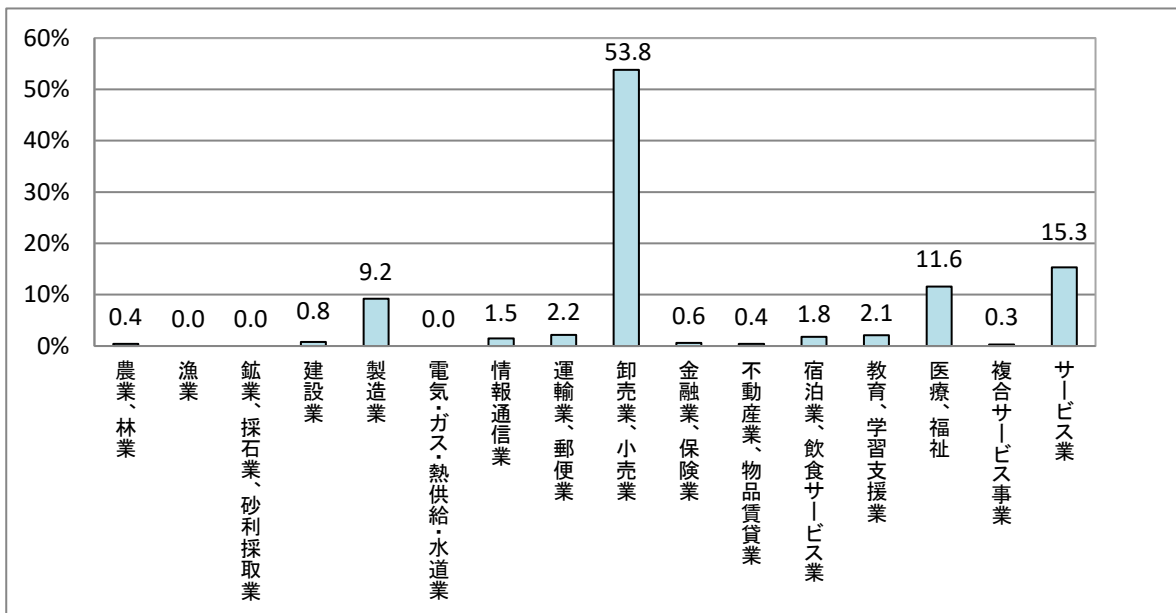
平成30年6月時点で回答事業所(6,181社)において雇用されている発達障害者は616人であり、復元すると推計3万9千人であった。

以下の分析においては、全て推計値を用いている。

##### (2) 産業別

産業別にみると、卸売業、小売業で53.8%と最も多く雇用されている。次いでサービス業15.3%、医療、福祉11.6%となっている。

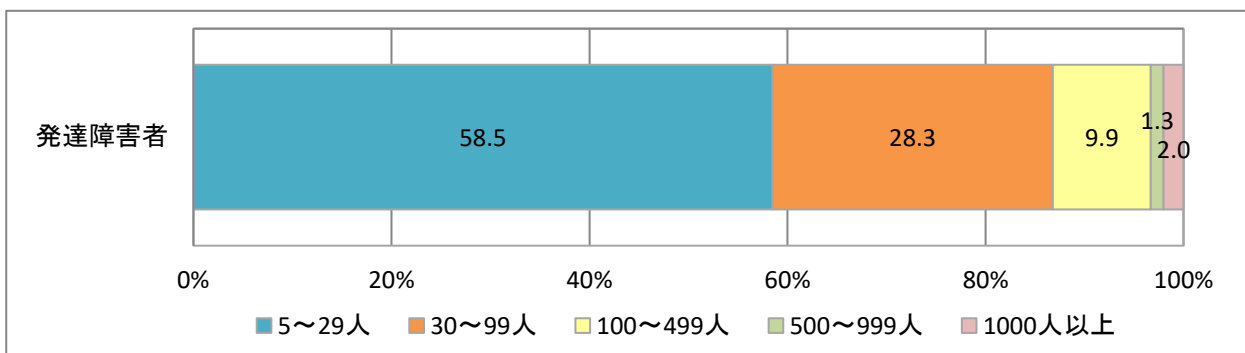
図4-1 産業別



##### (3) 事業所規模別

事業所規模別にみると、5~29人規模で58.5%と最も多く、次いで30~99人規模28.3%、100~499人規模9.9%、1,000人以上規模、500~999人規模の順になっている。

図4-2 事業所規模別





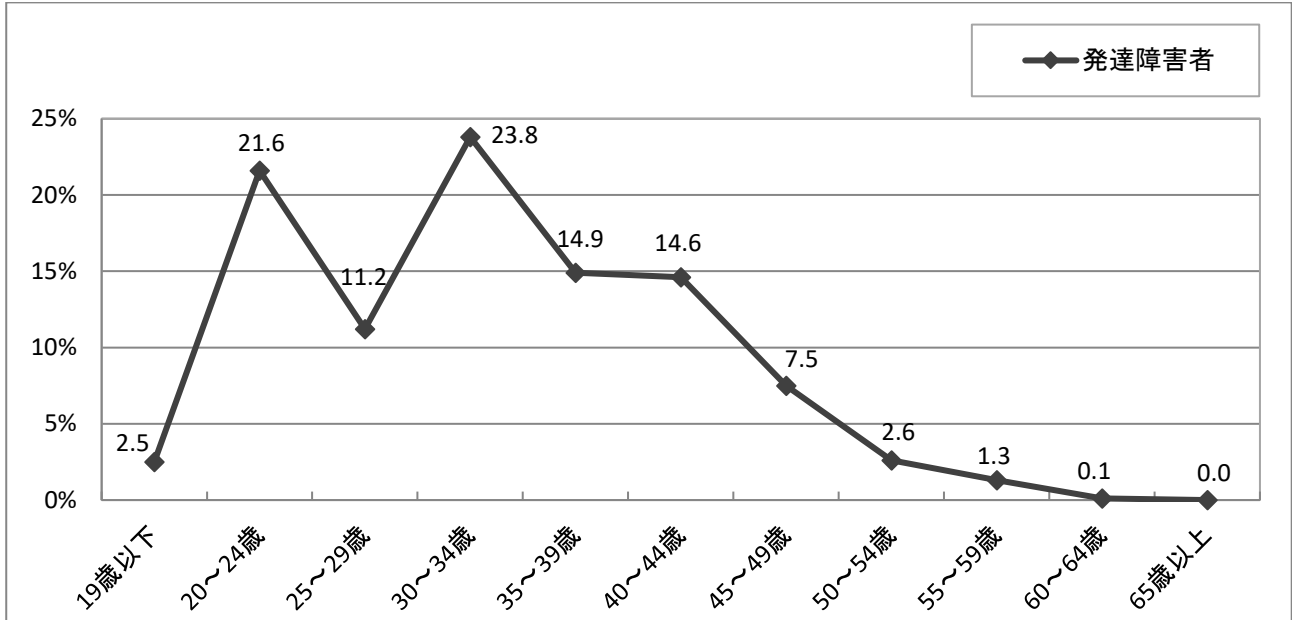
(4) 性別

性別にみると、男性 79.9%、女性 20.1%、無回答 0.0%となっている。

(5) 年齢階級別

年齢階級別にみると、30～34歳層が 23.8%と最も割合が高くなっている。

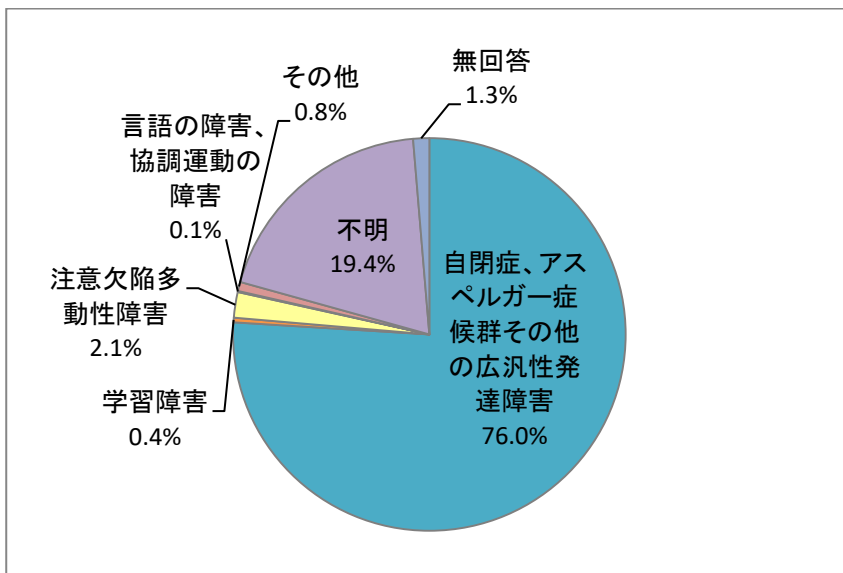
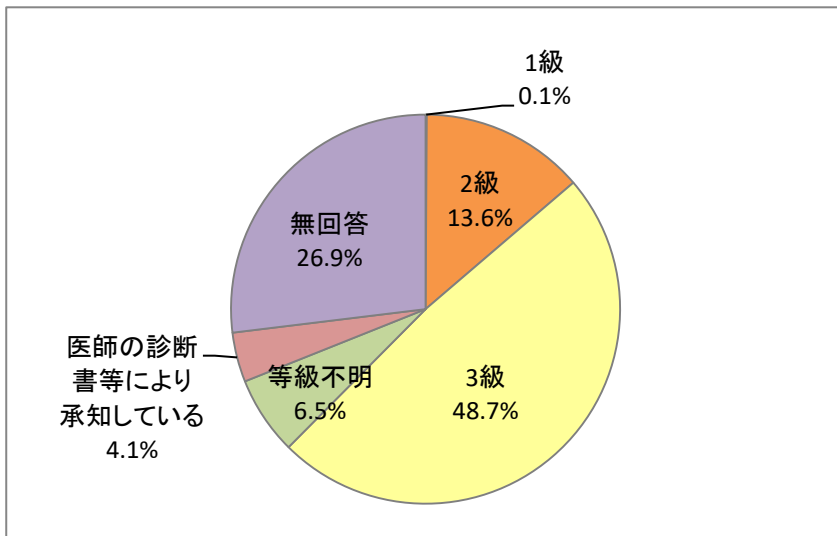
図4-3 年齢階級別



(6) 程度・疾病別

発達障害者であることの確認方法としては、精神障害者保健福祉手帳により確認する場合と、精神科医の診断により確認する場合があるが、事業所が精神障害者保健福祉手帳により確認している者は 68.9%となっている。また、精神科医の診断により確認している者は 4.1%となっている。精神障害者保健福祉手帳の等級で最も多いのは「3級」で 48.7%、最も多い疾病は「自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害」で 76.0%となっている。

図4-4 程度・疾病別



(7) 障害者となった時点

障害者となった時点別にみると、事業所の採用前が 88.4%、採用後が 11.6%、無回答が 0.0%となっている。

(8) 雇用形態・労働時間別

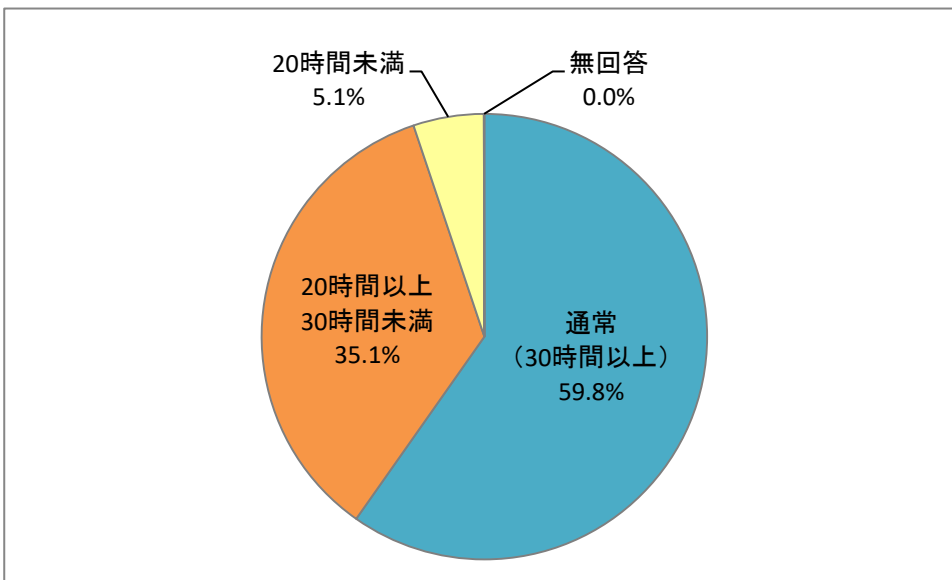
雇用形態別にみると、無期契約の正社員が 21.7%、有期契約の正社員が 1.0%、無期契約の正社員以外が 31.3%、有期契約の正社員以外が 45.9%、無回答が 0.0%となっている。

また、概ね1ヵ月以上にわたり休職している発達障害者の割合は、0.6%となっている。

週所定労働時間別にみると、通常（30 時間以上）が 59.8%と最も多く、次いで 20 時間以上 30 時間未満が 35.1%となっている。

週所定労働時間別の月間総実労働時間の平均は、通常（30 時間以上）の者が 146.6 時間、20 時間以上 30 時間未満の者が 88.5 時間、20 時間未満の者が 49.3 時間となっている。

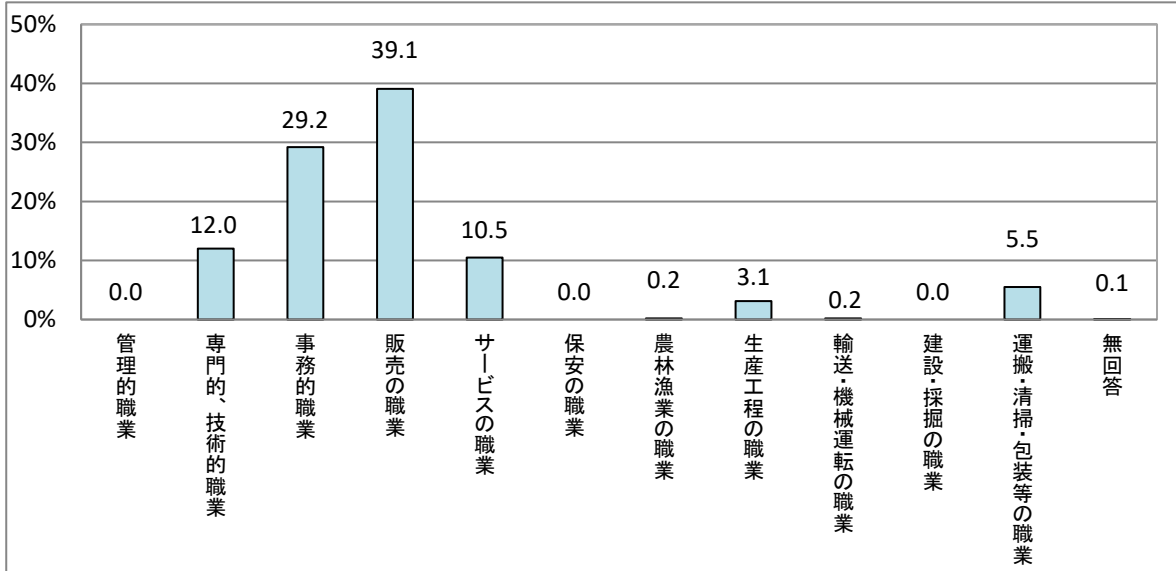
図4-5 週所定労働時間別



(9) 職業別

職業別にみると、販売の職業が 39.1%と最も多く、次いで事務的職業 (29.2%)、専門的、技術的職業 (12.0%) の順に多くなっている。

図4-6 発達障害者の職業



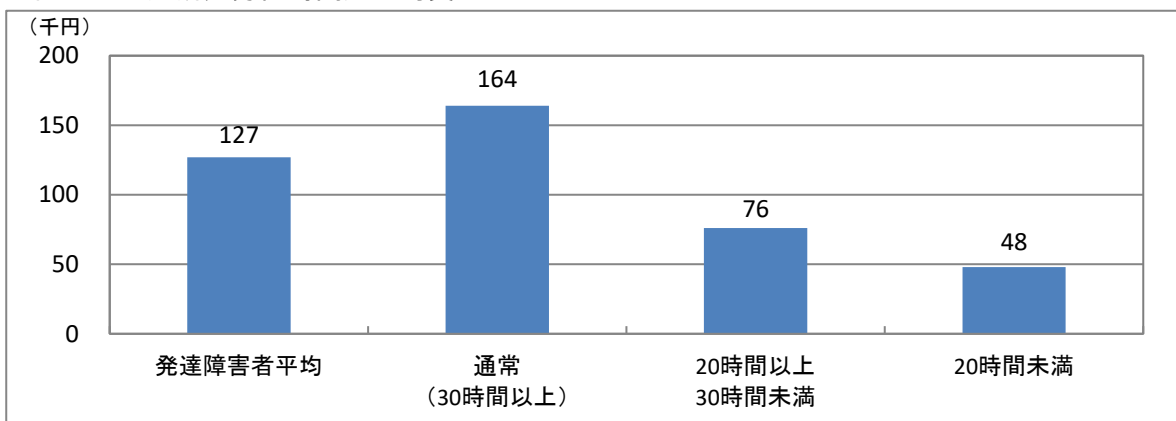
(10) 賃金の状況

発達障害者の1ヵ月の平均賃金は、12万7千円(超過勤務手当を除く所定内給与額は12万3千円)となっている。

週所定労働時間別にみると、通常(30時間以上)の者が16万4千円、20時間以上30時間未満の者が7万6千円、20時間未満の者が4万8千円となっている。

なお、賃金の支払形態は、月給制が27.2%、日給制が1.0%、時給制が71.8%、その他が0.0%、無回答が0.0%となっている。

図4-7 週所定労働時間別平均賃金



(11) 勤続年数

発達障害者の平均勤続年数は3年4月となっている。

## 5 障害者雇用上の課題及び配慮について

### (1) 雇用するに当たっての課題

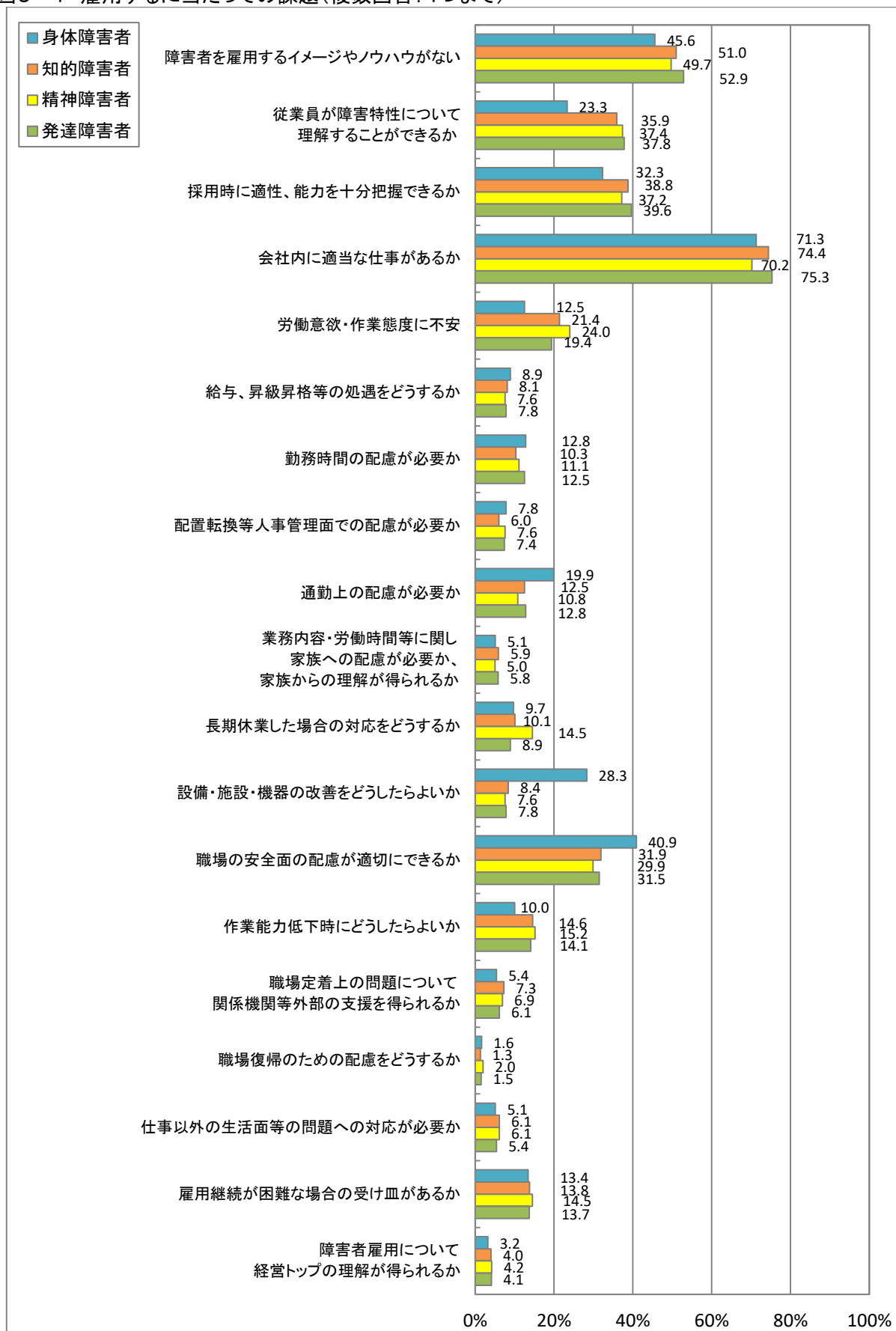
身体障害者の雇用上の課題について、66.9%が「ある」としている。課題として回答されたものなかでは、「会社内に適当な仕事があるか」が71.3%と最も多く、次いで「障害者を雇用するイメージやノウハウがない」が45.6%、「職場の安全面の配慮が適切にできるか」が40.9%と多くなっている。

知的障害者の雇用上の課題について、70.9%が「ある」としている。課題として回答されたものなかでは、「会社内に適当な仕事があるか」が74.4%と最も多く、次いで「障害者を雇用するイメージやノウハウがない」が51.0%、「採用時に適性、能力を十分把握できるか」が38.8%と多くなっている。

精神障害者の雇用上の課題について、72.5%が「ある」としている。課題として回答されたものなかでは、「会社内に適当な仕事があるか」が70.2%と最も多く、次いで「障害者を雇用するイメージやノウハウがない」が49.7%、「従業員が障害特性について理解することができるか」が37.4%と多くなっている。

発達障害者の雇用上の課題について、69.5%が「ある」としている。課題として回答されたものなかでは、「会社内に適当な仕事があるか」が75.3%と最も多く、次いで「障害者を雇用するイメージやノウハウがない」が52.9%、「採用時に適性、能力を十分把握できるか」が39.6%と多くなっている。

図5-1 雇用するに当たっての課題(複数回答:4つまで)



## (2) 雇用している障害者への配慮事項

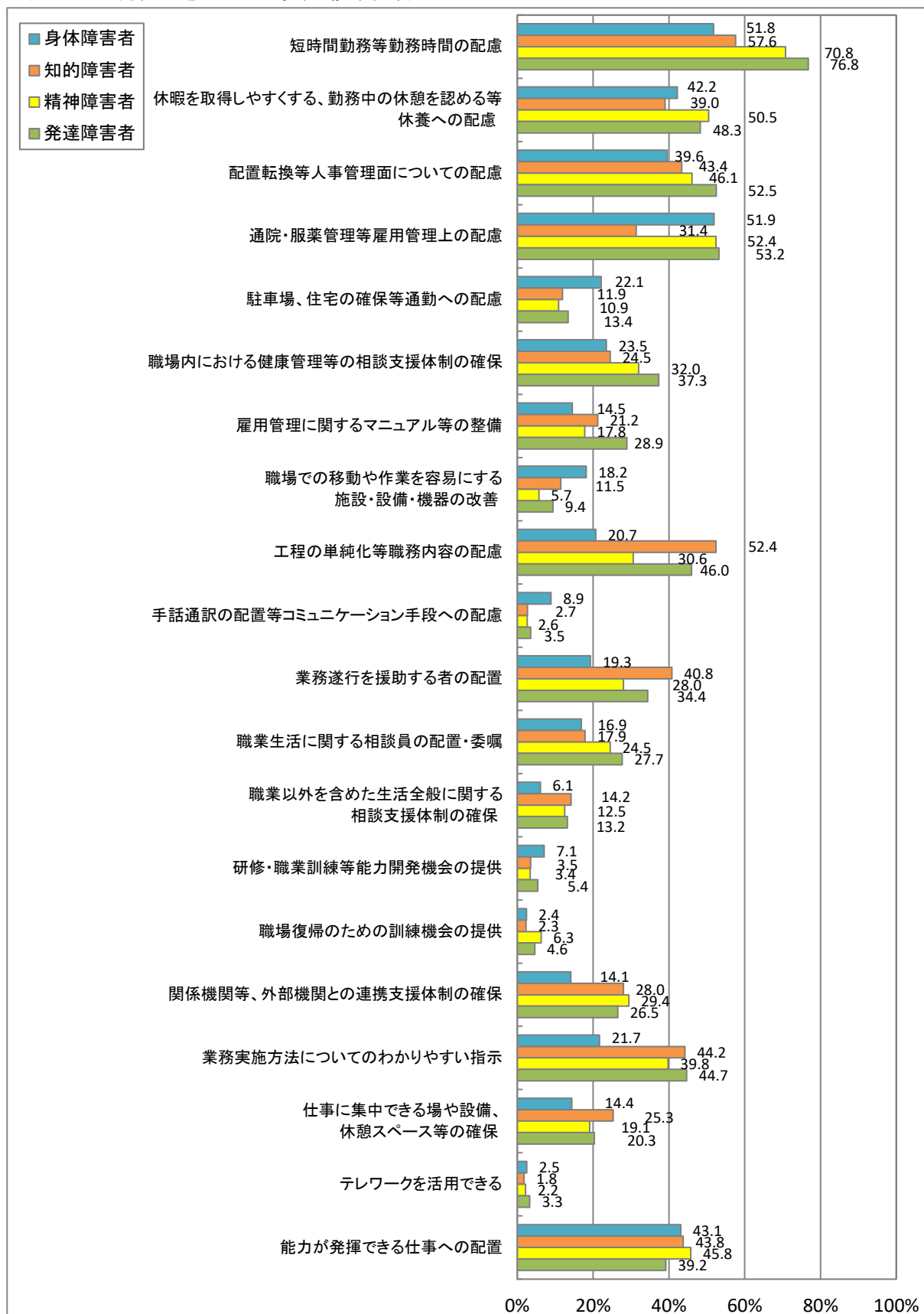
身体障害者の雇用上の配慮について、60.1%が「配慮している」としている。配慮していることとして回答されたもののなかでは、「通院・服薬管理等雇用管理上の配慮」が51.9%と最も多くなっている。

知的障害者の雇用上の配慮について、51.6%が「配慮している」としている。配慮していることとして回答されたもののなかでは、「短時間勤務等勤務時間の配慮」が57.6%と最も多くなっている。

精神障害者の雇用上の配慮について、55.0%が「配慮している」としている。配慮していることとして回答されたもののなかでは、「短時間勤務等勤務時間の配慮」が70.8%と最も多くなっている。

発達障害者の雇用上の配慮について、40.3%が「配慮している」としている。配慮していることとして回答されたもののなかでは、「短時間勤務等勤務時間の配慮」が76.8%と最も多くなっている。

図5-2 現在配慮している事項(複数回答)



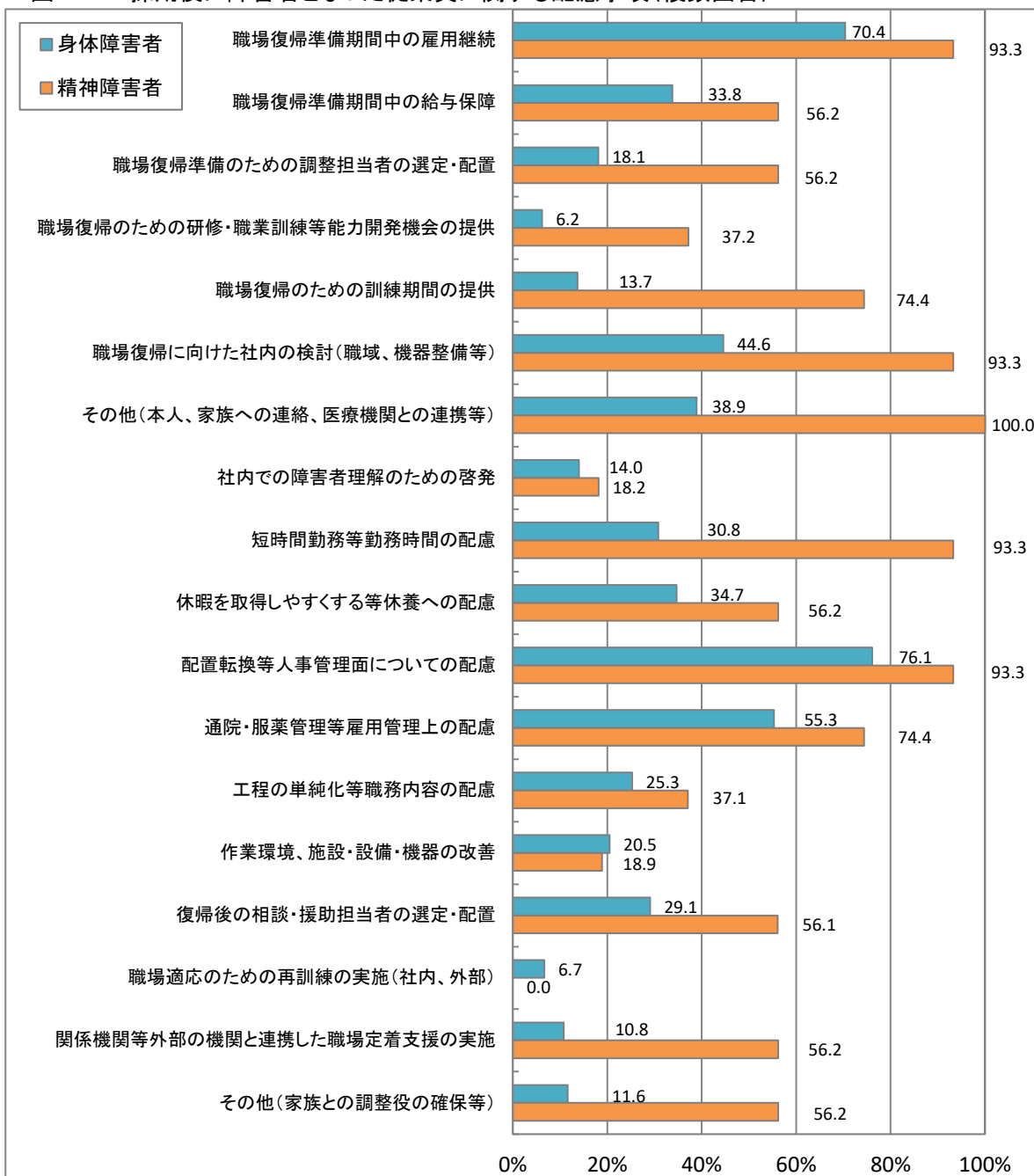


(3) 採用後に障害者となった従業員に関する配慮事項

採用後に身体障害者となった従業員を雇用する事業所の 56.2%が職場復帰について配慮を行っている。配慮していることとして、「職場復帰準備期間中の雇用継続」が 70.4%と最も多くなっている。

採用後に精神障害者となった従業員を雇用する事業所の 91.0%が職場復帰について配慮を行っている。配慮していることとして、「その他（本人、家族への連絡、医療機関との連携等）」が 100.0%と最も多くなっている。

図5-3 採用後に障害者となった従業員に関する配慮事項（複数回答）



(4) 障害者雇用における事業所と関係機関の連携状況

ア 募集・採用する際の連携状況

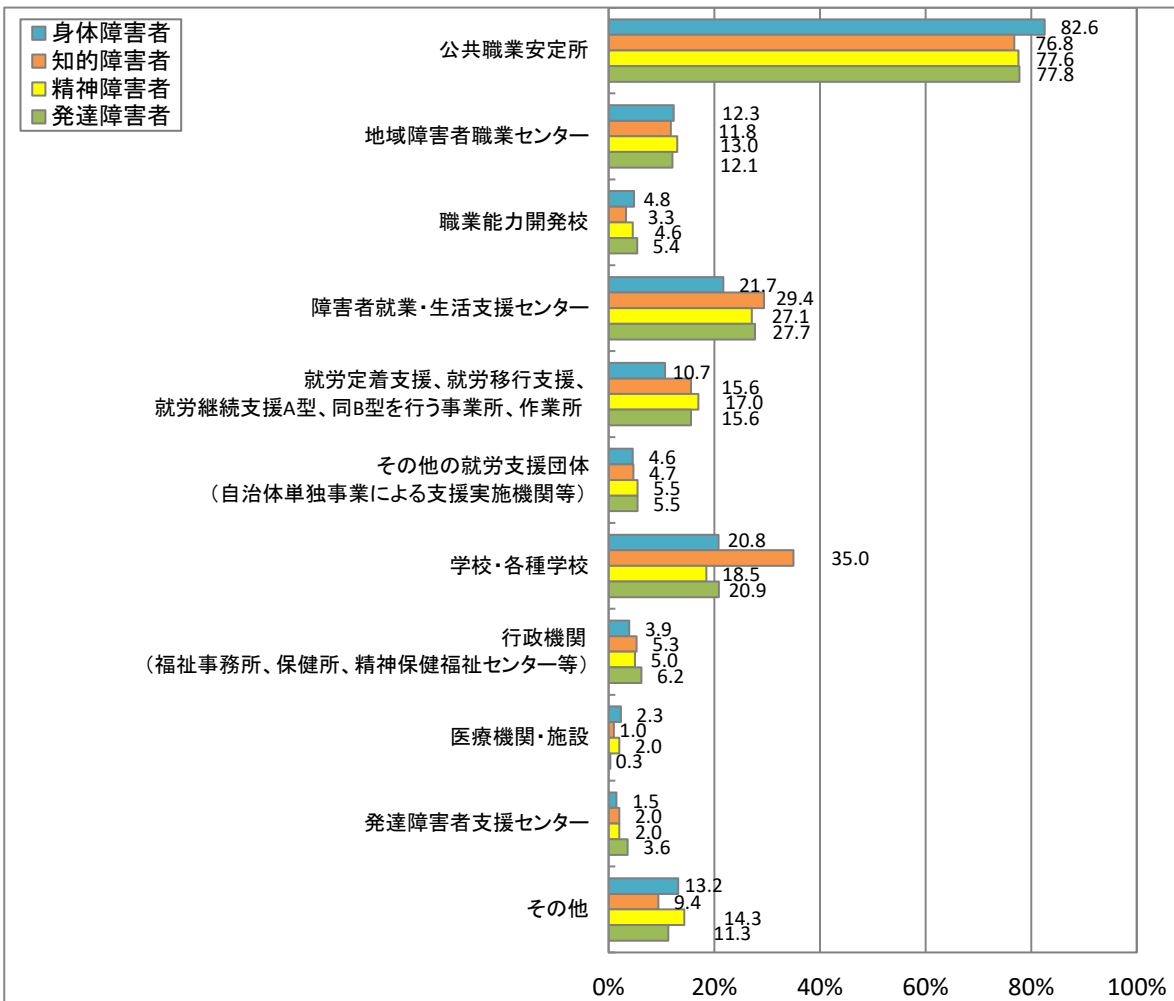
身体障害者を募集・採用する際に、関係機関を利用し、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の20.8%であり、利用している事業所の連携先をみると、公共職業安定所が82.6%、次いで障害者就業・生活支援センターが21.7%となっている。

知的障害者を募集・採用する際に、関係機関を利用し、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の17.7%であり、利用している事業所の連携先をみると、公共職業安定所が76.8%、次いで学校・各種学校が35.0%となっている。

精神障害者を募集・採用する際に、関係機関を利用し、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の16.7%であり、利用している事業所の連携先をみると、公共職業安定所が77.6%、次いで障害者就業・生活支援センターが27.1%となっている。

発達障害者を募集・採用する際に、関係機関を利用し、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の11.8%であり、利用している事業所の連携先をみると、公共職業安定所が77.8%、次いで障害者就業・生活支援センターが27.7%となっている。

図5-4 募集・採用する際の事業所と関係機関の連携状況(複数回答)



イ 雇用継続、職場定着における連携状況

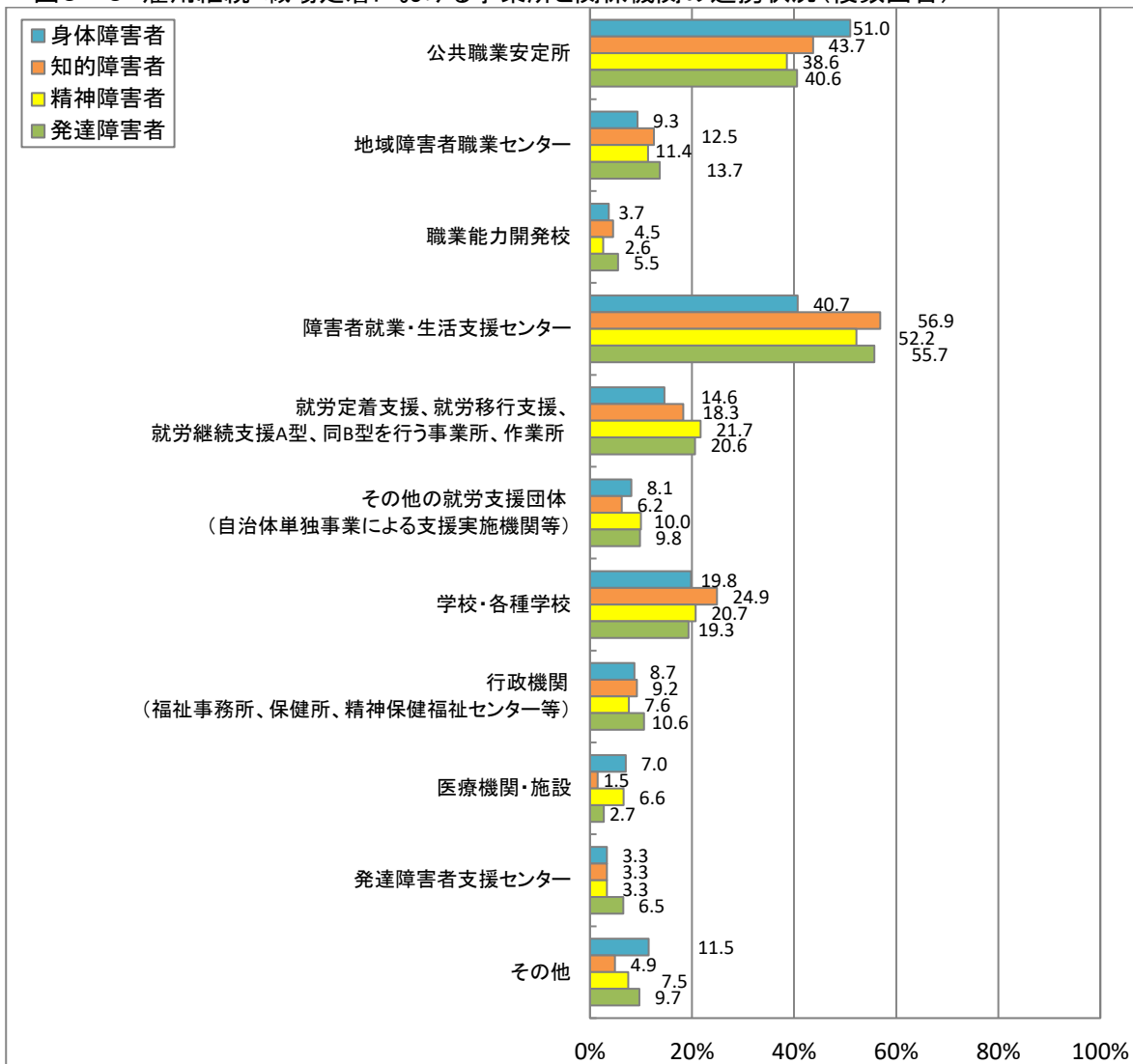
身体障害者の雇用継続、職場定着において、関係機関を利用し、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の9.8%であり、利用している事業所の連携先をみると、公共職業安定所が51.0%、次いで障害者就業・生活支援センターが40.7%となっている。

知的障害者の雇用継続、職場定着において、関係機関を利用し、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の10.1%であり、利用している事業所の連携先をみると、障害者就業・生活支援センターが56.9%、次いで公共職業安定所が43.7%となっている。

精神障害者の雇用継続、職場定着において、関係機関を利用し、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の9.6%であり、利用している事業所の連携先をみると、障害者就業・生活支援センターが52.2%、次いで公共職業安定所が38.6%となっている。

発達障害者の雇用継続、職場定着において、関係機関を利用し、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の6.1%であり、利用している事業所の連携先をみると、障害者就業・生活支援センターが55.7%、次いで公共職業安定所が40.6%となっている。

図5-5 雇用継続・職場定着における事業所と関係機関の連携状況(複数回答)

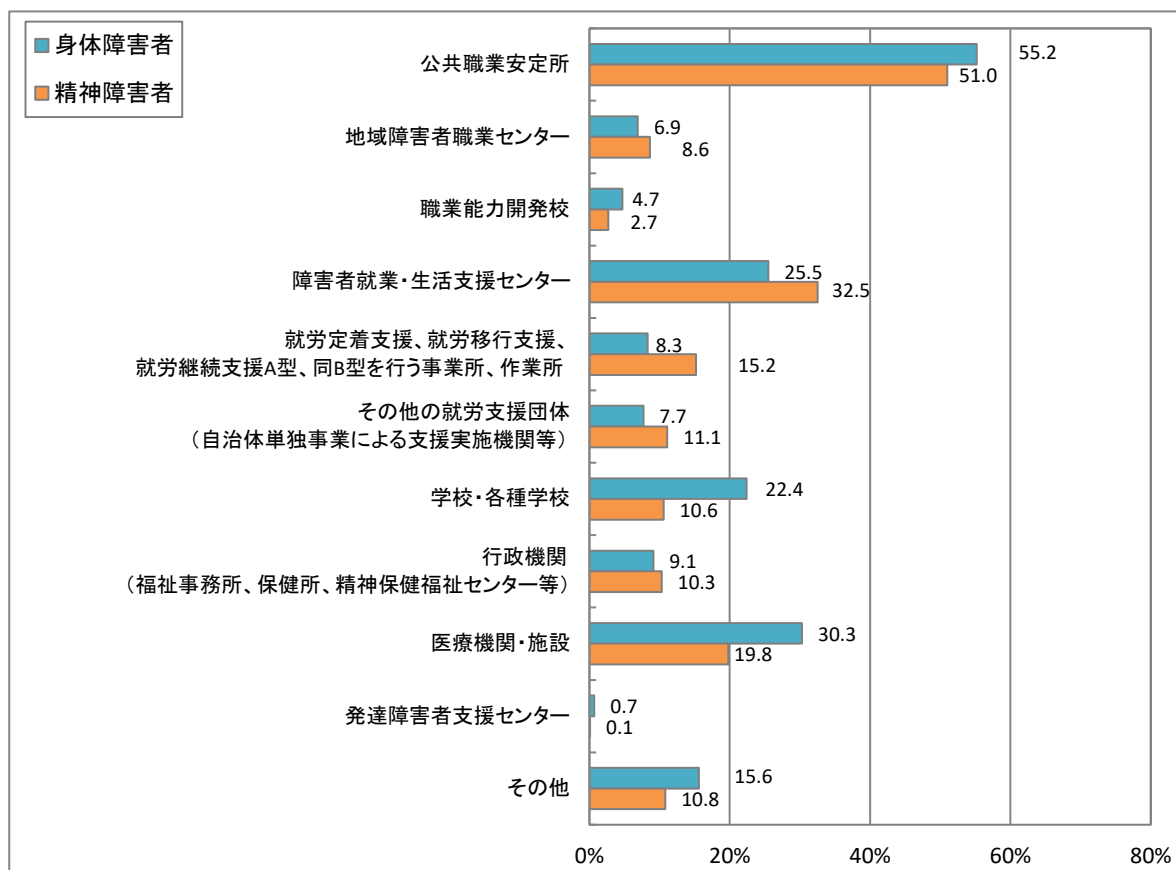


## ウ 職場復帰における連携状況

採用後に身体障害者となった従業員の職場復帰において、関係機関を利用し、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の 4.7%となっており、利用している事業所の連携先をみると、公共職業安定所が 55.2%、次いで医療機関・施設が 30.3%となっている。

採用後に精神障害者となった従業員の職場復帰において、関係機関を利用し、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の 4.7%となっており、利用している事業所の連携先をみると、公共職業安定所が 51.0%、次いで障害者就業・生活支援センターが 32.5%となっている。

図5-6 職場復帰における事業所と関係機関の連携状況(複数回答)



#### (5) 関係機関に期待する取組み

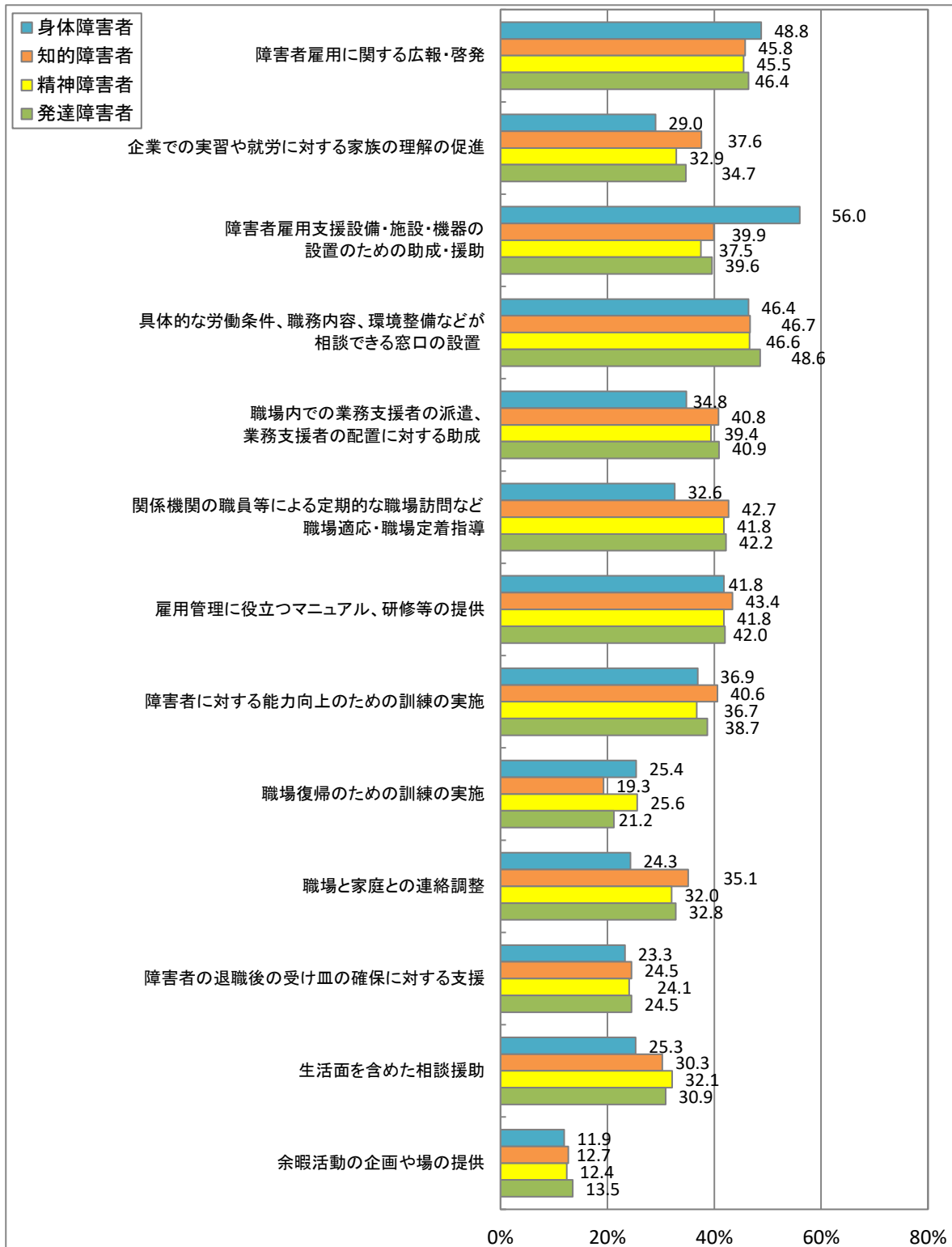
身体障害者を雇用する上で関係機関に期待する取組みとしては、「障害者雇用支援設備・施設・機器の設置のための助成・援助」が56.0%、次いで「障害者雇用に関する広報・啓発」が48.8%、「具体的な労働条件、職務内容、環境整備などが相談できる窓口の設置」が46.4%となっている。

知的障害者を雇用する上で関係機関に期待する取組みとしては、「具体的な労働条件、職務内容、環境整備などが相談できる窓口の設置」が46.7%、次いで「障害者雇用に関する広報・啓発」が45.8%、「雇用管理に役立つマニュアル、研修等の提供」が43.4%となっている。

精神障害者を雇用する上で関係機関に期待する取組みとしては、「具体的な労働条件、職務内容、環境整備などが相談できる窓口の設置」が46.6%、次いで「障害者雇用に関する広報・啓発」が45.5%、「雇用管理に役立つマニュアル、研修等の提供」が41.8%となっている。

発達障害者を雇用する上で関係機関に期待する取組みとしては、「具体的な労働条件、職務内容、環境整備などが相談できる窓口の設置」が48.6%、次いで「障害者雇用に関する広報・啓発」が46.4%、「関係機関の職員等による定期的な職場訪問など職場適応・職場定着指導」が42.2%となっている。

図5-7 関係機関に期待する取組み(複数回答)



## 6 今後の障害者雇用の方針について

### (1) 今後の障害者雇用の方針

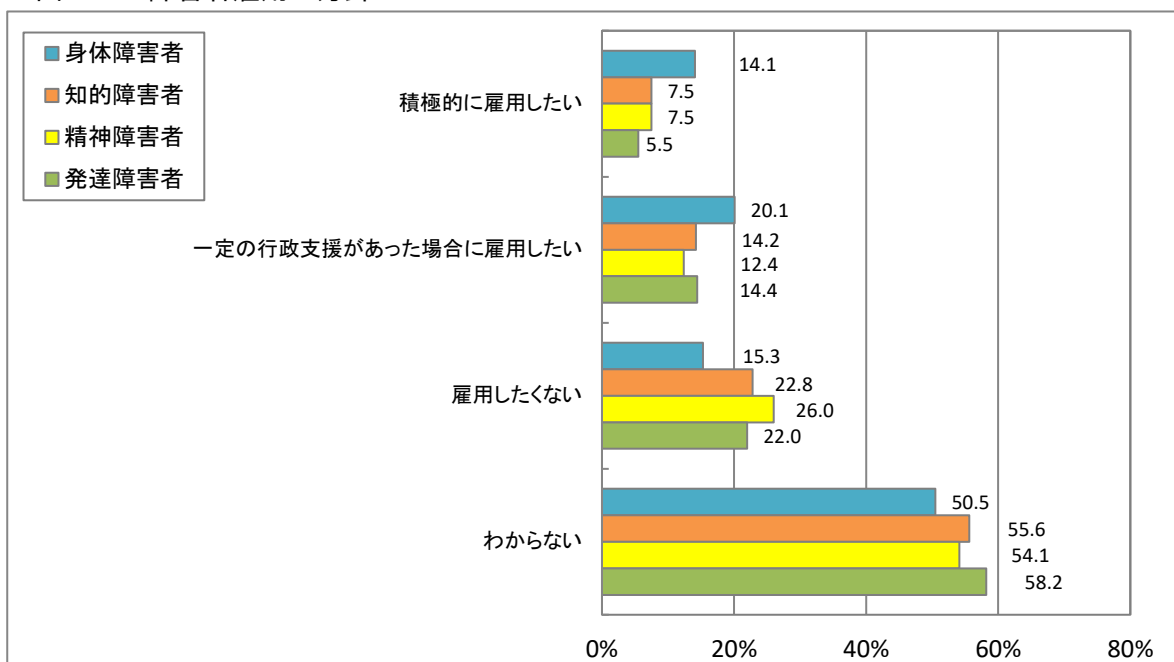
身体障害者の今後の雇用方針について、「積極的に雇用したい」が14.1%、「一定の行政支援があった場合雇用したい」が20.1%、「雇用したくない」が15.3%、「わからない」が50.5%であった。

知的障害者の今後の雇用方針について、「積極的に雇用したい」が7.5%、「一定の行政支援があった場合雇用したい」が14.2%、「雇用したくない」が22.8%、「わからない」が55.6%であった。

精神障害者の今後の雇用方針について、「積極的に雇用したい」が7.5%、「一定の行政支援があった場合雇用したい」が12.4%、「雇用したくない」が26.0%、「わからない」が54.1%であった。

発達障害者の今後の雇用方針について、「積極的に雇用したい」が5.5%、「一定の行政支援があった場合雇用したい」が14.4%、「雇用したくない」が22.0%、「わからない」が58.2%であった。

図6-1 障害者雇用の方針



(2) 障害者雇用を促進するために必要な施策

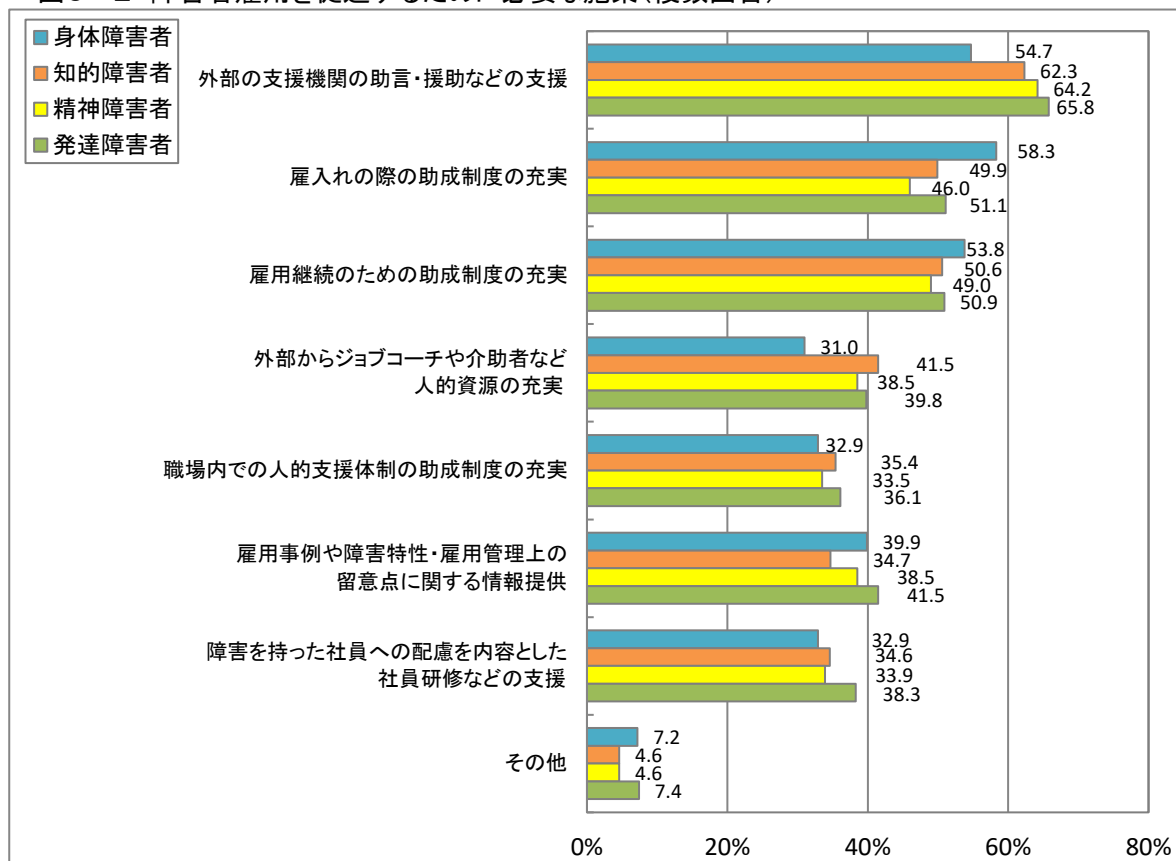
一定の行政支援のうち、身体障害者の雇用を促進するために必要な施策は、「雇入れの際の助成制度の充実」が58.3%、次いで「外部の支援機関の助言・援助などの支援」が54.7%、「雇用継続のための助成制度の充実」が53.8%となっている。

知的障害者の雇用を促進するために必要な施策は、「外部の支援機関の助言・援助などの支援」が62.3%、次いで「雇用継続のための助成制度の充実」が50.6%、「雇入れの際の助成制度の充実」が49.9%となっている。

精神障害者の雇用を促進するために必要な施策は、「外部の支援機関の助言・援助などの支援」が64.2%、次いで「雇用継続のための助成制度の充実」が49.0%、「雇入れの際の助成制度の充実」が46.0%となっている。

発達障害者の雇用を促進するために必要な施策は、「外部の支援機関の助言・援助などの支援」が65.8%、次いで「雇入れの際の助成制度の充実」が51.1%、「雇用継続のための助成制度の充実」が50.9%となっている。

図6-2 障害者雇用を促進するために必要な施策(複数回答)





(3) 障害者を雇用しない理由

身体障害者を雇用しない理由は、「当該障害者に適した業務がないから」が 81.7%、次いで「施設・設備が対応していないから」が 32.5%、「障害者雇用について全くイメージが湧かないから」が 20.4%となっている。

知的障害者を雇用しない理由は、「当該障害者に適した業務がないから」が 84.0%、次いで「職場になじむのが難しいと思われるから」が 29.1%、「施設・設備が対応していないから」が 27.7%となっている。

精神障害者を雇用しない理由は、「当該障害者に適した業務がないから」が 79.6%、次いで「職場になじむのが難しいと思われるから」が 33.9%、「施設・設備が対応していないから」が 26.0%となっている。

発達障害者を雇用しない理由は、「当該障害者に適した業務がないから」が 82.6%、次いで「職場になじむのが難しいと思われるから」が 29.2%、「施設・設備が対応していないから」が 26.3%となっている。

図6-3 障害者を雇用しない理由(複数回答)

